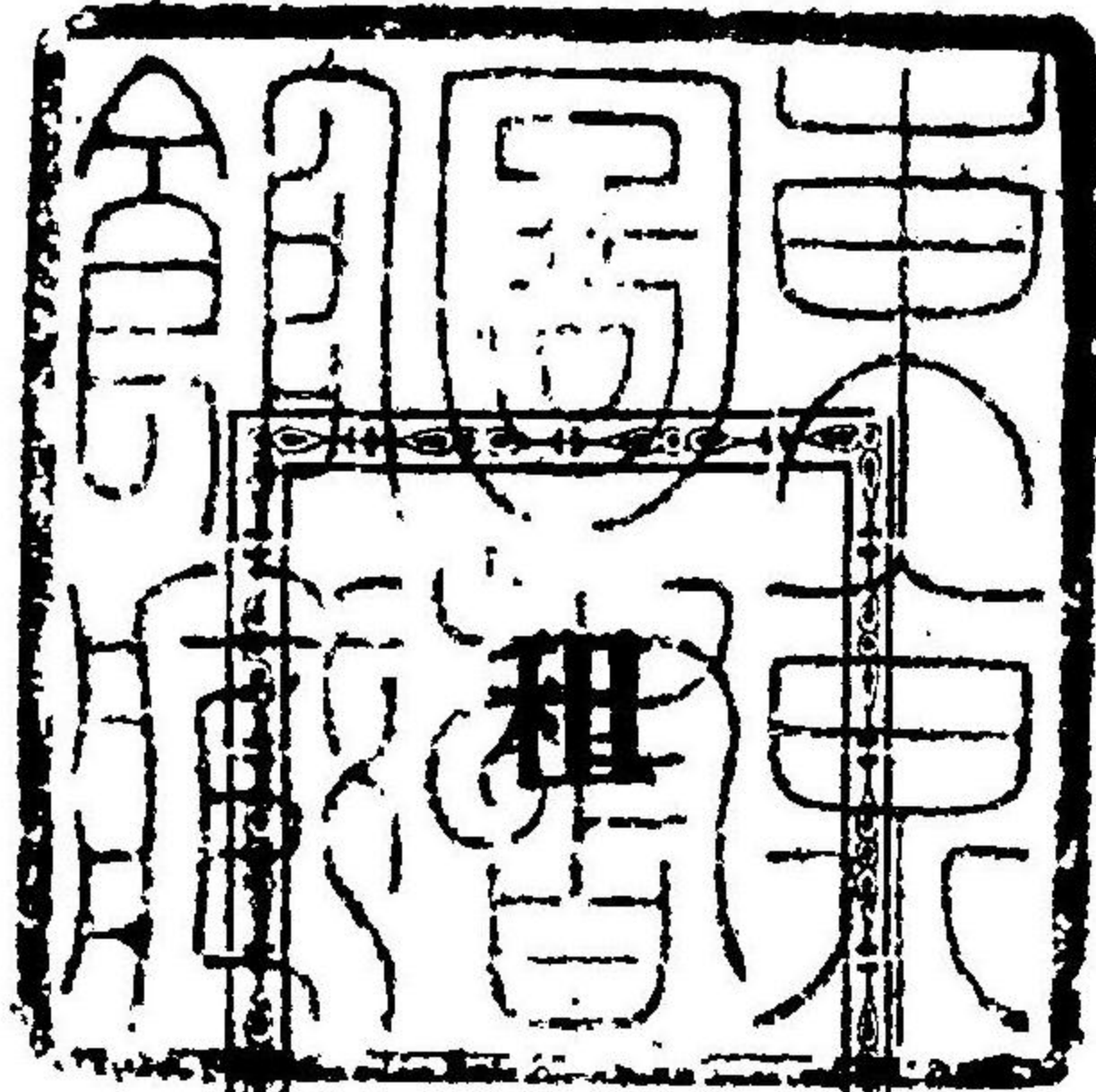


發行所

東京專門學校



稅

論

米國
及市府州

完

獨逸博士
米國博士
學士文

イ
ー
リ
ー
原
著
家永
豐吉
合
譯
鹽澤
昌貞



租税論 米國州及市府 目次

第一編 緒論

第一章 租税の定義

全

第二章 租税に關する概論

一四

第一節 租税は交換の報酬に非ず

全

第二節 租税は負債に非ず

二一

第三節 課税の權は立法部に在り

二二

第四節 租税は秩序ある定期の負擔なり

二六

第五節 一地方に於て租税と稱せらるゝもの必ずしも他地方に於て租税と稱せらるゝものに非ず

二七

第六節 課税權は他に委託する能はず

二八

第三章 近代租税の起原及生長

全

第一節 今日吾人の解して租税と稱するものは新事物なる事二九

目次

第二節	中古時代に於ける國家の歳入	三七
第三節	租税は國家の歳計上久しく下位を占め居たる事	四四
第四節	租税は最初には獨り薄弱なき者のみ之を納めたる事	五四
第五節	初代米人の租税に對する見解	五七
第四章 租税の作用に關する概論		
第一節	租税は往々通常歳出よりも多額の收入を生ず	七四
第二節	租税と自由	七八
第三節	租税と社會改良	八四
第五章 租税の種類		
第一節	租税の分類は肝要となれり	八五
第二節	重農學派の分類	八六
第三節	其他の分類	八七
第四節	行政上に於ける租税の分類	一〇五

第五節	自餘の分類法	一〇七
第六章 直税及間税の比較		
第一節	間税は主として貨物に課する租税なり	一〇九
第二節	間税は平等の原則を犯す	一一一
第三節	間税と貧苦	一一四
第四節	間税は商業を障礙す	一一五
第五節	間税と獨占	一一六
第六節	間税は專制政治及貴族政治と同類なり	一一九
第七節	直税は善良公民たるべき本分を發揚す	一二一
第八節	直税間税を巧に併用するを得策とす	一二三
第九節	直税及間税徴收費の比較	一二四
第七章 租税の文書		
第一節	租税文書の稀乏なる事	一二八
第二節	租税調査委員會の報告	一二九

第三節 經濟學上及財政學上に於ける述作 一三一

第四節 諸科特別の述作 一三四

第五節 目録の研究材料 一三八

第二編 租税の實際

第一章 殖民地時代の租税

第一節 諸殖民地は租税議決の權利を有することを主張せり 一四〇

第二節 ロイド、アイランド州 一四一

第三節 租税は初代より已に隨意的負擔に代れり 一四四

第四節 財産税及警察税 一四五

第五節 永借地料 一四九

第六節 謝金 一五〇

第七節 自餘の租税 全

第八節 富籤 一五一

第九節 運上税

第三編 租税の理論

第一章 租税新制度の基礎たる可き原則 一五二

第二章 不動産税 一五四

第三章 不動産の州税免除 一六六

第四章 公衆をして州市に於ける不動産價格増加の利益の一部を享有せしむるの方按 一七二

第五章 自然獨占 一九一

第一節 自然獨占の定義及性質 一九八

第二節 自然獨占の利益 全

第三節 獎勵すべき諸件 二〇〇

第六章 酒類釀造及販賣に課する租税 二〇二

第一節 中和的禁止策 二一三

第二節 高價免許税賦課法 全

二一八

第七章 所得税

六

第一節 租税法に於ける所得税の位地

二二三 全

第二節 所得税法に因らざれば租税の均一を保つこと

能はず

二二四

第三節 所得税は善良なる政府の發達を助くるものなり

二二六

第四節 所得税に對する普通の反對説

二二九

第五節 所得税と動産税との對比

二三六

第六節 所得税は州税たらざるべからず

二三九

第七節 所得税額を定むること

二四〇

第八節 低廉なる所得税を以て足れりとすべし

二四五

第九節 米國の諸州に於ける所得税

二四八

第十節 ベンソルベニヤ州は所得の特別なる種類に限りて課税するの制規なり

二四九

第十一節 或程度以上の總ての所得は課税すべきもの

なり

第十二節 累進税並に比例税

二五〇

第八章 相續及遺傳税

二五三

第九章 營業税

二七八

第十章 蒸氣鐵道及其他の會社に課する租税

二八二

第一節 鐵道

全

第二節 會社

二八八

第十一章 諸種の動産

二九五

第一節 家具税

全

第二節 或種類の動産を免稅する事

二九七

第三節 此免稅より生ずる利益の傳播

三〇一

第十二章 貯蓄銀行、教會、教育及慈善事業に課する税法

三〇三

第一節 貯蓄銀行

全

第二節 教會堂 三一〇

第三節 教育及慈善的事業 三一二

第十三章 租稅の實際に關する詳細及行政 機關

第一節 宣誓 三二一

第二節 明年の經費は今年に於て豫め徵收せざるべからず 三二四

第三節 租稅速納の割引 全

第四節 郡廳の稅政組織 三三一

第五節 市課稅官 三三六

第六節 ハルチモール市に於ける不動借地產の價定法 三三九

第七節 起訴 三四〇

第十四章 結論 三四三

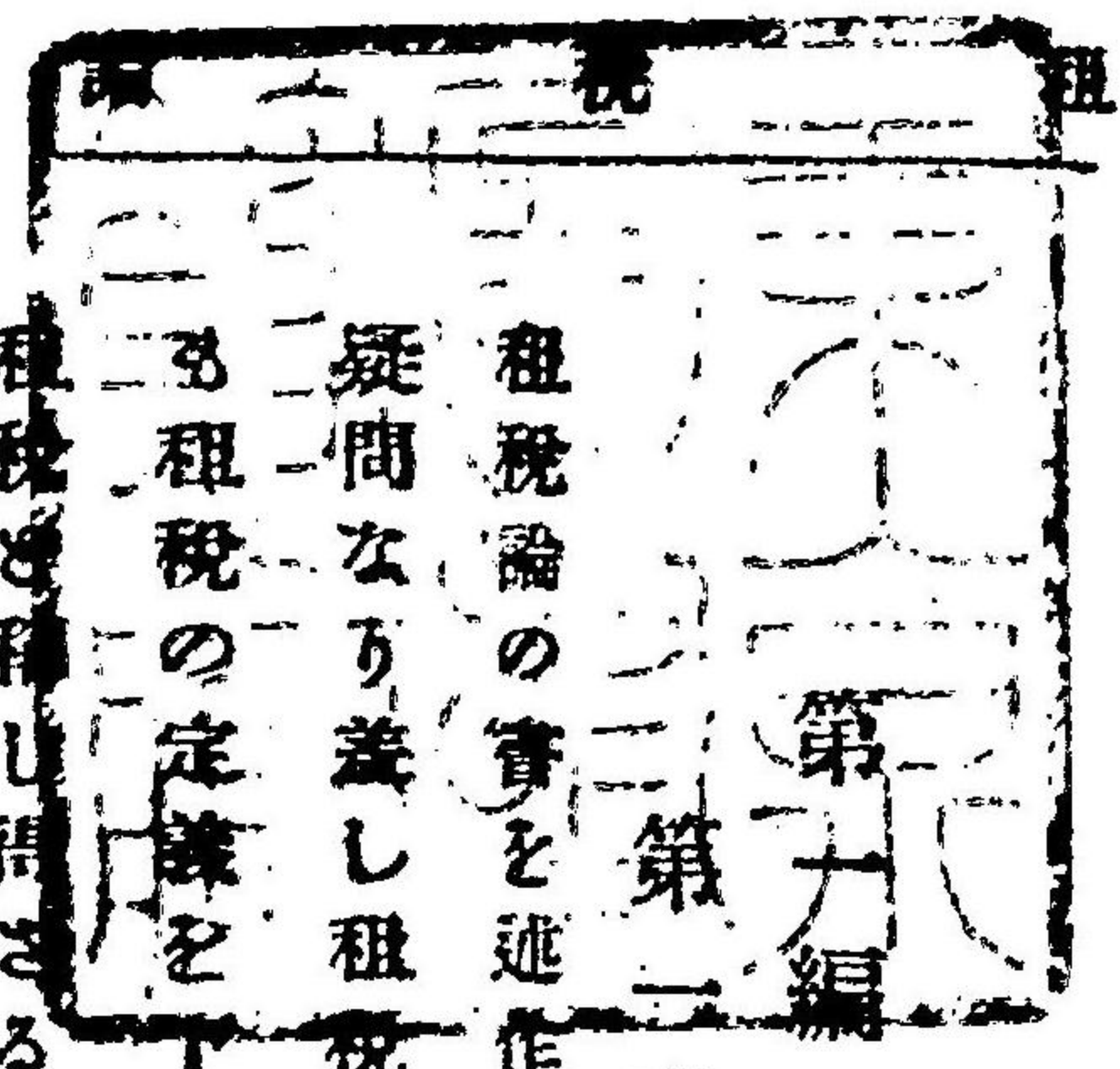
租稅論 米國州及市府 目次完結

租稅論 米國州及市府

獨乙文 學博士 イーリー 原著

米國文 學博士 家永豐吉 合譯

英語政治 科得業生 鹽澤昌貞



第九編 緒論

第二章 租稅の定義

租稅論の書を述作せんとするに當り先づ直に起り來るは租稅とは何ぞやと云ふ疑問なり蓋し租稅の實態に付ては人々多くは皆な明白なる知覺を有せり。然とも租稅の定義を下して眞に租稅と稱し得べきものは悉く之を含有し而して眞に租稅と稱し得ざるものは悉く之を除斥せんとを試る者は何人も其事の極めて困難なるを發見すへし。種々の財政學者數多の定義を發表せり然れども余の見るところを以てすれば彼等の中に於て各細密の點に至るまで能く精確無謬なるもの一も之あらざるなり。余は是より租稅の定義中最も有名なるもの數種を引證して

租稅の定義

之れに簡短なる批評を下し最後に余か獨己の定義を提出すへし
二

ハイデルベルグ大學教授クニース租税の定義を下して曰く
租税とは國家の必要なる一般の費用を充さんが爲め法律に因り制定せられ且
つ法律に因り徴收せらるゝ各人の負擔なりと

此定義たる租税の何物たるやよりも寧ろ何物が道理上宜しく租税たるべきもの
なるやを示すものと云ふ可し。今翻て實際の狀態を查察するに吾人は往々政府
の必要なる費用の爲めに非ずして却て無益なる浪費に供せんか爲に賦課せらる
ゝ租税あるを見る加之ならず是等の租税は常に社會全體の幸福を目的とせずし
て獨り一人の私慾を遂げんが爲めに人民に賦課せらるゝと少しとせず。吾人若
し土耳其露西亞の如き國々の制度及び其政務を驗すれば吾人は直ちに其租税に
關する實際の行爲とクニースの與へし定義とは大に背馳せるを發見すへし
判事クニース其著租税論中に定義を下して曰く

租税とは政府を維持し其他万般の公用を充さんか爲めに國家の權力に因り強
制的に賦課せらるゝ人民及び財産の比例的負擔なりと

此定義たる一方に於ては宜しく租税の定義中に含蓄すへき觀念を十分明確に
包括し得ざるのみならず地方に於ては其所説亦精確を欠くか如し。吾人若し公
權の認可ありと云ふ單一なる理由を以て國庫の出費は皆な公益の爲めなりと主
張せばイザ知らず若し然らざる以上は租税なるものは只其表向きに於てさへ常
に公用の爲に賦課せらるゝものに非ず憲法だも時に或は私用に供する費用の爲
めに條項を設くることあり。ニューヨーク州憲法第一章第九項には左の如き規
定あり

公金若しくは公有財産を一地方若しくは一私人の目的に使用せんとする各議
案は各立法部に擧げせられたる議員三分の二の賛成を要すと

又ロードアイランド州憲法の如きも其第四章第十四項に於て同一の規定を有せ
り
メリーランド州の歴史中には私用に供する目的を以て租税を賦課したる若し
き例證あり。嘗て聯邦の猛犬(The Federal Bull-Dog)と呼ばれたるルーサー・マルチン
と云へる人ありメリーランド州の裁判所内に於て廣く名譽を博せしが一千八

百二十年突然中風に罹り止むなく朋友の扶助に依頼するに至れり州内の人民之を見て痛く哀憐の情を起し感惜止まず爲に立法部は一千八百二十二年に於て遂に一箇の條例を通過し州内の各代言人をして免許料として毎年金五弗宛をマルチンの消費の爲に其擔當員に支拂はしむるに至れり
 ポール、レロア、ボロエーは其著財政學中の一節に於て租税の定義を下して曰く
 租税とは唯た政府の費用の割前として公民たるものに請求する負擔なりと
 而して又其以下の紙上に於て之を敷衍し更に定義を與へて曰く
 政府の費用に供せんか爲めに土地の執權者より定期に公民たるものに請求する各種の負擔即ち之れ租税なりと
 レロア、ボロエーの與へたる是等の定義に對する非難は恰も前項に述べたる所と同一なり且つ是等の定義は彼判事クローリーの定義中にさへ含有せしむるを得へき課税の諸目的をも全く度外に付したりと評すへし。蓋し租税を課するは獨り政府を維持するか爲めに止らす外其尙ほ諸種の目的あり即ち人民を獎勵して或種の事を爲さしめ或は或種の事を禁せしめんか爲に徴收せらるゝとあり。例せ

は彼輸入税の如きは往々人民に向て製造事業を獎勵するを目的とし其歳入の如きは單に偶然なる附帶物の如く見做さるゝとあるなり
 イロノイ、ペンシルベニヤ、ミネソタ其他諸州に於て酒類營業者に課するに高價なる免許料を以てするもの其意蓋し酒類商賣を阻遏せんとするにあり是等の免許料素より莫大の歳入を生ずへし。然れども此種の課税論者の主張する所を聽くに此課税の爲に國庫の享くる所の利便の如きは單に偶然附帶の事柄にして其本來の大目的は酒店の數を減し飲酒の害毒を殺かんと欲すと云ふにあり。又た聯邦法律の下に組織せらるゝ國立銀行以外の銀行組合に於て銀行券を發行する時は聯邦法律に依りて各々一割の租税を課せらるゝなり然るに此税額たる銀行券發行より生ずる利益よりも更に高價なるを以て爲めに全く州立銀行の證券發行を抑壓し盡せり而して是れ實に其目的としたる所なり蓋し我法廷の判決に據れば課税の權利は物品の價値を破壊するの權利を包括せり。判事長マーシャル曰く課税の力は破壊の力を含むと。又曰く若し課税の權利なるもの存在するどせば是れ其性質上如何なる制限をも許さゝる權利なりと

次に掲ぐる定義は余か從來許多の考慮を費したるものにして余一人の眼より見れば精確なる租稅の説明を含蓄するか如し曰く

租稅とは公共の重荷は一般の負擔若しくは喜捐を以て維持すべき者なりとの趣旨にて政府の費用を充さんか爲め其土地の執權者より公民及時に依りては公民に非ざるもの稅權の達する範圍内に在る者に請求する經濟的物件若しくは勞役の單に一方に移轉するものを云ふ

此定義中註釋を要するもの數點あり。以下之を述へん。先づ租稅は一方に移轉するものと説きたり是れ全く相互的讓與の意義を排斥せんか爲めなり。抑も租稅は交易に非す又た報酬に非す一國の主權者は公民より其負擔を請求するに當り其施行する所の勞役か公民に取りて果して幾何の價值あるやを問はざるなり是れ即ち彼租稅は保護の報酬なりと云ふ古代法律上の妄説をは明白に棄却したる者なり。元來斯かる瞭然たる誤謬か往時世に行はるゝを得たるのみならず今尙は依然として存在せるは實に奇怪と云ふ可し。惟ふに是れ恐らくは世の法律家たるもの一般に經濟學に對して相應の注意を與へず未だ曾て租稅原理を悟得

したるときか爲めならずんばあらず彼等は租稅に付き一言せざる可らざるとあり去れども別に善良なる定義を知らず於是法律其者は毫も租稅中に彼賣買及び之より起る契約及負債等に適用すべき原理を含蓄することを許容せざるとを知りつゝ尙は且つ租稅は保護の報酬なりと反復す蓋し己むを得ざるに出づるなり。尙は納稅の理由に付ては後章に於て論ずる所あるべし

租稅は經濟學上の物件即ち價值ある物品の移轉なり而して通例之を支辨するに貨幣を以てす去れども此事必しも然らず昔し亞米利加殖民地に於ては租稅の支辨に貨物を受納すると普通の慣例なりき。ニュージーランド州に於ては嘗て物品を以て租稅を支辨するか爲めに瘦羸せる牝牛を使用したるとありと云へり。ロードアイランド州の如きは租稅として國庫に受納し得可き諸種の貨物に對し各々一定の割合を規定せり。此外尙精密に探索せば最初の殖民地十三州中恐らくは皆な同様の立法ありしとを發見するならん

或種の目的に供する租稅は我諸州中勞力を以て支辨はるゝ處多し是等は主として田舎地方に於ける道路の築造維持及び修繕等の爲めに賦課せらるゝなり即ち

是等の租税は拂ひ出さざるにあらざして働き出さるゝものと云ふ可し是等は恰かも彼舊制度の一弊害たる佛國古代の、*コルヴェー*に似たり。而て現今合衆國の大部に存在する道路の甚た不良なるは半は、蓋し此法に由りて成りし故ならん。蓋し市府の道路税は通例廢止せられ一般の租税を以て之を補ふととなれり然るに、*マナルヂヤ州*の、*アトランタ市*に於ては如何なる種類の租税を問はず貨幣を以て之を納め得ざるか或は之を拒む者あるときは其租税を支辨し了る迄一日卅五セント(錢)の割合を以て市中に労働を命せらるゝなり

租税は通例公民に向て請求せらるゝものなり。然れども外國人の住居者も一定の期限後は大抵の租税に關して公民と同様の取扱を受くるなり又た居住者に非ざる外國人と雖も國內に財産を所有する時は同じく課税せらるゝものとす是事たる不動産の場合に於て常に然り又時としては動産にも及ぶとあり。抑も不動産税は物品に對する租税にして恰も其收入に於ける第一の賦課の如きものにして其所有者の如何に關せず之を賦課せらるゝものなり。此租税の存在せるが爲め實際に於ては財産權の幾部分空しく公有に歸せしと同一の有様に至ると往々

之れあり英國の如きは會社株式株券及び公債證書等に課する所得税は會社と利子或は配當金を支拂ふ處の銀行とより徵集し其株券及び公債證書所有者の居住に非ざる外國人なるを否とを問はざるなり

人頭税の行はるゝ諸州中には外國人も同じく課税せらるゝことを明かに規定せるもの多し。*マヨル*、*マヤ州*會計長の如きは其論達書中に外國人も人頭税を拂ふ可き義務あるの事實を述べて殊に收税吏の注意を促せり

外國人に租税を負担せしむるの正當なる理由は之を賦課する政府の存在するが爲めに彼等も多少の便益を受く可しと云ふにあり。此點より論すれば此種の租税を以て保護の報酬なりと見做すを得へし何となれば公民たるの義務故なく外國人に歸すと主張すること能はされはなり。去れども又驕て思考せば若し外國人に於て我國政府の爲めに課税せらるゝとも我公民も亦恐くは外國政府の爲めに課税せらるゝことあるへく且つ我國政府が外國人より徵集する額は殆んど外國政府が我公民より徵集する額と粗ぼ相同しかるへしと論するを得ん。斯くの如く説き來らば課税のとの如き容易に其の精密を得難き事柄に付ても粗ぼ公平

なるを得へし

威力なる意味も亦租税の中に含滞せらるゝや疑なし即ち彼外國人の居住する所政府の費用を負担せんとを強ひ得へき位置にありとの單一なる事實往々充分なる課税の理由として主張せらるゝとあるか如き是なり

公共の重荷は一般の喜捐に因て維持せらる可きものなり茲に所謂一般とは人民の或階級若しくは財産の或種類に適用すべき一定の規則に違ふとを意味するものにして其規則たる必しも人民全體に適用するものに非す又財産全體に適用するものに非ざるは素よりなり。蓋し何人も普通の規則に由らずして箇々別々に選出せられ以て政府の維持或は公費の負擔を命せらるゝか如きとあるを得ず若し斯くの如きとありとせば是れ租税に非ずして沒收なり。合衆國聯邦憲法の條項中には相續の報償なくして私有財産を公用に供することを得ずとの規定を設け以て斯の如きとを禁止せり。イリノイ州憲法第九條第一項には議會は出賣商、賣人、仲買商、呼賣商、小賣商、經紀商、其他數種の人民並に渡錢を取る橋梁、渡場、保險、電信、飛脚事業及び特許を有せる人民若しくは會社等に對して一般の法律に準據し租

租 税 論

租

税

論

税を課するの權を有す但し其租税たる一階級内に於ては皆な均一に賦課せざる可らずとの規定あり。諸州の憲法中には往々何種の租税を賦課すへきや或は如何にして之を賦課すへきや等のとを規定せる者あり。例之はメリーランド州の權利布告令第十五條の如きは州内に居住し若しくは財産を有する人民は其不動産又は動産の實價に準し政府維持の爲に各其比例に依り租税を負担す可しと規定せり。去れども此條たる租税の原理上或種の動産に限り免税を可とするにも拘はらず之を免除するとを妨くるものと反論せらるゝなり

判事クローリ其著租税論中に於てケンタッキ州控訴院の判決を載すこの判決たる即ち或法律か市中の一部分に向て比類なき多費の方法にて街路改良を施さしめ其費用は承諾をも經ずして近接の財産所有者に負擔せしめたるにも拘はらず他の部分に對して街路改良を命するに當りては豫め之に近接せる財産所有者の請願を要するとしたるは是れ取りも直さず憲法違反なりと云ふにあり。左に記するは即ち同法庭の意見を摘録せるものなり

一般公衆に租税を課する法律の明白なる旨意は其負擔をして及ぶ可き丈け平

租税の定義

均ならしむるにありて斯くありてこそ其正當の結果なりと云ふ可きにせよ單に其望む所の目的を達する能はざるの故を以て此法律は大法に違反せりと論するを得ず。然れども本件に於けるか如く其法律より來れる結果假し必然ならすとも十中八九は最も壓制的不平均を生し遂に少數の納税者をして自から全費用を負擔して公共一般の利益となる可き改良事業を實施せしむるに至り且其事業たる目下一般に使用せる同性質のものに比して二倍の費用を要するのみならず落成後に至れば一般公衆は皆な該費用を負擔せる少數者と同様の便利を享有するものなるを以て此法律は其性質取りも直さず少數者の財産に對して故意に權力を濫用したるものとなるへし。若し憲法上の意義に憑りて之を斷すれば報償なくして私有財産を公用に供したるものとなるなり。此判決は余か定義と其旨意全く一致せり。凡そ公民に賦課せらるゝ公共の負擔は之を租税と稱するを得へし然れども善良なる充分の理由なく只た政權を濫用して社會一部の公民をば其他の公民より分離し而して獨り之れに命するに公費の負擔を以てするか如きは即ち是れ沒收と見做すより外なきなり但し各階級の

財産全體に課税せずして或一階級の財産全體に限り之に課税するとの如きはその善良なる充分の理由素より租税の原理中に發見し得へし不動産の所有主たる者夫の抵當物約束手形等の如き動産の所有主にして等しく課税を蒙らざればとて之れか爲め自己の財産を沒收せられたりと主張するを得ず何となれば彼等か免税の理由は固是れ公共の政略に基くものにして其便益は社會一般に普及するものなればなり。夫の砂糖の如き貨物の營業者も亦然り政府か自餘の貨物を措て砂糖にのみ課税したりとて之を以て沒收なりとの訴訟を提起するを得ず何となれば立法部か斯る税法を設けたる顯然たる旨趣は公共の重荷に一般の喜指にて維持せざる可らずと云ふにあるを以て該營業者は順次に其租税の負擔をば購買者に轉移し以て之を社會一般に散布するを得ればなり。又六百弗と云ふか如き少額の収入にして一般の所得税を免せらるゝとも所得税を納むる者之に對して苦情を鳴らすの基礎なし何となれば各文明國に於て諸税中の大部を占むる夫の間税の如きは其負擔富者及び中等人民に於けるよりも寧ろ貧者に重く加之ならず少額の収入を有する者より所得税を徵收するときは爲めに過當の費

用を要し其國庫に入り來る金額よりも尙ほ多額の租税を納税者の囊中より出さしむるとなるを以て政府行政機關の運轉上自ら免税の理由存すればなり。此點に付ては尙ほ詳論するを得へきも以上は只説明の序てに陳述したるに過ぎるなり。要するに租税は社會の良心に訴へて公平無私ならざる可らず何となれば社會の道德心は從來租税並に其他の事件に關する法律の判決上に重大なる勢力を有したるのみならず今後も亦益々然る可きは蓋し疑を容れさればなり

第二章 租税に關する概論

第一節 租税は交換の報酬に非ず

租税の眞に何物たるやを一層明白に説明せんとせば先づ何物が租税に非ざるやを詳説するに如くはなし。余は是れより進て先づ第一に已に前章中にも一言し置きたるか如く租税は勞役交換の一部に非すと云へる觀念に付て細説す可しこの觀念は已に余の定義中にも含蓄せるものなり租税は物件若しくは勞役の一方に移轉するものにして其の間相互的關係あるに非ず公民の之を納むるは其公民たるか故にして斯く爲すは即ち其義務なるを以てなり是れ即ち彼等は社會の

一員なりとの事實より生ずる一結果なりとす。蓋し人は人類として其同胞に對し任務を有す而して其任務の最も重大なるものは文明の要素たる政府なるものを維持するとに在り。無政府論者に非ざるよりは決して之に反する意見を抱くとなかるへし尙も普通の人ならんには公益進張の爲めには獨り其財産のみならず若し必要あらは其命令をも抛たざる可らざるに至るも之を以て當然の事となす可し唯或一定の規則に準據して斯の如きに至らんとを求むる耳。公民及び其他凡ての人類は一人として政府の存在に依り便益を受けざる者なし而して其便益を受くるは只其公民たり又は人類たるの故を以てなり。故に租税を拂ふ能はされはとて決して公民普通の權利を剝かるゝとなし獨り租税を拂はざるのみならず却て社會の扶助を仰ぐ貧民と雖も豪富の人と同しく動す可らざるの權利を有す或場合に際しては巨額の費用を要する政府の機關にして全く貧民の用に供せらるゝとある可し。之れを以て吾人は從來保護を受けたるとなしと論して租税不納の辨解と爲すことを得ず夫の警察又は消防局の如き往々誤て身財財産の保護を全ふし得ざるとありと雖もこの事實を以て年々の家屋税を除却せらる

一六

へき正當の理由と見做すと能はざるなり。吾人は又法廷に出て、爾後國家の保護を求めざるを以て一切課税を免せられんとを主張するを得ず租税を拂はすして自ら其一身の保護を司らんとするか如きは決して許容せられざるなり

法官クローパーは舊時の妄説たる租税は相互交換の意を含むと云ふとを許容したる後課税の正當なる理由として更に其區域内の人民及財産上に於ける國家の最上主權及び管轄權と云へる一事を加へたり。之れ夫の租税は保護と供給との相互交換的義務なりと云へる中に含める理由の不充分なるを感したるに因るや明白なり。余の見る所を以てせば純然たる法律上の見解より主權と云へる事實を認めて充分なる課税の理由と見做すを得へし。去れども更に之れに加ふるに他の理由を以てせんとするか如きは却て思想の混雜を招くを如何せん

道義上の見解に至ては其範圍更らに廣大なり即ち租税は同胞に對する義務にして時々法律に因て賦課せらるゝものなりとの一事蓋し道義上充分なる理由なる可し。然れどもこの事たる尙ほ更に詳言するを得へし蓋し一般公衆は政府なる組織の力に頼りて始めて生産事業の組合人たるを得るものにして即ち此資格

あるを以て其生産全身に對して各其割前を受くるを得るものとす。何人にて之を疑ふものあらは若し假りに政府なるもの存在せざりしとせば從來幾許の富を生産し得たるかと云ふ問題を自問自答せよ

政府已に生産に欠く可らざる一の必要件なりとせば之れ實に夫の天然力又は勞力等と同じく生産の一要素たるものにして自ら富の分配を受くるの權利あり而して其幾許の分配を受く可きやは政府自ら其主權に由りて決定する所にして素より私人交換の原理を以て之を律すへきに非ず。元來如何なる生産と雖も社會なるものゝ力を禁らざるはなく政府の如きは唯た其一顯象たるに過ぎず嚴密に個人的生産と稱し得へきものゝ如きは到底今日の社會に存在せざるなり。若し全く一個人の力に倚り果して幾許の生産を作し得へきやは亞弗利加の中心及び南米の高原或は一步を譲りて膏腴なる北米の西部に一身を孤立し全く他人との關係を絶ちたる者能く之を知るを得ん。今日の生産は眞に皆な社會的なり其各人互に相依頼せざるへからざるとは千種万様の事に於て其必要を感す可し。蓋し分業法行はれ吾人か他人の爲めに生産する場合に於ては即ち取りも直さず吾

人は是等の人々に依頼するに外ならず彼等若し誤て生産する能はずんは吾人は
 毫も俱に交換す可き物品を得る能はざるなり。而して吾人の中に於ける競争者
 の活潑なる働きも亦生産上至要欠く可らざる者なると猶ほ吾人が將に我物品と
 交換せんとするものを生産する人々中の競争に於けるか如し。兎に角各人が今
 日の社會に住して其惠福を享くるの事實は乃ち社會に與ふるに道義上各人に對
 して要求を爲すの權利を以てする者にして是れ蓋し自然の結果なり
 余の所見を以てすれば右の議論は亦以てヘンリー、マヨール、マヨールが租税の性質に付
 て抱ける意見に對し適實なる一箇の答辯となる可し。奇怪にもヘンリー、マヨ
 ルは此の議論に關しては所謂極端保守論者とも稱すべき者なり何となれば彼
 は元來租税なるものあるを信せず却て之を以て一種の掠奪なりと主張すればな
 り。蓋し今日一般に是認せらるゝ地代論に據るに土地なるものか地代價格を有
 するは其土地に加へたる改良の外別に社會全體の力あるに因らすんはあらず。
 於是乎マヨール、マヨール氏曰社會には其力に倚りて生ずるもの即ち地代を與へ以て其
 万般の費用を支辨せしむ可し去れども余か一身の力に倚り一箇人にて生産した

る者は全世界に對し自然の權利上全く我所有物なり然るに若し公共の爲めに其
 一部分にても取り上げられんか是れ余は掠奪せられたるなりと。是等の言辭は
 素より彼の自白せしものに非ず唯だ根本たる議論中の一を略説したるものなり。
 然れども其の實マヨール、マヨール氏の假定せるか如き箇人的生産なるものは一も今日
 の社會に存在せざるなり
 試みに思へ他人の助けなく我れ一人にて果して能く何物を生産し得たる乎曰く
 無し
 以上論述せし外尙ほ是他に課税の理由として必要なるもの果して之れある乎。
 夫の交換の原則を以て租税に適用せんとする法律上及び經濟上の諸議論の如き
 は其結果として必ず思想の混雜を生ず可きも前段の所説の如きは悉く是等の弊
 を免れ得たるに非ずや。學問技量天下の聲望を博したる法官クローリーの如き拔
 萃なる法律家に對して彼れ是れ批評を試むるは顯ふに危險の業なる可し。然れ
 ども以下に拔萃せる一節の如きは之れ豈に其本質上到底調和す可らざる事物を
 無理に調和せんとするに當りて起り來る可き自然の結果を明證するものに非ず

租 税 論

租税支拂を命せられたる者其特別の負擔より生ずる便益を受けされはとて
 も其課税に對する非難とはならず譬へは教育上の目的の爲めに製造會社に課
 税する場合の如し。然れども其實斯くの如き目的に向て公金を使用せは之れ
 か爲め幾多の便益常に流出すべく會社の如きも普通人と同じく其財産及び利
 益に對して一層の安全を得べきなり
 去りなから此安全たる果して教育の結果なりと云ふを得べきやは是れ一問題な
 り。教育の汎及は却て財産の安固を減ずるとを主張する者往々之れあり今や假
 りに納税者は其租税の爲めに却て財産の安全を減すと自信し法官及び陪審官に
 至るまで亦た同様の自信を懷くと想像せよ。然らば如何讀者は宜しく此事に關
 しクリューの租税論第十六頁第十七頁の紙上にある所説を参照す可し其中に論
 すらく租税と保護とは相互交換的のものなれば之れ唯た租税は勞役の報酬に
 して一種の交換なりと云ふことを換言したるものなり」政府の賦課する租税は
 各人か其政府の保護に由りて受くる便益に應じて人民の中に分配す可し」と。而

租 税 論

してこの博識なる法官は直に一言を加へて曰く「然れども之れ明かに出來得可か
 らさるとなり生命自由及社會上家族上の權利並に特權等の價格は到底金錢を標
 準として計量する能はざるなりと。更に又ソロールド、ロイヤース氏の説を稱
 贊して之を引照し若し夫れ租税は一箇人の受くる保護の比例に由て決定せらる
 りものどせは婦人及小兒は強壯健全なる大人よりも尙ほ多額の租税を拂はざる
 可らず何となれば彼等は一層多分の扶助を要するか故に法律にして果して實効
 あらしめは從て多分の保護を受くればなり」と云ふに至れりクリューの説く所已
 に斯くの如し然るに彼又同一節中に附加して謂らく各人の受くる便益に應じて
 租税を定む可しと云へる假定は「政府の實務上最も眞理に近きものなり」と。是れ
 果して何の意そや

第二節 租税は負債に非ず

租税は明文若しくは黙認の契約に基つくものに非ず即ち主權に由て要求せらる
 り負擔にして課税の權は元來主權に附着し常に之れと終始するものなり是故に
 負債に適用す可き法律は素より以て租税に適用する能はず。去れば當時の法律

にして已に租税不納の爲め禁獄に處す可きとを規定したる以上は假令ひ負債の爲めに禁獄に處すとの條文廢止せらるゝとも之れと同時に租税不納に對する同様の條文も亦廢止せらるゝものに非ざるなり

第三節 課税の權は立法部に在り

之れ課税と人民代議とは併行するものなりと云ふに同し。抑も「課税と人民代議との併行」なる語は決して各納税者は悉く撰擧權を有すと云ふか如き法律上の義に非ず其意たる唯た苟も人民の代議士に因りて成れる立法部は其如何なる方法にて撰出せられたるにも拘はらず租税を議決せざる可らずと云ふに在り。而してこの理由に依り右の格言は遂に立憲政府の定則の一となれり蓋し何つれの國を問はず撰擧以外に除斥せらるゝ人民常に之れおらざるはなかりき。此事に關しクリューの其租税論中に記したる言葉に當れり曰く人民全體として悉く政治に參せしむる能はざる間は其參政權許否の範圍は一般の政略を參考して決せざる可らずと

合衆國諸州の憲法は租税を賦課して歳入を設くるの權は立法部に屬するとを規

定せり今其中より左の二適例を摘載せん曰く

議會は必要ありと思惟する歳入を設く可し(イリノイ州憲法第九條第一項)

如何なる名義を以てするも立法部の承諾なくして助金、手数料、租税、擔當費、若し

くは謝金料を定め又は之を課するを得ず(メソリーランド州憲法權利布告令第

十四條)

立憲君主政體の諸國に於ては尙ほ一層課税の權力を制限せるを見る即ち是等の諸國に於ては此權を下院のみに限るを以て肝要と見做せるなり。彼英國女皇が國會開期に臨みて降せる勅語の躰式は能く明かに此點を表示するものにして歴史上の發達をは僅かに數言の中に偶せし美麗なる説明なりとす。今一千八百八十七年二月九日に讀示せられたる「陛下の勅語」を以て一の例證となさんこの勅語は冒頭に先づ「我貴族並に紳士諸子」と云へる語を以て始め直に進て英國と諸外國との間に於ける外交上の關係を論述せり。而して其中に於て「世界の平和を維持す可き友愛なる感情と熱心なる希望とに就て確實なる保證を得たる」とを告げ次に亞弗汗境界の事に付き一言し「アヒンニヤ加奈陀亞米利加其他諸邦に關すると

を述べたる後更に一步を進めて曰く「下院の紳士諸子只今諸子の前に提出せる一千八百八十八年度の政費額は經濟上適當の注意を加へて編製したるものなり云々」と。而して其財政の問題を述べたるや演述の餘韻に一變し更に其語を續て曰く「我貴族並に紳士諸子諸子か愛國の利益を思ひ非常の盡力を以て前期の議會を通過せしめし方案は云々」と。それ斯くの如く英國に於て下院が財政監督の權を掌握せることは其開會の勅語に用ひらるゝ格式に於て已に承認せられたるを知る可し

吾人の祖先が我聯邦憲法中に於て豫算案は先づ下院より始む可しと規定したるは固是れ英國より享受せし感情に由るや疑を容れず去れど此條項も今や其効用寔に擱きか如し何となれば上院は其原案を修正するの權に因り殆んど下院と等しき財政監督の權を有するか如き觀あればなり。然れども今後若し下院と上院との間に於て曾て英國の兩院間に起りしか如き激烈なる長期の爭論破裂するにあらずば下院は上院の權力を減殺せんと企つるに至るも未だ知る可らざるなり」我諸州の立法部は兩院共撰舉に由て成るものなり故に豫算案は何つれより始む

るも敢て差異なきか如く思考するものあり甚しきは其憲法中に於て豫算案は實際何つれの院より始むるも可なりとの明文を設けたるもの往々之れあり。例せば彼イリノイメリーランド、ニューヨーク及びフロリダ等の諸州の如し。蓋し今日に於ては豫算案を創始するの權を下院のみに制限することたる亦往時の如く肝要なるものと見做されざるか如し。即ち一千八百三十二年に於けるミシシッピ州の憲法は右の如き條項を有したるも一千八百六十八年同州の憲法にては全く之を除却したるか如き其證なり

人民代議は必ずしも常に課税と併行せず例せば夫のコロンビヤ、テストリクトの如きは聯邦議會の直轄する所にして同地方の人民は毫も撰舉權を有せざるなり。又テリトリ（未だ州とならざる地方）の如きは僅かに代理者（發言權あるも投票權なし）に由て聯邦議會に代表せらるゝのみなるも其住民は皆間接聯邦税を課せらるゝなり。加之ならず實際に於て課税の權は常に立法部にのみ屬すと云ふと能はず何となれば露西亞の如き真正の立法部なき國々あればなり。然れども今日の諸立憲國に關しては概ね之を以て一般の原則と爲し得可し

第四節 租税は秩序ある定期の負擔なり

二六

租税なる語は希臘語の秩序と云へる文字より出てたるものにして定期に従ひ起り來るものを示すなり是を以て租税は夫の國會が危急の場合に際して國王に呈する臨時獻金の如きものとは異なれり。是等の獻金は時に由り助金と稱せられたるものなり威力に倚りて徵集せらるゝ公債及負擔も亦同じく二の點に於て租税と差異あり何となれば是等の公債及負擔の如きは非道なる不時の強取なればなり。又古代の所謂恩惠獻金パテナレシスの如きも時としては其語の如く純粹の贈與となり又時としては不時の強奪となりたるとありき去れど何れにするも是等は租税に非す何となれば租税は往々喜て之を納むる者ありと雖も其性質決して好意的供物に非されはなり。夫の助金及臨時獻金等の語は眞に租税の意義を以て用ひられたるとありや如何是れ宜しく注意すへきなり蓋し是等の語は其意義已に一變したる後尙ほ依然として存留したるものなり。去れど此事は次章に至り更に論述す可し又貢獻なる文字も時に由りては租税と同一の意義に用ひられたるとあり去れども此語は其通常の意義に従ひ戰勝國か其敗戰國に對し威力を以て徵

集する負擔に限ると一層適當なる可し

第五節 一地方に於て租税と稱せらるゝもの必ずしも他地方に於て租税と稱せらるゝものに非す

法律か如何なるものを以て租税と見做す可きやを命ずるは多少專斷に出づるなり而して法廷か法文を解釋するの所爲も亦決して一樣ならず。假令へはイリノイ州の如きは勞力にて支辨す可き國道課税を以て租税とは認めされどもテヴァダ州に於ては二十一歳より六十歳までの各男子に課するに金四弗若しくは二日間の勞力を以てし之を以て人頭税と見做したり。去れど之れ該州の憲法に違反せる租税なりしなり

以上は法律及び經濟學か租税の定義を與ふるに如何なる範圍まで專斷に出づるやを示したるものなり蓋し租税と稱する物體と自餘の物體との間には夫の馬或は木と他の自然物とに於けるか如き判然明白なる自然の區別存せざるなり要するに租税なる文字は多少變化動搖しつゝある觀念に對して附したる專斷の記號に過ぎざるなり。去れば斯る場合に當り採る可き最良の方案他なし成る可く最

其の慣例たるか如きものに適合せしめ其意義をして能く調和單純及び一致ならしめんとを努むるに在り

二八

第六節 課税の權は他に委托する能はず

之れ今日の立憲政府に對して適用す可き概則なり素より課税の權は立法部に委托せらるゝものとす。去れども一般の通則に據れば凡そ委托せられたる權力は被委托者より更に之を他人に委托すると能はざるなり。法官クローリーは最低の地方自治體(市町村)の課税の權力を以て夫の往古以來存在して因襲的の道理となり暗々に又は公然諸州の憲法中に包含したる規則に對する判然明白なる一例外なりと論したりこの權力も往々憲法及び法律に由て制限統管せらるゝとあり。然れども所謂地方自治體と雖も其委托せられたる權力は之を他に移轉すると能はざるなり又或市の如きは其主宰者たる州よりも以前に存在し爾後公然剝脱せられさりし權力は今尙ほ之を保有せり。斯くの如き場合歐洲に於て甚だ多し就中獨逸の如きは之を以て市制の原則と爲せり

第三章 近代租税の起原及生長

第一節 今日吾人の解して租税と稱するものは新事物なる事

抑も租税の性質を有するもの或は上古の史上にも發見し得ざるに非ず去れども今日吾人が租税と稱するものは全く世界歴史上の新事物なりと云ふを安全なりとす。吾人は今や租税を以て定期に起り來る負擔にして一國の住民全體に課せらるゝものと爲す而して租税は諸政府の益々増加する重税の大部分を支辨すべきものなるを期するなり

古代諸國の歳入歳出に就て論究するは本書の主旨とする所に非ず去りながら茲に一言を加へ彼十九世紀以前に存したる諸國の歳計の如きは何れも今日英國獨逸及合衆國等の歳計に比すれば殆んど微々言ふに足らずと論するを得可し。史家クローリーはペリクリスの隆時に於けるアゼノスの歳費を計算して一千タレントとなせり即ち米貨一百二十万弗に當るなり蓋し當時に在りては戰爭は皆其掠奪物若くは貢獻に由りて維持せられ戰勝國の如きは戰爭に由りて其歳入を得たりしなり。即ち夫の外國人の如きは歳入を出さしむ可き常套物と見做されたる

者なり而して力役の勞は其公民に嚴課せられ爲に苛重に堪ざるに至ると往々之
ありき又官吏は近世に於けると同じく皆謝金を以て其報酬に充てたり。而して
當時の官職は今日の常態の如く費用の基たるよりも寧ろ往々純歲入の源たりし
なり

吾人の所謂間接税なるものは己に希臘羅馬にも存したり去れども之れ當時特權
に對する報酬と見做され居たるや明白なり即ち輸入又は輸出の貨物は皆課税せ
られたれども此租税は國內へ物件を輸送するの特權に對する相當の報酬と見做
されたるものにして恰も彼入港者に對する入港料又は公共市場使用に對する市
場料の如きものと同一視せられたるや疑を容れざるなり。蓋し是等の輸入税及
ひ輸出税は純然たる歲入の目的に出たるものなり何となれば其輸入品に對する
課税も其輸出品に於けるものと同一なりしのみならず其割合たる今日吾人が其
過輕なるを笑ふ程なりしか如くなればなり。當時輸出入品に對し二分の課税を
なせしとは吾人の能く知る所にして若し其割合一割乃至一割二分に達するとき
は全く重斂と見做されたりき。然るに之に反して今日の合衆國の如きに至ては

論 税 租
吾人の所謂間接税なるものは己に希臘羅馬にも存したり去れども之れ當時特權
に對する報酬と見做され居たるや明白なり即ち輸入又は輸出の貨物は皆課税せ
られたれども此租税は國內へ物件を輸送するの特權に對する相當の報酬と見做
されたるものにして恰も彼入港者に對する入港料又は公共市場使用に對する市
場料の如きものと同一視せられたるや疑を容れざるなり。蓋し是等の輸入税及
ひ輸出税は純然たる歲入の目的に出たるものなり何となれば其輸入品に對する
課税も其輸出品に於けるものと同一なりしのみならず其割合たる今日吾人が其
過輕なるを笑ふ程なりしか如くなればなり。當時輸出入品に對し二分の課税を
なせしとは吾人の能く知る所にして若し其割合一割乃至一割二分に達するとき
は全く重斂と見做されたりき。然るに之に反して今日の合衆國の如きに至ては

三〇
 者なり而して力役の勞は其公民に嚴課せられ爲に苛重に堪ざるに至ると往々之
 ありき又官吏は近世に於けると同じく皆謝金を以て其報酬に充てたり。而して
 當時の官職は今日の常態の如く費用の基たるよりも寧ろ往々純歲入の源たりし
 なり
 吾人の所謂間接税なるものは已に希臘羅馬にも存したり去れども之れ當時特權
 に對する報酬と見做され居たるや明白なり即ち輸入又は輸出の貨物は皆課税せ
 られたれども此租税は國內へ物件を輸送するの特權に對する相當の報酬と見做
 されたるものにして恰も彼入港者に對する入港料又は公共市場使用に對する市
 場料の如きものと同一視せられたるや疑を容れざるなり。蓋し是等の輸入税及
 ひ輸出税は純然たる歲入の目的に出たるものなり何となれば其輸入品に對する
 課税も其輸出品に於けるものと同一なりしのみならず其割合たる今日吾人が其
 過輕なるを笑ふ程なりしか如くなればなり。當時輸出入品に對し二分の課税を
 なせしとは吾人の能く知る所にして若し其割合一割乃至一割二分に達するとき
 は全く重斂と見做されたりき。然るに之に反して今日の合衆國の如きに至ては

輸入品に對し五割乃至十割の課税あるも吾人は決して驚かさざるなり。ポエツク
 氏はアゼンスの歲入を分て定期歲入通常歲入及び不定期歲入非常歲入と爲し又
 其定期歲入を分て四種と爲せり。即ち第一は税金にして一部は公有財産より生
 ずるものにして鑛山より生ずるものも包含し一部は海關稅國產稅及產業又は人
 民に課する或種の租税より生ずるものを含む而して獨り此最後の租税は外國人
 及奴隸にも及ぶ者とす第二は罰金にして裁判手数料又は沒收財産より生ずる者
 亦同し第三は同盟國又は屬邦の貢獻物なり而して其第四は定期リターナー(義捐
 物)なりとす

乍去ら是等の歲入は一として今日の租税なる意義を合審するものなし。人若し
 上古及び中古諸國の歲入を研究せば其當時租税たるか如き觀を爲せしものも往
 々公務若しくは財産使用に對する報酬たるに過ぎざりしとを知る可し。夫の古
 代の十分一税の如きは其一例なり希臘の内に於て賦課したる十分一税は皆概し
 て官有財産若しくは公共物に對する報酬たりしものにして租税と稱するよりも
 寧ろ地代と稱せらる可きものなりしなり。又古代の人頭税の如きも臣服せる外

國人より強取したるものにしてこれ其臣服と劣等との表章たるに過ぎざりき。語あり曰く『土地にして租税を課せらるゝときは爲めに其價格を減するか如く人も亦人頭税を納むるときは其品位墜落す何となれば之れ俘虜の標號なればなり』と此語は名僧ターリヤンの言辭中より抄せしものなれども亦能くカロヱインツヤン朝治世の間に行はれたる思想を表示するものなり否獨り當時のみならず實際現世紀に至るも租税なるものは自由士人に課す可き品位あるものに非すとの思想尙ほ其痕跡を留むるを發見し難きに非らず蓋し私領地に課する直税は夫の人身に課する租税に比すれば其品位を墜落するも稍少なきものと見做されたりき。去れども是等の租税と雖も尙ほ之を忍ぶ能はざりしなり而してポエツク氏の如きはヘロポンチヤン戦争以前に當りては毫も斯る租税あらざりしとを斷言せり。蓋し該戦争以前に當りては他種の歳入特に國有鑛山より生ずる者夥しく充溢し其剩餘をアゼンスの公民に分配したる程なりしは信を措くに足るとなり。去りなから希臘羅馬共に其初期より已に租税を徵收したるとを論し且尙ほ一步を進めて必要の場合に際し租税を課するの權も已に充分に承認せられ

居たるとを主張する者あり。此説の如きは其論鋒寧ろ強きに失するに似たり去れ共希臘羅馬共に其初は租税行はれたるの時期なりしも其全盛の際に至りては租税免除の時期に移り其後覆亡の時代に及んで復租税苛重の時期となるに至りしとの説信す可き道理あるか如し。又當時財産に課したる非常税の實に輕微なりしとに付きポエツクは數多の實例を擧げて之を證明せり即ちアモスゼニスの財産に付き其後見人か納めたる租税の年々平均額は僅に其財産價格一分の五分の一に止りしか如し之れ殆んど一千八百八十七年に於けるニューヨーク市税率の十一の一に過ぎざるものなり。夫のアゼンス人の如きは一分と一分の三分の二の租税を以て深く熟考する迄もなく重歛なるものと見做せしなり。ターリヤン(希臘官名)なるものは稍無給官に似たるものにして高貴の表章と見做され而して此官に就きたるものは人民の饗應若しくは國防等巨額の費用を要するものどす又是等の官職は強迫的に領受せしめられたるものなり去れど一たひ之を領受したる者は概して其官職の要する者よりも多く義務を盡し其費用を負はざるはなかりき。而して此官職の壓制的負擔として嫌忌せられたるは獨り財

力衰頹し愛國心凋落せる時代のみならずしか如し
 リターワーなるものは羅馬にも亦之ありたり。而して遂に公徳腐敗と富豪專權
 とを生ずるの根源となれり即ち夫のエーダイル(羅馬官名)の官に就きたるものは
 人民遊戯の費用を負担すべきものとせられたりき。而して其の官は利益多き諸
 州官となるの段階たりし者なるを以て富豪者に非されは到底是等の州官に就く
 と能はざるに至れり。又夫のニュー、フリーンスの謝肉祭カーニバルに於けるレツクスなる
 官職は能く上古のリターワーに似たり只其異なる所はレツクスに至りては其の
 授受の強制的ならざるに在り。去りなからこのレツクスなる官を受くるは人の
 最も名譽とする所にして恰も夫のアゼンス全盛の時代に於て能くリターワーた
 るの義務を盡すを尙ひたるか如し聞く其費用は一万弗を要すと即ち是れレツ
 クスとなりたる一富人か公衆の遊戯の爲めに負擔する額なり。又ニューヨーク
 市の警察官の官職の如きも時に或は夫のエーダイルの風を想起せしむるの狀態
 なきに非らず即ち同警察官は郊遊會又は宴會を催して其撰擧區内に住する人民
 を獎勵し之を爲めに要する費用亦少々ならざるなり

日本租税論(柴四朗著)ハートン學校政治學年報なる近來の一論文に據り同國往
 昔の封建時代に於て強迫的公用獻金を爲さしめんか爲め富者を振擡して特別な
 る租税を課したりしとあるを知るは興味多きとなり。同論文に曰く「即ち政府は
 市若くは村邑の富民をして強て政府の要求の儘に國庫に向て右の如き獻金を爲
 さしめたり此獻金は英國のステュアート朝に於ける夫の惠恩獻金と相符合する
 者なり」と。此論文は更に進て往古歴代の間其主要なる公共負擔は勞力税と其土
 地に對する一種の地代とに依りて維持せられたることを説きり而して其土地は
 皆少くとも理論上其君主に屬したるか如しと云へり蓋し此租税性質は夫の十分
 一税と同じかりし者なり。日本の租税は其起原を追究する時は西曆紀元八十七
 年の昔に溯るを得へし而して其端を發したるは勞力税にして男女を問はず中年
 の各住民に課し勞作の日數を以て之を計算したり。元來斯る租税は自然に貧民
 社會をして一層其負擔の重きを感じしむるに至る可し是を以て夫の富者に課す
 るに特別なる威迫的負擔を以てするは必竟此不權衡を矯め富者をして公共の重
 荷に付きて其公平正當なる割前を分擔せしめんとしたるにあらん歟。蓋し日本

に於ける租税の二形状則ち勢力税及び地租—地代と稱するを一般適當とす—は吾人の熟知する亞細亞諸邦中には皆盛に行はれたるか如し
 シセローの時代に當り羅馬人の抱ける租税の觀念は氏の著『ア、オツフ、非シース』中の一節能く之を説明せり。シセロー曰く「吾祖先の中に曾て往々起りたることある如く復た國庫の欠乏と戦争の連続との爲めに遂に租税を課するの必要を生ずるに至るの恐あるを以て深く注意せざる可らず。而して豫め早くより斯の如きとなからしむるの備を設けると肝要なるべし。去れ共何に由らす斯る負擔の必要已に落ち來りたる以上は如何なる國民も—余は茲に我國もなど不吉の言を吐かずして寧ろ斯く言はんとするなり又余の茲に論ずるは獨り我國に就てのみならず諸國一般に涉りて説く者なり—其人民全軀をして若し安全を望まばこの必要に従ふ可きとを了解せしむることに注意せざる可らず」と。財政の思想に付き古代と今日との差違を證明するもの夫れ何物か能く之に如かんや。シセローは租税の實際有り得べきものなるを説破するに躊躇し故らに意を用ひて其所説は純然たる一般の概論に止ることを示すに汲々たり即ち羅馬に於ても他日課税

の必要ある可きとを豫言するは彼に取りては實に恐る可く且つ愛國心に乏しき所業にして自國の將來を確信せざるをを表するものなりとなせるか如し。シセローの租税に付き戦々兢々たる恰も今日世人かこの現在社會の秩序は遠からず社會主義の爲めに顛覆せらる可しと豫想するを恐るゝに異ならず嗚嗚是れ何事ぞや。去れども顧ふにシセローは其心中には羅馬の事を思ひ居たるならん只其口に發するに臨み心にもなき立論を爲したるならん耳。何となればプリユエータの言果して信を措くを得ば紀元前四十三年即ちシセローの『ア、オツフ、非シース』を著したる翌年に於て租税已に賦課せられたればなり。尤も羅馬人は諸戦争勝利の爲め殆んど一百二十餘年の間租税を免かれ居たるは勿論なり

第二節 中古時代に於ける國家の歳入

中古時代の初に當りては國家なるものに関し家産的思想行はれ主權者は國家を以て自己の所有物と見做し時に或は恰も一部の私有財産たるか如く遺言を以て随意に之を處置するの權利ありと稱し尙ほ甚しきは随意に之を賣渡すの權利ありと稱するに至りたり。夫の後に普魯西となりたるブジメアツアルク領の如き

はこの一例たるに足る可し即ち同王オットー^{レディン}王は十四世紀に當り負債の爲めに纏繞せられ已むなくフランデンのマルグレーヴ即ち領主たるの権利を擧げて二十万フロレンにて之を賣却するに至れり。而して其後フランデンのクは或は抵當物となり或は分割せられ或は賣却せられ恰も私有地と同じく轉移せられ一千四百十五年に及んで遂にホーヘンツォルン^{ルン}家^{普魯西}若系に歸するに至れり

斯くの如き思想の行はるゝ時に當りては其君主をして政府の全費用を支辨せしむるに至るは是れ自然の理數なり何となれば公費と私費との間毫も區別なければなり即ち是等の費用は何つれも皆君主自身の費用たりしものにして恰も夫の主權者に屬せる官吏は其君主の家事の爲めに役し又は其公務の爲めに勞するを問はず皆其君主の隸僕たりしか如し。故に彼等は皆フェニールストリヒ、デ井、チル即ち君僕と稱せられたり。而して夫のスターツ、デ井、チル即ち國僕なる語の使用せらるゝに至りしは稍々近世の事にして是時に及び初めて君僕國僕等の語は夫のホッフ、デ井、チル即宮僕なるものと相分たるゝに至れり

當時主權者の爲めに廣大なる領地を別置して其公私の費用を維持するとして去れども其公私の資格の如きは二者相混同して其區別判然たらざりき。而して君主にあらざる者即ち一人に對すれば必ず私收入たる可き歳入も當時の君主に對しては公私兩様の觀を爲したりき。王子の私有財産は其王位に登ると同時に悉く官有財産となることは當時法律上實際上の得意説にして佛國の如きは一千六百七年に法律を以てこのとを公布するに至れり。それ斯くの如くなるを以て今日に於ても財産の公私を區別するは非常に困難の業となれり而して之れかめ爲に種々なる混雜を來したり又往々沒收を以て政府が一時或目的の爲めに放任し置きたる財産を取り上げたるものと見做し其財産は常に政府に附屬したるものに過ぎずと爲すが如きは即ち之か爲めなり。又土地は皆封建的借地法に由りて維持せられたり即ち其名義上の所有者も其實借地人たるに過ぎずして王室に對し納租の義務を負へたり蓋し當時の歳入は種々なる贈金税金及び其の他リガリヤと稱せられたる王室の特權等より生ずるもの相聚りて之れを具備したるなり。英國に於ては格別に猶太人をして王室費維持の爲めに重擔を負はし

めたり即ち彼等は王室より特別の保護を受くるものと想定せられたるなり。博士チャールズ・スコットの『中古時代に於ける英國猶太人の財府』と云へる興味ある一篇はこの點に關し貴重なる消息を與ふるものなり蓋し當時歐洲大陸の諸市が猶太人より歳入を徴收したるとは其主權者の爲せしよりも一層屢々なりしが如し。『日耳曼に於ては王室は其特權の大部を失ふと同時に益々衰微に赴けり而して夫の猶太人を監督し之に課税するの權も其特權中の一なりき。日耳曼の諸府民が實際其國王に請求し往々其許容を得たりしは猶太人監督の權を其府民に握らしむるとにして斯くて彼等は猶太人の充満せる囊中より金錢を借り出すを得べく兎に角重税を追取するを得たりき。之に反して英國の王室は猶太人を監督し彼等に課税するの權並ひに其の他の王室特權を固守し敢て離れざりき』倫敦・ユース・クロニクル雜誌社報告)

猶太人より得たりし歳入は之を四種に分つを得へし即ちレトリフ・エステイト・ファイナル・タルネーは是なり。レトリフは一の相續税にして其額概して其相續土地價格の三分の一なりき。然るにエステイトは眞實又は嫌疑に關せず罪犯に

對する沒收にして耶蘇教徒殺傷貨幣截剪賈造其他同類の罪を犯せし者に課したるものなりき。而して國王の財庫欠乏して其補充を要する時には猶太人に對し故らに誣告を起すを以て好便としたりと云へり。ファインは廣き意義にて使用せられたるものにして吾人の稱して謝金となし得べきものを包含せり即ち是れ結婚の認許尙ほ甚しきは結婚せざるの認許又は住所變更の特許に對して課せられしものなり。タルネーは單純に租税を稱せしものにして時に因り或は人頭税のとを稱したり去れども概して資産の多少に比例して課したる租税なりき。博士グロウズはタルネーの年々平均額を算してエドワード第一世の朝には五千磅を踰ゆると大ならずと云へり去れども當時王室の全歳入僅に六万五千磅許りに過ぎざりしなり。依是觀之當時猶太人の納めたるものを合すれば是等の歳入の十分の一以上に出たると明白なり

夫の三十年の戦の際フランクフォルト、オンゼ、メーンに於て賦課せられたる強迫的公債に關する興味ある一話説は獨り當時猶太人の取扱を説明するのみならず又能く中古時代に於ける財政運動の有様を表示するものなり。今余が茲にこの

四二
 話説を取りたる一論文は往時の原記録に基づきて記述したりとのにて一千八百八十八年正月一日のフランクフォルト新聞週報に出たる者なり左に之を説明せん。伯爵領地を有しボヘミアの撰擧王たるフンデアリツク第五世は日耳曼皇帝の爲めに敗られ走りて和蘭に遁れ其後其將エルチストフオン、マンスフ井ールドと共に進て敵に向へり其漸くフランクフォルトに近づくや令を同地の猶太人に傳へて曰く該王は曾て彼等の守護者に任せられ居たるを以て年々徴金の権利を有したりしも從來數年間之を賦課せざりき。去れども今や其必要あるを以て彼等は六千ターレルに加ふるに從來未納の分を以てし悉く之を納さる可らずと猶太人は曾て右の如き守護職の事に付き毫も聞知する所なかりしを以て之を聞き大に驚けり去れども彼等は敢て之を拒絶せず唯々種々なる辭を設けて支拂の期限を猶豫したるのみ此時に當りフランスウヰックのクリスチャン王は他の方面より進てフランクフォルトに近つき來りき。フランクフォルトより一万ゲルデンの出金を要求し若し其額を出さば同地の猶太人を苦しめざる可きとを告げたり蓋し同王は猶太人は戦争の際には正當に抄掠し得へき一種の貨品たるに過ぎず

どの旨意に基づき自己の爲せる要求を是認せしなり。其後是等の二王遂に敗亡するに及び皇帝フイルプナンド第二世は猶太人は其の反感の爲めに一万ターレルを其の市の財庫に納めたりと揚言し之れか爲めに伴り憤りて更に一万ターレルを己に納めんとを要求し而して遂に其額を得たり
 主權者なる職は單に公共の信任に由るものにして國王は神權に依りて統治し財産の所有主として然るに非すとの思想徐々に其根據を得るととなり是に至り政府を維持する爲めに人民の助力を強取するは自然の理數となるに至れり何となれば人民は其政府より實益を享く可きとを望むを得ればなり
 然るに夫のマヤーン、ポダーンすらも十六世紀の後半期に當り其著共和政治論に於て政府維持の費用に供する歳入は官有物より生ずるものを以て自餘のものに優るとなせり而して其租税のとを説くや人をしてシセローの風を追懷せしめたり氏曰く耶蘇教國の君主は可成丈け租税に依頼す可らずと。モンテスキューも亦其著萬法精理に於て歳入は官有物より生ずるもの最も望ましきとに付き同様の意見を述べたり。フテウンシニウアイク、ウオルフェンビエツタルは一千六百

五十三年に於ける往時の日耳曼國會に於て公言して曰らく租税なるものは國家の性質と相容れず何となれば凡そ人の國家に加りて其一口となるは其財産を保護せんか爲めにして其之を取り去られんか爲めに非されはなりと。蓋し往時租税に代用せられたる措語の如きは其意最も味ふ可きなり何となれば之れ當時租税は果して如何なるものと見做され居たるやを示すものなればなり。往時に於て眞に租税たりしものは皆助金ポシトナツト臨時献金又は恩惠グナツト献金と稱せられたり而して是等は不時不常なるものにして他の歳入の補充として賦課せられ國內の人民か好意を以て献納したるものなりき

第三節 租税は國家の歳計上久しく下位を占め居たる事

租税なるものは久しく第二流の位置を占むるに過ぎざるものと見做され居たり而して之を賦課せんとするには先づ第一に自餘の歳入のみにては國家の必須を充すに不充分なることを示さざるを得ざりき。夫れ今日の歳計案と雖も收入及び支出なる稱呼を用ゆるを見れば租税は尙ほ下位に立つものと思考され得可し

即ち今日の歳計案に據るに第一に支出より計算し次に所得既定の財源より生ずる歳入特に國家若しくは自治市團縣又は自餘の自治團縣の所有せる生産的財産より生ずるものに及び而して最後に至り其不足を充さんか爲めに直税を賦課するものとす。今や此不足額は諸國中多くは他の財源より生ずる歳入に踰ゆると遙に遠し而して直税に加ふるに間税を以てするも官有財産及び公共事業より生ずるもの尙ほ其歳入の大部分を占むるものは今日の諸國中頗ふに僅に日耳曼中の四邦に過ぎざるなり曾て一時は單に補充物たるに過ぎずとなされ今日に於ても歳計案上にて下位に属するか如く取扱はるゝものなれども歳入全額の上にては其大部分を占むるなり。去れども舊弊は尙ほ依然として存せり一千八百九年の後世に於てさへマーシヤルの副署せるナツン一國の一勅令は租税は獨り官有財産及び王室特權より生ずる歳入を消費し盡したる後に於て其不足を補充する爲めに賦課す可しとの原則を承認せり。ウエルテンベルク憲法の第百九條は第一に國家の須要に付て述へ第二は王室御料地より生ずる歳入の事に及び第三に至りて其不足にして國家の支出上必ず充備す可きものに付て記載せり。日耳

曼の大家ゼンクンフルン説て曰く官有財産より生せる歳入は第一に王族の維持
 第二に官吏の支給第三に使節費第四に城郭砲臺街路等の費用第五に寺院學校の
 費用第六に遊藝娯樂の費用に供すべきものなりと

夫れ今日の國家は支離散亂せる權力を團結聚合して發達し來りたるものにして
 常備軍は夫の狼籍なる諸侯伯の軍隊に代り貨幣支拂及び貨幣交換は夫の物品交
 換の後を襲き而して夫の往時佛國のコルツァーの如き強迫的役務も今や之に酬
 ゆるに給料を以てするとなりたるを以て國家の須要は斷へず増加し舊時の歳
 入の財源にては到底不十分なると年一年に明白となれり諸君主か其富資を消耗
 せしとの如きも租税の頻繁を増したる原因中の一として之を加へざる可らず貧
 弱なる諸君主か其公私の財産を蕩盡せしとは恰も合衆國人民の今日に於けるか
 如くなりき。又國會の成立せる諸國の強盛なる君主か其歳入を得んとするには
 租税に依頼するよりも寧ろ其官有財産を賣却する方一層容易なるを覺へたりき。
 封建的情義は已に廢絶し舊時の借地人は皆自由所有者となり斯の如くして多數
 者は少數者の爲めに盜奪せらるゝとなれり之に加ふるに豪族の盜奪の如きは

益々官有地の減少を來さしめたるものにして夫の英蘭蘇蘭等の貴族又は其他の
 人々か來りて我國の莫大なる金穴を盜掠しつゝあるか如きも亦實に之に外なら
 す然るに我不注意無頓着にして廢敗せる國會は瑣々たる紛議意味も無き黨争の
 爲めに其時間を徒消し正廉有識の公民か異口同音に贊成したる公有地保護法律
 をは拒絶して之を通過せしめざりしなり。抑斯くの如くにして租税の徴収益々
 頻繁となり遂に定期毎に起り來る處の負擔となり而して曾て一たひ多少隨意の
 性質を有したる負擔も變して強迫的負擔なるに至れり。古語あり曰く人三たひ
 之を與ふれば遂に已に對する要求の權利を生すと此語財政上に於て能く其眞を
 穿てる者なり。ニユー、ヘツン州に奇異なる一例證あり曰く一千六百四十四年の
 秋當府はハリツァード大學に在學せる貧書生を維持せんか爲めに年々の負擔を
 創起せり而して其寄贈物は小麥一ヘツク又は其代價を以てし特志者より之を出
 さしめたり然るに後に至り其贈與も隨意的性質を變して一種の租税と見做さる
 るに至れり而して同殖民地存立の終りに至るまで右大學寄贈類の徴收者は府
 吏として定期毎に撰舉せられたりリツァーモリア氏ニユー、ヘツン共和政治第七

同年に於けるニューイングランドのマッサチューセツト灣殖民地の記録中の興味ある一節は同殖民地に於ても同様の請求を爲せしとあるを示せり。同地法廷の記録に曰く「總代は該委員會か説明し他の殖民地に於て已に實行されたる方針の宣言書と共に之を諸都府に提出す可し諸都府の長老は之に付き補助を與へられたし即ち各一家毎に穀物一ペック又は金十二シリング又は他の物品を出して之を會計官に送り以てケンブリッヂ大學校又はボストン或はチャールスタウンの内にて會計官の指定せし學校に致さしむると是なりと。是等の寄贈たる隨意的性質を含蓄す可きものなると固より顯著なり去れども實際に於て果して隨意的分子を含みたることを在しや聊か疑なきを得ず。夫の義務なるものに付き嚴肅なる思想を有し不良の人に對しては激烈なる絶交を加ふるをも辭せざりしビューリントン宗の我祖先輩の事なれば顧ふに當時其負擔に異議を唱へたるものをして万事最も不快を感せしめたるならん

右述へたる所に付き少しく注意するに足るものは一千六百五十年なるメーロー

論 税 租

ランド州會の奇異なる一條例なり同條例は貧民救助令と稱せられたるものにしてセントメーロー郡の住民にして不具者跛足者盲目者に特志の惠與を爲さしりしものに對し均一なる附加税賦課す可きとを公表せしものなり

メーローランド州の舊領地政府は一千七百七十四年六月の公令にて之を引継ぎ翌年に至り會議條款を基礎として假政府を設けたり而して此假政府は其後二年間即ち一千七百七十七年迄繼續し其間に於ける政府の費用は隨意と稱せられたる負擔に由りて維持せられたり。去れども左に摘録せるメーローランド州租税立法概覽中の一節こそ能く明かに同地に於ける財政の發達を示せるものなり。曰く各郡に於て其住民に附するに負擔名簿即ち寄附名簿を以てせり何人にてても其負擔を謝絶するときは直に其姓名と之を拒絶したることを記入せられ而して其結果たる當時に在りては租税公賣處分よりも一層甚しきものなりき。或一郡に於ては謝絶者の姓名を記録に存して永く後世に傳へしめ又た或る郡に於ては郡會の決議を以て公然亞米利加の敵なりと宣言し而して此旨をメーローランドガゼット新聞に公告し視察委員に通報せしめたり。若し智慮乏しく不運にして怠惰

論 税 租

者を報告せられし者の如きは一般に不信用と嫌疑との標的となり而して遂に自ら王黨なりとの嫌疑を受け逮捕追放没収等の如き重大なる結果を生ずるに至りたりき。是を以て是等の手段は夫の強迫的課税と同様の効果を擧ぐるを得たりしものなると蓋し容易に信するに足る可し

往昔に於ては政府の定期通常の費用を支辨する爲めに献金するとを今日よりも尙一般に行はれたると素より疑を容れず。然るに現今に於ては特別の目的多くは純然たる公共事業の爲に献金すると往昔よりも尙一層盛なるは事實上又疑ふ可らざるなり。ウヰルコンシンのマア非ソンの市民は遊客に誇示するに僅に一萬二千弗を費して造營せる壯麗なる市廳を以てす可し而して如何にして斯かる少額を以て斯かる美麗なる建物を建設するを得たるかを詮索せばこれ少くも半ばは一文の徒費もなく恰好に落成せしめんとしたる一紳士か自ら無報酬にて斡旋したるに歸するを知る可し蓋し其旨意たる地方的誇揚心に外ならず。同様の例證は實に屢々見る所にして夫の公共の徳義心なるものに付て疑を抱ける者の多數が信する如く稀有なるものに非ざるなり

ロンドン市ロンドン市の市民は往昔其政府を維持する爲めに隨意的負擔を爲したるとありき

ペンヤミンフランクソンは一千磅の基本金を貽して一口六十磅以下に限り結婚せる壯年の一儷に貸與せしむるとせり即ち氏の思案にては百年を経れば其基本金十三萬一千磅に達す可く而して其時に至り其内三萬一千磅を割て市團體一般の改良事業に供する筈なりき。氏は又其差引十萬磅を以て次の百年間の終り迄結縛せる壯年の一儷に貸與し以て之を存保す可きを指示せり氏の見込にては斯くの如くせば其元金四百萬磅以上に達す可く此時に及んで其全額をは州と市との間に分配せんとするにありき。今や此基本金は已に七萬三千三百二十一弗に達せりと云ふ。又ホストン市に於ける同様の基本金も已に三十一萬五千弗以上に及へりと云ふ。夫のステアムヂナルドカヒラデルヒヤ府の爲めに巨大の遺産を貽したるが如き其目的中の一は同市を改良し且つ課税を減少せんとするにありしなり

此種の實例は今日に至るも尙ほ未だ絶へず合衆國の公債を減少せんが爲めにニ

五二
 ニューマーケット州のジョン・エルリックが胎したる遺産は一千八百八十三年六月三十日を以て終結せる年度の財政報告に據るに其高九十五万弗なりとす。又夫のアルノスウヰック公は數年前瑞西のゼチツァ市の爲めに巨額の金錢を胎し以て同市債を償還し且つ同公の爲めに記念像を建て及び壯麗なる樂劇場を設けしむるの資に供せり。是等の例證は唯た説明の序でに述べたるに過ぎず若し是等の贈與に就て一々精密に其眞義を叙述し諸般の経費全額との比例を擧示せんとは深く探討を経たる上に非されば能はざるなり

中古時代に於ては公務の報酬として之に與ふるに土地より生ずる利益を以てするとありき而して一時官職を授けられたる者にして其官職遂に廢止せらるゝか或は既に他人に轉移するに至るも其官職に屬せる土地は之と共に轉せしめずして自ら之を保有せし場合往々之れありしと云ふを得へし。蓋し斯くの如くして官有財産は益減少するに至りしなり夫の英國の寺院に對する寄進地の如きは現時に至るも尙ほ未だ絶へざるなり

中古時代に於ては又歳入を得んか爲めに官職を賣却せしとありたりこのとたる

實際に於ては往々年金の資格を賣却するに均しかりしものなり何となれば其官職の如きは多くは尸位素餐に過ぎざるを以てなり。リシエリエーは曩時多くは賣却せんか爲めに設け置きたる如き官職十方を廢止せり斯る制度ありし爲めに佛國の文官は益々無用不完全となり更に新文官を設くるの必要を生し斯くて同國は二種の官吏を維持せざるを得ざりき即ち尸位素餐の散官及び實務を有する官吏是なり

爵位賣却の如きも歳入を得んとする工夫中の一として擧ぐるを得へしこの事は英王ジョージ一世の盛に行へるものにして男爵は一万磅伯爵は一万二千磅を以て之を賣却したり當時封建税としてジョージ一世に納めたるもの其歳計金額四十五万磅の内にて十八万磅に達したり。是時に當り王室御料地より生ずる地代は三万二千磅ありたれども其後上りて八万磅となれり。又往時我國に於ては州若しくは地方の経費の一端を支辨せんか爲めに往々富籤に依頼せしとありき而して我國中の二州に於ては今日も尙ほ同目的の爲めに之を行へり。ルイシャナ州の富籤は我國中最も名高きものなり又普魯西其他の歐洲諸國に於ても尙ほ

富強を維持せり而して或地方に於て全く私立富強を禁歴せしか如きは其理由たる國家をして獨占の利を擧げしめんとしたるに外ならず

五四

今日吾人の解釋して租税と稱するものか定期通常の財源となり莫大なる經費の大部分を支辨すべきものとして依頼せらるゝに至りしは如何に近來のとなるや實に一驚を喫せざるを得ず。英國に於ける間税は之を追究すれば十二世紀の間に溯るを得べき者にしてチャールズ二世の時に至り初めて重要な租税と爲されたりこのとは後章に至り了知すべし。而して今日の公債なるものはウヰリヤム及びメアリーの朝に於て始めて起りたるものにして願ふに英國今日の財政方法は大概一千七百年頃に起りたりと云ふを得べし

第四節 租税は最初には獨り薄弱助なき者のみ之を納めたる事

アダム・スミスは説を爲して封建時代に當りては薄弱にして抵抗するもの力なき者のみ獨り租税を課せられ而して貧民社會は常に其薄弱なるの故を以て後節に於て明かなるが如く甚しきは今日に至る迄も不相當なる租税の割前を拂はざるを得ざるに至れりと云へり。去りながら今日に於ては租税は其能力に比例して賦課せざる可らずとの原則已に一般に承認せらるゝなり而して此原則たる種々

數多の解釋を受くれとも其今日に於て貧民か他に比して一層重き負擔を蒙れる所以のものは畢竟租税制度の不適當なると行政法の不整備なるとに歸するものにして右の如き公然發表せる原則に因るに非ず。蓋しアダム・スミス以上の説を爲せるは時に佛國に就きて言へしなる可し即ち佛國に於ては僧侶は其所應に由り貴族は其軍力に由り平民は其上納せる租税に由り以て各々其の國を護る可きとの原則一般に行はれたるを以てなり。去れども斯る古代の制規の如きは佛國革命の爲めに已に全く一掃せられたり。而して今世紀に於ては納税義務の一般なるべきとは政治學上に於ても將た又實際上に於ても殆ねく是認せらるゝ一箇の原則となれり

夫の歳入を得るの目的を以て使用せられたる或種類の租税の如きはアダム・スミスの所説を確證するものなり即ち夫の人头税は古來頻りに行はれたるものにして是等の租税たる往々各人に要求するに悉く均一の額を以てせしものなるか故

に特に苛斂に流るゝを免れざりき。リチャード二世の朝に於ける夫のワットタ
イラーの一揆の如きは人頭税の爲めに起れるなり近來歐洲及び米國に於ては一
般に是等の租税を廢止せり。メーリーランド。オハロー兩州の憲法は特別に人頭
税を禁止せり去れども我諸州中には是等の租税は野蠻の遺物として尙ほ存し未
だ其跡を失せざる處あり

窓税及び窓戸税は特に苛斂なるを免れざりき。窓戸税の如きは窓戸の數と共に
増課せられたるものなるを以て人多く之を避けんか爲めに其窓戸の數を減して
自ら日光の用を失ふに至れり

此税の作用はフ井ールデ井ンク氏の著トム、マヨーンズ中の一節能く之を説明せ
り。同小説中の一女戸主が陸軍の一士官に向て述べたる言として記して曰く「戰
争終りを告て租税の負擔も輕減する爲め敵軍の速かに亡びんとは實に妾等が當
然の望みなり妾等が今拂ひ居る如き租税を納むるは實に恐るしきとなり何故か
と云ふに目下窓戸の光明の爲に納むる租税は四十シリングを餘ゆるなり之と
ても及ふ可き丈け儉約しての事にて實に妾等は屋内を殆ど暗黒にせるなり」と

租税は薄弱にして抵抗するの力なき者之を納めたりと云へるアダム、スミスの論
斷に付きマエームス、ラッセル、ローウエル氏の演説「民主政治に就て」中に奇異なる
例證あり。即ち氏は一千五百四十六年に於ける下部埃西利の諸州の事を説きし
が當時其住民に五種ありたり即ち僧侶豪族貴族都民及び農民是なり。而して氏
はヴェルナー、ドナツアエローの言を引用して農民は國會内に於て全く議權を
有せざりしを以て彼等の利害の如きは毫も齒牙に掛けらるゝとなかりしと云へ
り。氏は更に語を續て曰く「農民よりも下界に尙ほ一層助けなき階級即ち卑賤な
る農業勞力者ありしとを忘る可らず。同証人ヴェルナー、ドナツアエローは更
に吾人に告ぐるに當時非常税なるものありし農民か其財産に比例して納めたる
税額は夫の豪族貴族及び都民等の納めたるもの、合計に殆んど二倍したるとを
以てせり加之ならず上流社會は皆自家か評定せる財産價格に由りて其の租税を
附加せられたれども夫の毫も議權を有せざりし農民の財産に至ては上流社會か
專斷を以て其價格を定めたりしなり」と

第五節 初代米人の租税に對する見解

課税の權は亞米利加に於てたも常に承認せられざりき我合衆國史の始まりしは極めて近世の事なりと雖も尙ほ然りしなり。一千七百九十六年に大藏卿ウォルコット氏か國會に出したる諸州の租税制度に關する報告中には紐有に於ては一千七百八十八年以前に曾て直税を賦課したるとなかりしと及び同年以前に在りては法律を以て租税の物躰を定めたるともなく又如何なる價格評定の原則も規定せられたるとなかりしとを記載せり。當時該州の信用及び資産は饒多なりしを以て是等より生産物充分餘裕ありて郡又は一地方の目的に供する外は租税に依頼するの必要を見ざりしなり。一千七百八十八年に於ける同州の租税は總計六万磅に達したり而して一千七百九十六年に於ける其政費年額は七万五千九百弗にして其他之に加ふ可きは大學校高等中學校普通學校病院等に對する賜金及び其他の臨時不期の經費なりき。

ロイド、アイランドに於ては同殖民地創立後暫時の間定期の租税に依頼せず種々なる一時の手段を運らして其政府を管掌せんとの計畫を爲したりき。ヒラデルヒヤは十八世紀に於てたも尙ほ課税の權を有せざるの故を以て大に困難を感じ

たり而して一千七百十年に至り州會に請願して當市の維持取締及び政府をば一層完整せん爲めに命令を發し且つ其細則を定むるの權を市會に與ふるの條例を通過せしむ可きとを決議したり。夫の一千七百一年の特許狀の條中には課税權の如きものは毫も存在せざりしか如し而して都府の課税權の如き假令ひ全く存在したりと云ふを得るにもせよ其性質たる普通法上最も制限せられたるものなり且つ又國王も地主も決して斯かる權利を附與する能はざりき。當時歳入の主となる財源は罰金、謝金、特許料、市有財産及び富饒等なりし罰金は市費の須要多き爲めに遂に苛重となり之と同時に波止場市場及び其他の市有財産は市の成長發達と共に益々其収入を増加せり而して人民か租税を監督するとは一千七百十二年の條例に由りて確定せらるゝに至れり。

ペンシルヴェニア州は一千七百八十五年に於て初めて直接州税を賦課せり其租税の年額は七万六千九百四十五磅にして一千七百八十九年に至る迄賦課し同年遂に廢絶せられたり。而して之を徵收するに當り其如何に微少なりしやは一十七百九十五年に於ける經費不足額一萬四千五百六十弗に達したるの事實に由り

て之を知るを得へし。諸種の州税法に關するウオルコット氏の報告中には同州政府の經費年額は十三万弗なりしと記載せり而して當時同州の歳入は右の額に超過したりしなり是を以て同州は郡部の目的に供する外は蓋し永く課税の必要を避くるを得たるならんと云へり。ペンシルヴェニア州は現世紀に至り課税を全廢せんとせり尤も現世紀の初に當りて租税より生ぜしものは其歳入中の稍々小部分を占むるに過ぎざりしなり。一千八百十年に於ける同州の歳入は三十五万三千九百六十五弗八仙に達し此額の内州の事業より生ずる利子十三万四千八百八十七弗九十五仙にして土地より生ずるもの九万三千六百四十四弗四十二仙及び租税より生ずるもの八万三千六百五十八弗二十五仙なりき。而して其全經費の人頭割は七十三仙にして其租税の人頭割は十三仙なりき一千八百二十五年以前には銀行配當金税は始らく置き其他一の其他一の小例外ありしのみにて免許料として徴收せるものゝ外は毫も州税なる者あざりしなり。一千八百二十七年に當り國會の豫算方法委員會は國會に報告するに爾來歳入の種々なる經常財源着々増加したると是等の歳入を以て政府の一般經費を支辨するに充分なる

と及び數年來に生せる剩餘金は國債償却費に供すべきとを以てしたり。ペンシルヴェニア州の財政歴史は夫の未だ租税を課せられたるとなき人民若しくは未だ之に慣熟せざる人民中に租税なる者を設くるの實に至難なるとを證明する者なり。即ち同州の人民は何種の課税を問はず悉く之に服するとを拒否したり而して公共事業に由りて維持せる經費負擔は益々増加して止まざりしに拘はらず之を人民に訴へ彼等を動かして彼等の所有財産の維持保全に供す可き金錢をも出さしむる能はざりき。是れ實に夫の鐵道會社の株主か如何なる目的に出づるを問はず其所有株に對して附加金を課せらるゝことを拒否すると一般にして其愚塞に笑ふ可きものなり。右の如く人民か課税に服するを好まざるの故を以てペンシルヴェニア州は已むなく其公共事業溝渠堀削をも包含すを賣却するに至り斯くて同州は大に損失を蒙りたり。

メーソリーランド州の財政歴史も亦同一の事實を證明するものなり。同州にては現世紀に際しても一千八百四十八年以前は州税なるものゝ事例實に乏しかりき而して同州の人民か租税に對して嫌忌の情を起すに至りしは即ち同年頃よりの

となりとす。同州にては州内の改良工事の建設を補助する爲に其信用を濫用したるとありき然るに其豫期全く失敗に歸したるを以て其財政大に困難に陥りたり而して當時人民が執拗にも如何なる種類の課税を問はずして之に抵抗したりしとは課税を行ふよりも寧ろ斷然州債を放棄す可しとの説公然主張せらるゝに至りたるを見ても知る可し。去れども斯かる激論は到底採用せられずして更に良好なる意見重きを占めメーリッランド州現行の課税法は一千八百四十一年を以て制定せらるゝに至れり

要するに以上説述せる所に付て吾人の念頭に止め置く可き重要な點は既に一たび課税権を不用に屬せしめたる人民中に租税を再説するの如何に困難なる可きや是なり。此事たる特に現時に於て最も肝要なるものとす

現時の歳入中に於ける租税以外の財源比較的説明

租税は現世紀に當りて異常の増加を爲したれども今日諸國の歳入中の大部分は今尙ほ租税以外の財源より生ずるもの之を占むるなり。元來國又市等にて發表せる歳計の如きは歐洲に於てすらも實に不完整にして其要點に付き充分満足な

る消息を得ると甚だ難し而して右に付き米國に於て蒐集し得べき消息の如きは尙一層區々にして整然二體を爲せる者なし。此點より察すれば近時諸國の歳計は或點に於て却て古代の歳計の情狀を具ふるの傾向ありと云ふ可し數多の國又は市の歳計を見るに租税は稍重要ならざるの位地を占むるの狀あり是れ其原因たる或は鐵道、電話、電信等の如き公共事業をば國若しくは市の所有に歸し或は官林事業を擴張し或は市園林の職務を擴張して其例少けれども夫の市中馬車鐵道線又は屋、實行せらるゝ如く夫の水道、瓦斯及電燈事業等を買収若しくは造設し以て其収入を増加せるに歸せずんばあらず。近來英國諸市に於て財産上の歎聲を聽くの趣あるか如き亦同しくこの道理を以て説明す可し。英國に於ては嘗て地方債急速に増加したるを以て一時は大に驚愕を惹起したるも今日に及んては是等諸市の多數は其經費に對して高額の支出金を有するとを發見するに至れり。合衆國に於ては僅かに右の如き運動の初歩を窺ふを得へし即ちニューヨーク州は已に林業を興し始めたり而して今や合衆國政府に於ても亦同様の事業を興す可き建議を生ずるに至れり

水道事業は我國に於ては概して市團体の所有に屬せり又瓦斯事業も稀には其所屬中に在り。ウエストヴァージニア州のホエーリング市は一千八百七十一年に私有瓦斯事業を買収して市有となし又ヒラアルヒヤ市に於ては一千八百八十六年瓦斯事業に關する爭論起り當時市中上流の有力家等が買占策を取り強大なる抵抗を爲したるにも拘はらず遂に之を市有となすに決定せり。夫の瓦斯供給の如き事柄は之を市團体の公共事業と爲すを可とするの感情愈々發揚しつつあるとは介意なく明言するを得へし。而して夫の電信事業を以て聯邦政府の所屬と爲すか或は其監督の下に立たしむるかに付て一般の輿望は益々其熱度を高め來るか如し

合衆國內の市中馬車鐵道線にして公有に屬するものは今日獨りニューヨーク、ブルックリン橋上に於ける一線ある耳去れども我國諸市團体に於ては益々馬車鐵道より市歳入を得んとするの意向を呈せり。パルチモニア市の歳入の著大なる割合高は馬車鐵道全線の總收入に賦課する九分の特別稅及び他の諸會社と同しく特別稅の外に納むる所の定期稅より生ずるものとす。近來ニューヨーク州の一

法律は悉く同州内にある市をして市中馬車鐵道の免許權を買與し其總收入に對する徵稅の割合をば公然競争に附して之を定めざるを得ざらしめたり。現にニューヨーク市長エー、エス、ヒュエット氏の如きは該市に於ける速運機關鐵道等の類は市團体に於て之を構造所有すべきことを主張せり。而して人口八十万以上の市に於ては市有速運機關を有することを許す可きの一議案ニューヨーク立法部に提出せられたり。米國諸州に於ては同方法に由りて其歳入の大部分をば馬車鐵道より收得し其收入の割合益々増加せり而して各州中或は是等の收入を以て其經費全額を支辨し或は殆んど其全額に近き大部分を支辨するあり。今日に當りては夫の電信、電話、運輸、市中馬車鐵道等の諸會社の收入中より従前よりも多額の徵收を爲さんとするの決意あること已に歴然たり是を以て米國の歲計に於てすらも租稅は稍、重要な地位を失へつゝあるの徵候を下するを得へきなり

次表に掲ぐる所は一千八百八十年より同八十一年に至る會計年度間に於ける歐洲諸國の官有地及官林より生ずる純收入を示すものなり

一千八百八十年より同八十一年に至る官有地及官林收入表

普魯西	四五六一二〇〇〇馬克
バザアリア	一九六二五〇〇〇全
サクソンニエ王国	七〇〇七〇〇〇全
ウニランベルグ	五、三三九、〇〇〇全
バードン	三、五三七、〇〇〇全
澳西利	一、七四〇、〇〇〇全
匈牙利	一一、四九七、〇〇〇全
佛蘭西	二五、九一二、〇〇〇全
伊太利	一一、二四七、〇〇〇全
英國	六七〇〇〇、〇〇〇全

次に掲ぐる表に於ては其第一段及第二段に於て一千八百七十三年及一千八百八十年の兩年に諸國か其官有地及官林の利益より得たる歳入の割合を別々に示し。又其第三段及第四段に於ては一千八百七十年及一千八百八十四年より同八十五年に至る年度との兩年度に於て諸國か其凡ての收利事業即ち所謂國家の全

國 名	官有地及官林收入		收利事業全額の收入	
	一八七三年	一八七九年	一八七三年	一八八四—五年
ザクソンニエ	九・七	八・九	五四・七	七二・七〇
ウニランベルグ	一三・二	九・九	四二・九	三七・九二
バザアリア	一七・三	一・五九	三七・〇	五六・七一
バードン	七・一	三・九	三六・六	五八・四九
普魯西	八・四	七・五	三一・九	六六・二九
丁 抹	二・九	四・六	二六・〇
瑞 四	四・一	二四・四
白 耳 義	一・〇	〇・九	一八・六

近代租税の起源及生長

私收得なるもの、利益より生したる歳入の割合を各之を示せり。而して其利益は總收入中より全費用を控除して計算したる者なり。又一千八百八十四年より同八十五年に至る年度の割合は獨り獨逸諸國中の五六を擧げたるに止れり

租 税 輸

チ ザ ー ラ ン ド	一・九	一・三	一七〇
諾 威	一・二	〇・七	一三〇・五
希 臘	三・六	三・四	一二・七
魯 西 亞	三・四	〇・四	一二・五
伊 太 利	三・〇	二・〇	一〇・二
智 利	一・七	二・三	八・三
セル ヅ 井 ヤ	一・八	六・六
埃 西 利	〇・五	〇・二	四・九
葡 萄 牙	〇・六	〇・二	四・七
佛 蘭 西	一・四	一・九	三・九
大 英 列 國	〇・六	二・五
獨 逸 帝 國	七・六五
アル サ ス、ロ ー ン	一五・二

特に注意を惹くに足る可きは獨逸の國有鐵道より生ずる純益は其國債の利子全額を支拂ふも尙ほ餘りあること是なり。次表は即ちフオン、シエール氏の示せるものにして馬克を以て之を算せり

租 税 輸

魯 普 西	國債利子高	國有鐵道純益高
一三五、三五八、〇〇〇	一六四、六八五、〇〇〇	
パ ヅ ア リ ヤ	四七、六四二、〇〇〇	三七、三一七、〇〇〇
サ ク ソ ニ ー	二二、六二二、〇〇〇	二七、一五八、〇〇〇
ウ エ ル ラ ン ベ ル グ	一七、五〇三、〇〇〇	一二、八四八、〇〇〇
バ ー デ ン	一三、六〇六、〇〇〇	一二、一八一、〇〇〇

獨逸に於ける輿論の要領を代表するものとして國有鐵道及國家管理鐵道に関するフオン、シエール氏の意見を擧ぐるも亦無益に非ざる可し普魯西が私有鐵道は國有鐵道に歸せしめたるの舉は果して其宜しきを得たるものなるや否やは一千八百七十七年に於て重大なる一疑問なりき。大學教授フオン、シエールは一千

八百八十五年に公にせる一篇の論文中に説て曰く鐵道は國有若しくは國家管理と爲す可きやに付き痛切なる論争を試む可き機會は今や實驗經驗上の證明に依りて全く一掃せられ歐洲諸國に於ては實驗上國有若しくは國家管理の利なるに決定せりと。

市團体の統計表は歐洲に於てすらも實に不完整にして市か其市有財産及其生産的事業より收得せる歳入に就ては僅に箇々散亂せる事實を示し得るに過ぎず去れども吾人は介意する所なく是等の歳入は益増加しつゝありと云ふを得へし。

何となれば吾人の蒐集し得へき事業は殆ど皆今日の市に於ては租稅以外の財源より生ずる収入益増加するの狀勢あることを示せばなり。

巴里に於て市有の生産的財産より生ずる収入は頗る許多にして其歳入の二割以上を占むるなり而して是財産の或部分は市に於て直接に之を管理すれども其他の大部分は制限ある特許狀を以て會社に委任せりこの特許狀たる其特許の期限盡くると同時に無報償にて其全財産をも市に復歸せしむ可しとの條件に由りて附與せるものなり是期限中はの諸會社は巴里市と共に其利益を分つを得へし。

ンロターボーリエットの思案にては公共財産及び市の事業より生ずる歳入は一千九百五十年に至る迄巴里市の經費の大部分を支辨すべく同年後は僅に小額の直稅を要するに止るべしと云へり。巴里市の經費額は一千八百八十二年に於ては大約二億四千六百万フランなりき。而して此内大約五千二百万フランは市有財産及生産的事業より生したるものとす。又右の内大約一千五百万フランは夫の一千九百五年を以て其特許期限を終る可き瓦斯會社の支拂ひし所なり該會社の支拂高は其後更に増加し一千八百八十五年に至りて其額一千七百四十九万九千五百五十六フランに達せり。

會場料及市場料より生ずる収入は七百万フラン以上に及へり。又屠場よりは年々三百三十三万餘フラン以上の収入を出し水道事業よりは大約一千百五十万フラン公立運輸業よりは五百万フラン以上を生せり。

一千八百八十六年に於ける獨逸ライプツックの歳計を示す所にては其租稅より生ずる収入四百二十一万八千七百七馬克に達すれども之と同時に其市有財産に對する地代及収益は左の如き額を出せり。

租 税 論

官有地純益	一五六、五八一馬克
山林	五八、〇五二全
磨車場等	六、〇〇五全
牧場等	三五、六六八全
獵業及漁業	三、一二七全
鑿石所	一一、九四九全
地代	五五、九六七全
總計	三二七、三四九全

尙ほ之に加ふるに瓦斯事業の豫定收益額百二万七千四百四十三馬克を以てせざる可らず是事業たる或他の収入と共に租税以外の財源よりして全歳入の四分の一以上の歳入を來するものなり

ヌレンベルクは一千八百八十三年に於て其市有財産より十五万千七百四十馬克の収入を得又租税より百六十万三千五百五十三馬克を收めたり

伯林に於ては其經費の七割三分三厘九毛は其租税の収入を以て之を支辨し之と

租 税 論

同時に瓦斯事業は大約一割五分を出せり

近來租税以外の財源より生ずる市歳入の増加し來れるとは人口一万以上を有せる普魯西の四十市に於ける市有財産及其收利事業の總收入は一千八百六十九年より一千八百七十六年に至るの間に其人頭割三百四十フエンニグより千四百フエンニグに昇り又同年間に於て其純收入の人頭割三十四フエンニグより四百三十四フエンニグに昇れりとの記述に於て之を見るへし。普魯西に於ては水道事業は悉く終に公共事業となれり。又瓦斯事業の如きも公立は私立に比し二倍以上の生産を爲せり而して是等も亦夫の水道事業の如く漸く市團躰の所有に移らんとせり

英國の市に於ては近來に至り瓦斯事業及馬車鐵道線をは市有に屬せしめんとせり一千八百八十三年より同八十四年に至る財産年度に於て自治市府ミューニシパリティ其水道事業より得たる金額は百九十二萬八千五百八十五磅にして都府營生區アムン、サニタリー、デストリクトは二十六万七千八百十磅地方營生區ロイヤル、サニタリー、デストリクトは一万九千六百六十六磅なりき。瓦斯事業より自治市府は三百五万六千五百五十九磅を得都府營生區は三十万七千四百八十九磅を得た

り又自治市都府は馬車鐵道より八万千九百八十磅を收領せり。
米國の州及市に於て其收利事業より取得せる歳入に關して採取し得べき材料の
如きは本書の後篇に於て之を舉示す可し

第四章 租稅の作用に關する概論

第一節 租稅は往々通常歳出よりも多額の收入を生ず

抑も租稅なるものは其性質及結果に付き熟思したるとなき人より觀れば寔に單純なる事物の如しと雖も苟も深く諸時代諸邦國の財政制度を檢討するに至らば其關係の及ぶ所極めて深遠なるに付き必ずや大に感せざるを得ざるべし。租稅なるものは其結果或は獨占(Monopoly)を生ずるを得可く又之を遏示するを得可し或は富財を四方に分配するを得可く又之を一地方に聚合するを得可し或は自由と平等とを進捗するを得べく又暴政と專制とを起すに至るを得可し或は諸種の改良進歩を全ふするを得可く又在來の弊惡を増長し各階級間の軋轢をして益々甚からしむるを得可し。即ち智者の熟腕を以て之を計らば富財を増殖し州市

の眞利益を進捗するの好機は悉く之を利用するを得可く愚者の拙策を以て之に當らば社會の産業競争場裡に一大死撃を加ふるに至る可し。以て其影響の容易ならざるを知るを得ん

人或は主張して曰く國家若し余より十弗を取り上げなば是れ唯た余は十弗丈けの貧を來せりと云ふに過ぎざるのみ其他豈に深く辯辯するの要あらんやと。想ふに謬妄の甚しき此說の上に出づるものなかる可し蓋し吾人を以て之を觀れば租稅なるものは之を賦課したる物體如何其徵收の時期如何又は其用途如何等に由りて其結果に大差異を生ずるものなり。又或は稅を以て單純なる事物と見做し左の如き概説を爲して怪まざる者あり曰く或社會中の或部分より租稅として金錢を徵收し以て其他の部分の爲めに之を消費するに當りては取りも直さず之を支拂ひたる吾等の如きは其額丈け貧窮に陥りたるものなり即ち若し言ひ得べくんば吾等は之を受領する人々の利便の爲に掠奪せられたるものなりと。是說の如きは實に淺薄にして毫も事物根本の道理を窺はざるものなり其謬妄なる所以の如きは前々章に於て已に考察したる所に由て明かならん。抑も今日に當り

公民たる者皆深く注意して租税上の研究を爲さる可らざる所以のもの一例を引き來りて之を示さば尙他の理由愈々明かなる可し余は教育上の目的に供する租税に就て予の實驗を擧げんとす是れ實に單純なる好適例なればなり。余の教育は多く公立學校に於て之を受けたり今日より思ふに若し余の修學せる學校にして租税を以て維持せられざりしならば余は果して満足に學校教育を完了するを得たりしや否やを疑ふなり。何となれば謝金を以て維持する學校の如きは其組織の完美優等なるに従ひ其費用を支辨するの必要よりして其謝金愈々高額ならざるを得さればなり

余が教育上より得たる利益は余に取りて大に金錢上の利益となれり之と同時に余加之より得たる一身上の満足の如きは固より代價を以て之を量り得可きに非ざるなり。余や已に納税者の一人となれり而して未だ公立學校内に在る兒童を有せざるを以て今や他人の兒童の爲に租税を出して其教育を補助しつゝある者なり。若夫余が曾て教育費として徴收せられたる租税中より受けたる額の二十倍をば生涯公立學校の爲めに支拂ふ可きととなるも尙ほ余は大に利得ありたる

とを心に信すべく又米國の公立學校制度を制定したる人々に向て常に深く感謝の情を表す可きなり。蓋し余一箇人として其利益を享くると共に社會も亦同じく之を享くると云ふ可し何となれば社會は其曾て余の爲めに支出せるよりも多額を回收し得可ければなり。凡そ教育上の費用にして其宜しきを得たるものは概して此論旨を應用するを得へし。抑も人は生産第一の要素なり故に人若し適當なる身躰智識の鍊磨を経て産業に従事せば其準備愈々完全なるに従ひ愈々多量の經濟的物件を生産し得べく又愈々迅速に増殖するを得へきなり。是を以て現在一時の重荷も結局國市の税源を増加し將來の割合を輕減するに至るを得へきなり

租税は或は一私人の業務に干渉するに至るとある可きなり而して斯かる干渉は遂に獨占の弊を生し易きものとす。去れども夫の教育上の目的の爲めに賦課する租税の如きは却て斯かる獨占を沮遏するの傾向あり。何となれば教育なるものは通常人をして其一箇人として又社會の一員としても愈々満足に自己の利益を保護する力を與ふるものなればなり

第二節 租税と自由

七八

抑も租税を賦課せらるゝは果して喜ふべきとなりやと問はゞ人皆覺へず否と答ふ即ち世俗は租税を以て善惡と相駢ふものとなせり。世の諺に曰く必ず來るもの只二者あり『死と租税』是なりと。租税は或は往々重擔の甚しきものとなり或は屢々間接に其直接に生ずる結果よりも一層不幸なる影響を來すとあるは固より疑を容れざるとなり。前節に於ては政府の與ふる利便の點より考察して租税は往々利便なる者なることを明示したり其租税より生ずる利便たる今日吾人が享有する自由との關係に於ても亦之を知るを得べし。若夫れ租税なるものなかりせば今日の自由制度は果して何時に於て歐洲諸國に起るを得たりしや明知し難かる可し去れども實際是等の諸制度は主として租税の權力を以て開通したる道途を経て入り來りたるは已に歴然たるとなり。諸君主は其從來の歳入の財源にては到底其必需を充すに足らざるを發見し臨時補助金を請求せざるを得ざるに至れり而して是等の補助金は皆條件を付して献納せられたり君主か新歳入を請求せざる可らざるの必要に遭遇すること再三再四にして其度を累ねるに從ひ國內

の人民も亦之に對する政權讓與の請求を増加し終に英國議院の下院は其國民の財囊を左右するの權に由り女皇及び上院より強大なる勢力を有するに至れり。是事たる實に近世歴史を會得するに最も重要な關鍵の一なり即ち夫の英國憲法制度は一千二百十五年の大憲章より以て現時に至る迄皆其課税權の上に築かれたるに非るはなし。ジョン王は從來慣用し來れる三種の封建的助金を使用するを許されたり即ち其三種とは王の擒虜となりたる時、皇長子の元服の時、及皇長女の婚禮の時に納めしむる献金はなり。去れども該憲章は別に記して曰く『何なるスキニエラチ又は助金も我國の普通會議(Common council of our realm)の外之を國內に賦課するを得ず』と。グロスターン氏か其著『英國々民史』中に於て英國憲法制度は全く此條章に頼ると説きしは寔に當れり。夫の豪族の大會議(Great council of the Barons)は君主か其財政上の必要に迫られ一千二百九十四年に於て遂に已を得ず大憲章の追加案を承認せざる可らざるに至り始めて今日の議院とはなれり該追加案は『無諸課税』律と稱せられたるものにして之に由りて議院に集合せる勳爵士、市民、及公民の承諾を経るに非されは國王は如何なる租税をも賦課するを得ず

との規定同意せられたり。クローン曰く「議院内に起れる一變動に由り吾人は忽ち從來専ら租税上の事柄のみに關係するの目的を以て召集せられたる夫の市民か其他の國務に關しても十分に討議參與するに至りたるを見るへし我憲法組織の機制は市民及郡の代議士か一千二百九十五年の大會議に參列するを許さるゝに至りて始めて完成せり」と。英國の議院制度は一千六百二十八年の「權利請願」及一千六百八十九年の「權利告表」の爲に愈々鞏固となり。「權利請願」を草したる國會はチャールズ一世の召集したる者にして當時同王の一身は負債と恥辱とを以て滿され曾て専横なる課税に抵抗して辛苦を嘗めたる人々の監督の下に在りしなり。該「請願」に於ては明文律を引證して専横なる課税國債恩惠獻金等の事に反對したり而して右の文中に於て下院は國王に請ふに凡て議院の決議に由り一般の承諾を経るに非されは何人も如何なる贈遺、貸金、恩惠獻金、租税又は其他同類の負擔を課せらるゝとなかるべきとを以てせり。「權利告表」中には左の如き記載あり曰く王室の爲め又は其使用に供するの目的を以て議院の許容なく其已に許容せられたる又は許容せらるべき期限を超過し若くは其手續を履ますして國王の特

權を楯とし金錢を徵收せんとするは不法なり」と。「權利告表」の出たる後政費の供給は毎一年宛に提供するととなり復たチャールズ二世及フェリス二世の治世の際に於けるか如く國王生涯の費用の供給を一時に許容し置くとなきに至れり而して陸軍の練習費及俸給費を包含する軍事條例の如きも毎年一新せらるゝととなれり是時以來政費の供給を充備し陸軍の維持上其練習を許容する爲め議院も必ずや毎年開會せざる可らざるに至れり。クローン氏は之を以て「我國歴史上に發したる憲法上の最大變動なり」と説けり。實に今日議院内の下院をして其勢力上院を屈伏せしめ甚しきは貴族院廢止の脅迫を爲すに至らしめたるもの畢竟下院か歳入監督の全權を掌握するの故に歸せすんはあらざるなり是外財政と自由との關係に對する歴史上の實例尙多々なれども今茲に一々記述するの餘地なし。又一々之を記述せば讀者をして本書の直接の目的より遠ざからしむるに至る可し。苟も潛心して近世の歴史を精讀せば前述の關係を證明す可き主要なる事實頗る歴然たるべきなり。以上陳述したる所に由りて察すれば凡そ政治上の趨勢には自ら一利一害の伴ふありて全然善良なるものなく又全然

不頁なるものなきと已に明かならん。強大なる國王は枉けて人民に向て助金と臨時献金とを哀請するよりは寧ろ其官有財産を犠牲に供せり果敢不敵の君主は其政權の幾部を脱離するも人民に對して右の如き請求を試むるを欲せざりしなり

今日と雖も潜心して仔細に當代政治の形勢を觀察せる者は若し万一歐洲大陸に於て已に租税を課するの必要なきに至らば從來艱難辛苦して漸く獲取したる人民の自由も甚しき危難に陥る可しとの感を起すや必せり。去りなから租税以外の財源より生ずる歳入近來愈々増加したりとて敢て危懼を抱くの謂はれなきか如し何となれば租税は今尙ほ莫大の額を生せざる可らされはなり吾人の眼の達する所にては將來と雖も亦同しかるべし。而して此避く可らざる負擔は其結果君主が權力を押領するを障礙す可く此點に於ける租税の効用は能く其當を得たるものなり其負擔重きに從ひ其障礙愈々大なり。之と同時に租税に依頼して全歳入を得んとするの必要に迫らば恐る可き革命の感情を醸すに至り易きなり。若し夫れ政府の鞏固と平和なる進化とは果して願ふ可き者なりとせば今日公共

事業より生ずる歳入の増加するは是れ時世の喜ぶ可き兆祥なり
合衆國政府は之に反して人民の以て重荷と見做せる租税に依頼せずして充分なる歳入を收得し却て人民をして畏れしむ可き不利益と危難あるとを證明せり。
合衆政府が其間税より收得する收入の額は其政府の必要よりも多けれども人民多くは歳入外の目的よりして尙ほ此税を持續し置かんとを望めり。若し合衆政府の歳入にして納税者か直に其負擔を自覺する直税より生したるものなりとせば國會の全方針は忽ちにして變動するなる可し。事情若し然らば從來の經驗に徴して今日政府の正當なる用途に充つるに足る可き巨額の歳入を期するを得たる可きや否やを疑ふも敢て不當にあらず。合衆政府の地位たる夫の官有財産は生産事業より其全歳入を收む可き政府に比して或點に於て一層不利なるや益し眞なり。英王が米洲の殖民地より租税を徵收せんとを計りたるとの如きも以上陳述し來りたる所と相聯關して茲に擧ぐるを得べし。此計畫たる結果米英間の破裂を來し遂に我自由の確立を促すに至りしとは人の能く知る所ならん又茲に注意するに足るとあり即ち自由國の人民は輿論の贊成を表したる目的に

對しては專制政府の下に生活する人民と異なりて重税と雖も異議なく服従するの風あると是なり合衆國の歴史は又能く之を證明するものなり

第三節 租税と社會改良

マヨフ、スチユアト、ミルは政府は自然に生ずる害悪と不公平とに對して及ぶ丈け之を矯正するとを計らざる可らずとの原則を論定し伯林の大學教授アドルフワグネルは課税權は社會に於ける富の分配をして一層平均至當に歸せしむるの機關として之を使用せざる可らずとの説を布告せり。夫の累進法の如きは此目的を達せんとして主張せられたる得意の工夫中の一なり。又相続權遺産權の制限論又は支親の無遺言相続の廢止論の如きも必竟是主旨に基て主張せられたるに外ならざるなり

酒類營業權に對して高價なる免許税を課するか如きも社會改良の一手段なりとして辯護せらるゝなり。ヘンリー、マヨール、ヂ氏の地租策の如きも唯單に税法改良の爲に企てたるものとして解釋せられたり。勿論已に前々章に於て説明したるか如く氏は斷して大幹上課税權なるものゝ存在を許容せざりしには相違なき

も先づ右の如く考察するを得へし。シユーシグアイデスは曰へり政治に對しても毫も注意を惹かざるの人は危險なる市民なりと。人若し租税なるものは其關係する所非常にして驚くべきものあるとを考察するときにはシユーシグアイデスに非ざるも租税の原則に對して毫も注意を惹かざるの人は是れ危險なる公民なりと呼號せざるを得ざるに至らん

第五章 租税の種類

第一節 租税の分類は肝要となれり

前々章に陳述したる所を以て見れば古代に於ては租税を分類するの必要極めて少かりしと明白なり。當時に在りては唯其世に存したる僅々なる數種の租税を擧げて之を説明すれば足れりと爲したるなり。蓋し諸國民諸國及諸市が正當に租税の部類とも稱すべきものを有するに至りたるは只現世紀に入りての後にある耳。去りなから今日に及んては其種類甚だ多きを加へ一々其種類を區分排列し而して各種に就て其重なる性質を擧ぐるに非されは能く課税の事を了解する能はざるに至れり。近世産業社會の豊富充實なる恰も自然界に於けるか如く其

關係複雜にして學者か之を研究するにも自然の事物に對すると同様の方法に依
頼して之に當らざるを得ざるに至れり

第一節 重農學派(Physiocrats)の分類

チャロフ、ブダロフは其著共和政治論の第六卷に於て直税間税の事を説けり。去
れ共此區別は前世紀に於て重農學派なる佛國經濟者の唱説したるに由りては治
ねく世人の知る所となりたるか如し。夫の重農學派は新富を生ずる唯一の富源
は獨り土地のみなるを以て眞正の生産業は獨り農業の一あるのみなるを唱導
したり。其説く所に據るに農業は獨り勢力及資本に對する報酬を生ずるのみな
らず更に其剩餘即ち地代なる者を生ずと云へり。而して此地代こそ彼等の純收
入物と稱したる者なり。彼等は在來の富を増加するを得べきものは只此純收入
物即ち地代のみなれば租税は皆必ずや此地代中より支拂はしめざるべからざる
の理を明かにせんことを勉めたり。其意たる假令之れを夫の人身營業又は貨物
等の上に課するとするも實際其の負擔は遂に土地所有權の頭上に轉移せらるゝ
に過ぎざるべしと云ふに在り。是故に彼等は地代に課する單一の租税を主張し

此租税は其實際の負擔か之を支拂ふ者なるを以て稱して直税と呼び其他の租税
は悉く之を間税と稱したり。即ち是れ等の租税に於ては其負擔は順次に轉移せ
られ結局最初に之を支拂はさりし人即ち適當の語を以て云へば遂に之を立換せ
さりし人之れを支拂するに至るを以てなり。右重農學派の下したる租税の區別
は政治行政の實際上に於ても又は學理上に於ても一般に行はるゝ分類の原則と
なりたり。一般の説に據れば最初に租税を課せられたる人其終極の負擔を受く
るときは直税となり最初に之を支拂ひたる人更に之を他人に轉移する時は間税
となるべしと云へり。其後に及び重農學派の稱して間税となしたる租税も半は直税
たり半は間税たるの性質を具ふと論せらるゝに至れり。是れ後代の學者か租税
の負擔法 (Incidence of taxation) に對する見解種々なるに由れり——租税の負擔法
とは名義上の租税支拂に對する實際上の支拂に關する學術上の語なり

第三節 其他の分類

地代に課する租税こそ他に轉移せざる唯一の租税なれば今日經濟學者たる者
何人も之を信するものなし。去りなから租税の負擔法なるものは長く學者の論

争點たりしなり。而して租税負擔者の名實二階級間に於ける租税の分配なるものに就ても分類の舊原則尙行はるゝ限りは右の問題に對し種々なる學者が探る所の説に由り其論決自ら區々ならざるを得ず。又此分配上の議論も租税の負擔法に關する新説生するに従ひ各變更なきを得ざるなり。近來學者漸く此分類も稍不安心の點ありて深く憑據するに足らざるを觀察し更に他の新原則を求めて分類せんとを期するに至れり。而して學者中或は新語を採用して租税の主要なる種類を分ち又或は舊來の語を保存するも其解釋を異にするものあり。以下一二學者の分類を擧て之を考究すると得策なるべし。

ハイデルベルグ大學の教授ラウは租税全躰を分て實價査定税 (Assessed tax) 及消費税 (Expenditure tax) の二者となせり。氏は實價査定税を解して實價査定即ち評價を基礎として課する租税なりと云へり。即ち課税せらるゝ物躰は其實價を査定せらる即ち評價せらるゝなり消費税を解して食物衣服其他同類の消費品に課する租税なりと云へり。即ち直譯すれば一個人加之を消費せんとするの意思を以て取引する場合に於て課するの租税なり。

此分類に對して二様の異論を唱ふるを得へし。即ち此分類は悉く租税を包含するに足らざると及び其二種の租税の本相に付て注意を與へざりしと是れなり。即ち若し此分類に據るときは彼の諸種の印紙税の如きは二者何つれの中にも包含せしむる能はざる可く又彼貨物に課する租税は兎に角往々被税物躰の實價に基つけるものなればなり。

元老院議員シオルマンは一千八百七十一年合衆國元老院に於ける收入税に關する演説中に於て偶然にも租税をば左の二種に區別せり。即ち所有物税及消費税是なり。此分類に對しても以上と同一の異論を唱ふべし。而して序てなから茲に附言すべきは財産と所得とは判然之を區別せざるべからざると是なり。

直税と間税との區別は已に汎く一般に行はれたるものなれば出來得へくは成るべく之を保存するを可とす。去れども各種の租税を解釋するには他種の租税との區別をは判然たらしむべし。而して多少推想的の理論によるよりも寧ろ世に知れ渡りたる事實に適合するとを主とすべきなり。是故に近來層一層精確に直税及間税を解釋せんとを努むるに至れるは是れ正當なる方針に向て一步を轉ず

るものと云ふへし而して是等の中著名なるは以下の二定義なり
 ホール、レロア、ポリーユは其著財政學中に於て左の定義を降せり曰く「直税とは立法者か租税の負擔を受く可き人か即時に支拂ふ可きものと思惟する所の租税なり。是等の租税は直に納税者の資産若くは歳入の上に落つるなり。而して凡て納税者と國庫との中間に立つ者を制排し其租税と納税者の資産即ち納税の能力とをして精緻なる比例を保たしめんとするものなり」と

之に反してポリーユは間税の定義を降して曰く「間税とは立法者か其負擔を受く可き人か即時に支拂ふべきものと思惟せざる所の租税なり。而して立法者は歳入若くは資産と是等の租税との比例を保たしめんとを求めざるなり。立法者は是等の租税を其負擔を受くるも循環的に之を受くべき者と思惟したる人に課せんとを望むなり。又納税者と國庫との中間に立つ者ありて存するなり」と
 此定義に據れば所得税、地租、動産税、相続税、贈與税、馬税、及車税は直税中に包含せられ貨物税、印紙税、公正證書、登記料若しくは記録料は間税中に入るものとす
 此定義に就ても亦異議を唱ふるを得へし抑も立法者の意思と云ふか如き性質甚

た漠然たる者を以て學理的思想上の區別と爲すか如きは決して其宜しきを得たる者に非ず。又所謂租税負擔の轉移に關しても其事實往々模糊として正確ならざるものあり。曾て小賣代價五十仙にて賣捌ける或る專賣特許賣藥の瓶に課したる二仙の租税は果して消費者之を支拂ひたりしか將又製造者之を支拂ひたりしか立法者か此租税を廢するに當り消費者製造者中孰つれを救濟せんとしたるか到底明答を與ふること能ざるへし
 教授クニースは以下の定義を降せり余の見る所を以てすれば此定義採るべきか如し日々「直税とは人の財産及業務に於ける實價査定に基て課する租税なり即ち直接に納税者の身上に負はしむるものなり。間税とは右の如き實價査定に基つかさる租税なり去れども直接實價査定即ち評價に非ざる他の證據に依りて被税物若くは租税の財源、生産的財産の存在を推想し得べき場合に課する租税なり」と
 此定義は租税を支拂ふべき實力の生ずる財源に據りて之を區別せるものなり。土地は所得を生ずるの故を以て課税せらるるものとす。而して租税は其所得よ

り支拂はるゝを得へきものなり是れ即ち租稅の財源なり。快樂に供する爲に飼養せる車用馬は固より所得の財源に非ず去れども之に據りて其所有主は其租稅を拂ひ得可き所得を有すると自ら推想せらるゝべきなり。即ち租稅の財源の存在は明白なる事實に據りて推定せらるゝなり。是れ實に彼重農學派か由て以て租稅の分類を爲したる原則と一様なり。重農學派及クニースの二者に據るに租稅は租稅の財源に課するものなりと云ふに在り

余の見る所を以てすれば租稅は其の負擔を受く可き人直接に之を支拂ふか若しくは間接に之を支拂ふかの如きは頗る肝要なることなるにもせよ決して租稅分類の主眼に非ざるなり。只々課稅せられたる經濟的物件の性質如何に由りて物(Things)に課する租稅の區別を決す可き耳。若し果して斯くの如くせば他種の租稅は便宜に是等の周圍に排列せしむるを得へきなり

不動産稅及所得稅の直稅なるとは一般に承認する所なり財産及所得は實價査定を受るものにして之に對する租稅は或一定の比例に従て賦課せらるゝなり。去れども所得と財産とは必しも同一の比例を以て課稅せらるゝものに非ず

間稅は飲用品、食用品、衣服品等の消費品即ち米國に於て常に貨物(Commodities)と稱するものに課する租稅なり。只間稅には之に附帶せる一の事情あり即ち是種の租稅は概ね營業者の手より支拂はるゝと是なり。彼等は其商品の原價に加ふるに前に支拂ひたる租稅の額と其利息とを以てするなり。去れども此事必ずしも常に然るに非ず何となれば立法者の意思たる大抵の場合に於ては營業者をして其負擔をば更に他に轉移せしめんとするにあると明かなるにもせよ時により營業者自ら其租稅の負擔を受けざるを得ざるの地位に立つとあればなり。去りながら例せば余か自ら自用の書籍を輸入するに當り其價格に對して余の支拂へる租稅は余か外國販賣者の手より之を買ひたる場合と同しく正しく間稅なり去れども余は常に此方法によりて益せり何となれば此方法に由るときは余は關稅に對し其利息を支拂ふを要せざるを以てなり。巴里市人か他所より市内に食用品を積み入るゝときは市役吏の爲に課稅せらる可し而して其食用品の自用の爲めなると販賣の爲めなるとを問はず之に課したる租稅は間稅なり。此定義中には關稅及内國歲入稅(Internal revenue tax)をも包含す。是等の租稅は經濟學者が間稅

なる語を使用するに當り主として其思考中に置くものなり
 間税の法はチャールズ二世の朝に於て議院 (Parliament) が土地を有する郷士の特
 權に觸るゝとなくして彼等の王室に對する封建的義務を解き是等の義務に依る
 るに麥酒、葡萄酒、煙草及酒精に課する租税を以てしたる時に起れり。而して是等
 は皆消費品税なりき

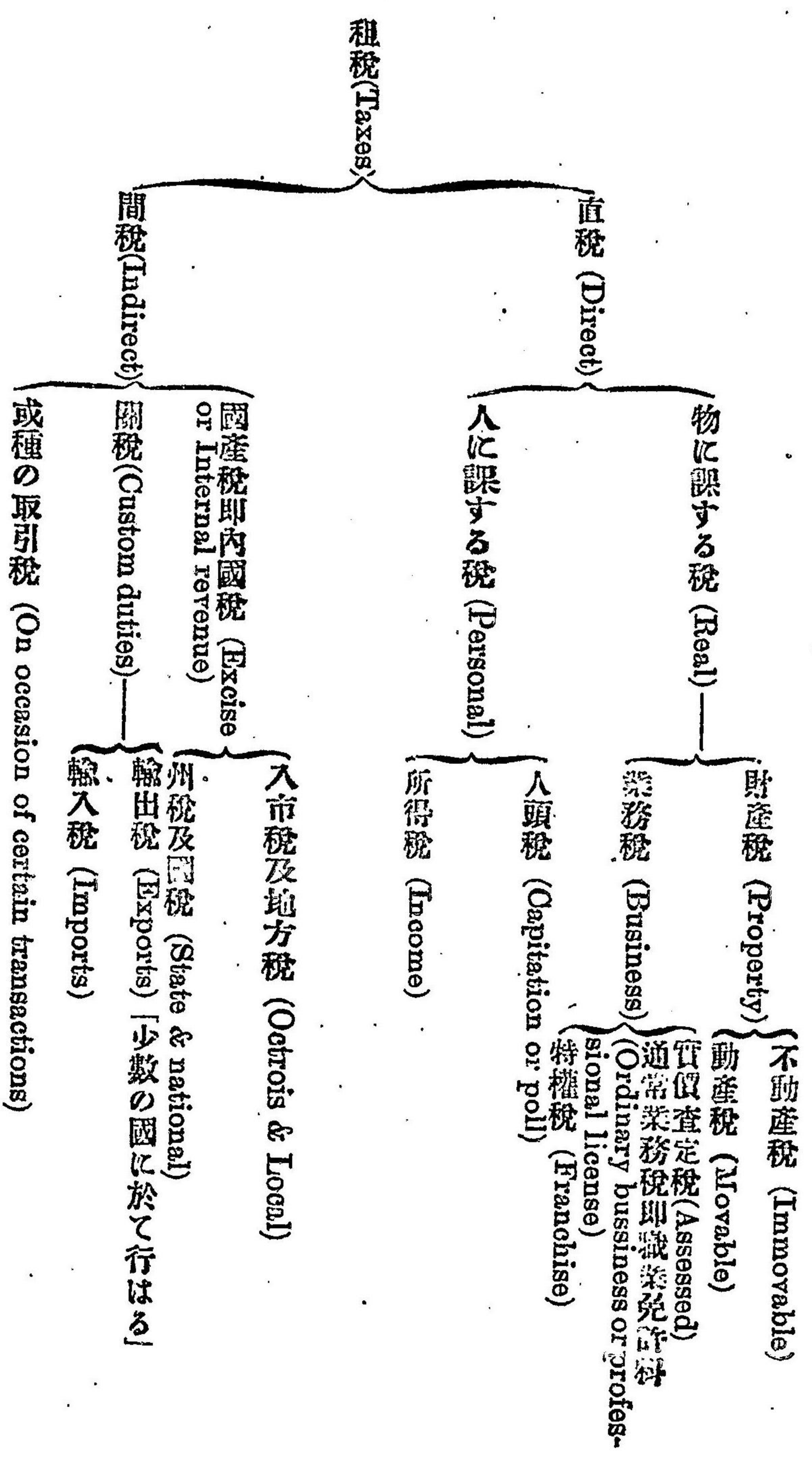
今や前陳の直税を定義中に加ふるに其他の租税にして一般に直税と稱したるも
 のを以てするときには愈完全となるを得へし。又是等の租税たる前述の直税と共
 通なる或一種の性質を具ふるを見る可きなり即ち例せば是等は自然人假定人を
 問はず被税者の名簿なる者あるとを意味し又間税の場合に於けるよりも尙一層
 納税者の能力に比例して賦課するか如き是なり。直税は時としては或は一人の
 資産全體の實價を査定するとあり或は其所謂全額の実價を査定すると一層類り
 なり。又或一種の財産全體を評價すると蓋し更に類りなりとす。然るに間税に
 至ては箇々特殊的 (Specific) にして被税物體の實價を査定するとなく定額の負擔
 を課するなり即ち例せば砂糖一磅に付き税金幾許と云ふか如し。又或は單に一

物體の價格を量りて之を課し其納税者若しくは租税負擔者の所有し或は所有せ
 ざる自餘の財産の價格には取て關係せざるなり。夫れ然り故に余は次に右に述
 へたるものを擧げて直税の定義となすべし

直税とは商業何種の業務にも包含す(職業 (Professions) 消費品以外の經濟的物件より
 成れる財産及所得に課する租税なり

此定義中に犬、馬、車等の如き奢侈品税若しくは相続税 (Tax on succession) 及贈與税
 (Tax on gifts) をも包含せり

間税とは之に反して消費品即ち今日通常の意義にて稱する貨物に課する租税及
 小切手支拂若しくは證書又は質入抵當の登録等の如き或種の取引の場合に課す
 る租税なり。左表により讀者は以上の分類及其二種の分類中に於ける種々なる
 細區別を了解するを得へし



是より右の表に就て説明せん
 直税は更に之を二大種に分てり即ち物に課する税及人に課する税の二種なりとす。去りながら茲に注意すべきは右等の語は合衆國に於て通行行はるゝ意義を以て使用したる者に非ざると是なり。物に課する税とは *Real* (實)なる語の表示する如く物 (Things) の上に課するものなり地租の如きは其一例なり。即ち地租は土地其物に屬する一種の負擔にして其所有者如何の如きは毫も關係する所なきなり。千八百八十七年の年度に於てボルチモール市に於ける土地は州用及市の爲め地價百弗に付き一弗七十八仙七五の割合を以て課税せられたり而て其所有者の一身に關するとは全く度外に措かれたり。諸市の土地所有者中には一千弗の價格ある土地よりして他の所有者に比し二倍乃至三倍の收入を獲るの力を有したりし者ありしならん去れども此事實は實價査定官をして酌量する所あらしむる能はさりしなり。又其所有者中には其土地の大半を擧げて負債の抵當と爲し置くものもある可く之と同時に毫も斯る義務を負はすして純然たる所有者たるものもあるへし去れども是れ亦同じく實價査定の問題外に屬するとな

租税に関する概論

りき。業務税は職業 (Profession) 其物に課するものなるか故に是れ又直税と見做さるゝなり。租税の性質中人なる元素愈著しきに從ひ愈々人に課する税に近似するに至るものとす若し夫れ一種の職業に従事する人にして其職業の故を以て毎年或定額の租税を課せらるゝも其人の一身上の情状如何の如きは毫も之に關係せざるなり。夫の資本の使用若しくは地代家屋料の價額に基づきて課する租税に就ても亦以上の如く論するを得へし即ち是等の場合に於ける租税は物其物に課するものなり茲に謂へる物なる語は最廣の意義を用ひ取引及職業等を包含せしめたり若し夫れ曾てニューイングランド植民地政府に於て實行したるか如く商人若しくは醫師の一身上の技能を計り之によりて其租税の額を増減せしむるに至ては是れ大に人に課する税に近づけるものなり

果して然らば人に課する税は人の一身上に課するものにして所得税は此租税中の主要なるものなり今日に至りては夫の人頭税は一般に陳腐なるものと論斥せられ諸地方に於ても多くは之れを廢止したり。所得税の本義上よりすれば其の税源如何に拘はらず一人の所得に賦課するものなり其所得たる或は土地或は家

屋或は株式或は職業等何つれより生ずるを問はざるなり。人か年々の歳入を認るや或は一方の財源により或は他方の財源により固より區々一定せざるなり。所得税は人の一身に纏繞する一種のものにして適當に人に課する税と稱せらるゝものなり

以上の區別は實際上甚だ重要なり彼地租の如きは其土地の賃入抵當とは毫も關係を有せざるものなり。何となれば地租は土地なる一物に課する負擔にして其賃入抵當の事實の如きは是れ所有者の一身上に屬する事柄なればなり。去りなから賃入抵當なるものは其土地と共に只々一税源を表示するに過ぎざれば其の理由により且つ後節に論究す可き自餘の理由により賃入抵當は其課税を除かるゝと正當なるべし。之に反して所得税の場合に於ては其所得中より賃入抵當の利子として支拂ひたる分丈けを控除せしむ何となれば右の利子たる其所得を減削する者なればなり。即ち所得なるものは收入中より業務の費用を支出し後に残りたる剩餘なり去れども夫の家屋料の如き人に屬する費用に至ては所得税を支拂ふに先ち其所得中より控除し置く固より正當に非ず。何となれば所得

は人に属する経費の爲めに存するものなればなり

財産税は不動産税助産税の二者に分てり即ち合衆國に於てはReal(不動産)財産税及 Personal(動)財産税と稱するものなり

業務税は一の評價に對する割合により即ち例せば業務に使用せる資本全額に對する或一種の割合の如きものによりて賦課せらるゝときは實價査定税となり又一種の職業に従事するの特權に對する定額負擔なるときは通常の營業税となるなり。是れ南部諸州に於て普通に行はるゝものにして往々使用せる資本の額に應じて課税高低の順序を立つるなり。即ちメソリアンド湖の如きは業務に従事する人の資金の高に應じて大體數級に區別し而して其級別に從ひ營業税の高低を定むるなり。其營業税たる個々特殊にして一定の割合によれる負擔に非ず「物々交換若しくは販賣に従事する」人に課するものにして十二弗より百五十弗に至るの間各差あり

特權税 (Franchise tax) は自治團體の選舉權に課する租税なり。此租税たる資本若しくは不動産に課するものに非ず又追徴するとなしとせざるなり即ち一の特權

租 税 論

に對して支拂はるゝものとす。合衆國に於て鐵道に課税するには特權税を以てするを通例とするに至りたり而して其税率は常に其總收入額に割合し一哩に對する總收入の高に從て差あり

間税は内國消費用の爲に内國に於て製造若しくは生産せられたる物件に賦課し或は内國市場に出入する輸入輸出の貨物に賦課し或は或種の取引の場合に於て賦課するものなり。米國に於ける内國税 (Internal revenue tax) は合衆政府之を徵收するか故に國税 (National tax) となるなり。この租税を賦課する重なる貨物は酒類及各種の煙草なりとす。諸州に於ては此種の租税を使用するに困難の事情あり。其理由他に非ず第一に合衆政府已に之を使用したるのみならず實際更に之を賦課すへき餘地を剩さゝるなり。第二に或一州に於て其州内に於て生産若しくは製造する貨物に課税するときは自然に其營業を他州に驅逐するに至るべく且つ他州との境上に於て州内に入り來る貨物に對し保護税を課するか如きは合衆法の許さゝる所なればなり。去りなから或種の貨物税は諸州中何つれの處にか其州内に存するを發見し得へし。歐洲大陸の諸市に於ては其市内に輸入し

租 税 論

來れる食品に課税して歳入を得るを常とせり。夫の巴里市等の如きに於ては故らに其周圍四方に繞らすに幾多の小徵稅所を以てせり恰も是小關稅署たるの觀あり

關稅は國外に輸出する物件に賦課するとあるべし。即ちブラッセル西印度諸島中の或部分及其他に於けるか如し合衆國に於ては關稅は合衆憲法に依りて輸入税のみに制限せられたり

租稅は又或種の取引起れる時特に財産移轉の場合に於て賦課せらるゝとあり。手数料 (Charges) の如きは證書登錄質入抵當借地の約定質入抵當の解除等の場合に於て徵收せらるゝものなり。裁判手数料も亦同しく此項中に入るものとす其他引出小切手爲換手形、約束手形及其他諸種の證書類に要する印紙税の如きも亦同し

近世の財政學者は謝金 (Bribe) なる語を以て左の如き意味に解せり即ち謝金とは公共官吏か或一個人の利益の爲に盡したる特別の勞役に對し其一個人の納むる特別の報酬にして其勞力たる假令ひ公共一般の爲に盡したるにもせよ其謝金の類

にして實費を超過せざるべきは之を納むる人に取れて特別の利益となるべきものなりと云ふに在り。民事裁判所の盡せる勞役の如き以て例證となすに足るべし。法庭内に出て飽きて自己の權利を維持するの人は公衆一般に對し利益を及ぼすものと見做さるゝなり。今茲に一難題ありとせんに我隣人にして直に自ら法庭に出て其是非を決定するときは余をして故らに冗漫なる訴訟を起し其費用を抛つに至らしめざるべし去りながら人の法庭に向て其勞役を煩すや之によりて特別の利益を享くるものと見做さるゝか故に其人をして特別の負擔を爲さしむ可きは固より當然の事なりと論せらるゝなり。謝金は實費の全額を償ふか若しくは只其幾部分を償ふに止るとあらん。去れども若し其實費を充すも尙餘剩ありて官府に對し利益を生ずるに至れば是れ已に間稅と見做して可なるものなり。謝金は往々斯くの如き状態に歸したるとありて土地移轉授受の如き或種の取引の川沿を妨害し爲めに大に有害となりたるとありき。司法上の公務に對して高額の手數料を徵收するか如きは是れ取りも直さず法律の保護を以て富豪者以外には全く無用物たらしむる者なりとの故を以てジョン、スチユアト、ミル及

其他の諸學者之を排斥したり

一の取引に課する租税の形を以て徴收せらるゝものゝ如きは實際直税となるべきなり。故に若し譲書登記の手数料にして移轉すへき土地の價格に比例して其徴收額に差等を立つるときは是已に所有變更の場合に課する直税たるに外ならず。ワシントン府に於ける專賣特許手数料は其収入額特許局の實費を充すも尙餘裕あるなり。而して右の特許手数料に於ける實費超過額は取りも直さず間税なりと云ふを得へし。其理由たる他なし元來專賣特許局は專賣特許出願者一個の利便の爲に維持管理せらるゝものに非ずして第一に公益の爲に設けらるゝものなるを以てなり

米國の諸大市に於ては謝金は莫大の收入を生せり。數年前フアラアルフヤ府中の一役場に於ては其所有主に對する謝金の收入一年十萬弗に及へりと云ふ。又ニューヨーク府に於ても其收入一年五萬弗及七萬五千弗に至るものありと流説せり。去れども諸市府に於ては一般に公務上より生ずる謝金を以て報酬となすに引換へ定額俸給を與ふるの方針を取りたり。是を以て謝金は更に國庫に向て

納入するとなれり。若し夫れ謝金にして特別の勞役の爲に生したる費用を交辨するに必要なる手数料に超過するときは即ち間税となるものにして一種の苛税となると實に少しとせざるなり

第四節 行政上に於ける租税の分類

租税は官務の書式上往々直税及間税の二者に區分せらるゝなり。去れども此分類たる學理上の原則よりも寧ろ實際の便利に基つけるに外ならず。租税は最初に於て已に直税間税の二者に區分せられたり勿論其理由たる第一種即ち直税は納税者全く之を負擔し後者即ち間税に至ては其負擔は納税者より更に他人の肩上に移轉せらるゝに至ると云ふに在りしなり。去りながら其後に至り租税は往々單に其直税に關するを引受けたる人に委任して管理せらるゝの故を以て直税と稱せられ又其管理を以て自餘の間税に關するを引受けたる人に委任せるときは之を間税と呼びたりき

ポール、レロア、ポリーニエは次の如き定義を以て佛國の行政法に適合するものとなせり。即ち曰く直税は直接に一身上及富財の所有者若しくは享用の上に負擔

せらるゝものなり又定期に徴收せらるゝものにして特別の場合に於て賦課せらるゝものに非ず間税は匯書行爲若しくは交換の場合に於て徴收せらるゝものなり又納税者に取っては不定期不時の場合に於て徴收せらるゝものとす。レロアー、ポリーニール以上の定義は性質上全然別異なる事物を集めて一群とするものなりとして右の分類に反對したる頗る其當を得たるものなり。佛國行政法に於ては相続税贈與税の如き結局自餘の財産と同様なるにも拘はらず之を間税の中に分類し又麥、鹽及馬鈴薯に課する租税とは其作用を同せざるにも關せず是等と同一類となせり

要するに租税の分類に就ては各國皆固有の特質を有するを知るべく又其種類たる何國に於ても蓋し多少偶然に出たるものなるを知るべし

米國合衆憲法上の分類の如きは實に一種奇異なるものなり。右憲法の條章中に曰く代議士及直税は人口に比例して各州に配付せらるべしと。茲に所謂直税なるものは只々不動産税及奴隸税のみを意味するなりと判決せられたりき。是故に前内亂の際國會(Confress)の所得税を課するや之を以て間税と見做したりき豈

に奇ならずや

第五節 自餘の分類法

租税は課税せらるゝ物若しくは人に關し或は課税即ち負擔の辭柄となされたる事件に關して種々に類別せらるゝなり。又其他の標準に依りて之を區分するを得べし即ち租税は比例税(Proportional)累進税(Progressive)逆進税(Repressive)及迂進税(Diffessive)となすを得べし

比例税とは被税物に對し終始一律の割合を以て賦課するときに稱するものなり。累進税とは課税せらるゝべき財産若しくは所得の價格の増加すると共に其の税率を高むるものを云ふなり。今之を例解せんに幾許の所得に對しても悉く一分の割合を以て賦課するものは比例税なり。然るに一千弗以上二千弗以下の所得に對しては其税率を一分となし二千弗以上の所得に對しては之を二分となすものは累進税なりとす。而して其累進の度たる昇降無限なるを得べく又之を或程度の割合に止るとを得べし。逆進税とは被税財産の減少に従ひ其税率の割合増加するものを云ふなりメーリッランド州の營業免許税の場合の如き即ち是なり

租税に關する概論

迂進税とは或一定の額までは課税を免除し而して其定額以上の超過額に對し均一なる税率を以て賦課するものなり。例せば六百弗以下を以て免除額となし之に超過する悉皆の所得に課する一分の所得税ありとせんに其超過額に課するものゝみ之を稱して迂進税と云ふ可し。其税率の累進實に微々たるものなり即ち一千二百弗の所得に對しては其税率一分の二分の一となり一千八百弗の所得に對しては一分の三分の二の割合となるなり。其税率の累進斯くの如く遅々たるか故に迂進税即ち捷速に累進せざる税と稱せらるゝなり又或は徐進税(Progressional)と稱せられたるもあり

通常税(Ordinary)即ち定期税(Regular)及非常税(Extraordinary)等の如き意義に至ては已に其語の示す所によりて十分に解釋せらるゝきなり

租税は配附税(Apportioned tax)及割合税(Percentage tax)の二者に區分するを得へし。配附税とは州郡邑及市等の如き諸種の政治區域に配當するの租税なり。直接合衆税(Direct federal taxes)の如き以て例證とするに足るへし。右に述べたる如くなるを以て是等の租税は人口に應じて各州に配當せざる可らず。而して其賦課の

割合の如きは其配當を受けたる後各州に於て之を決定せざる可らず。ニューイングランドに於ける郡税及州税は更に之を其諸邑中に配附せしむ去れども其配附の割合は従前の財産評價額に基づけり

メリーランド州に於ける租税は割合税なりとす。州内の財産は悉く或一定の税率に依りて賦課徴收せられ取て地方諸政治區に配附するとなし。茲に注意すべきとあり即ち配附税の場合に於ては其徴收額豫め決定し居れども其課税の割合に至ては自ら多少の變動あるを免れず。又之に反して割合税の場合に於ては其収入の高多少不定なれども其税率に至ては一定不變なると是なり

第六章 直税及間税の比較

第一節 間税は主として貨物(Commodity)に課する租税なり

間税は概ね貨物に課するものなりとす。即ち換言すれば吾人が飲食衣服及其他の方法に於て消費するもの若しくは消費の物件を製造する爲めに使用する粗製品及器械に課するものなり。之を稱して間税と云ふ所以のもの他なし是種の租税たる最初に之を支拂ひたる人更に之を他人に轉移するを常とすればなり。例

せは鹽、砂糖、石炭等の輸入者は之を合衆國の領内に輸入するに當り是等の貨物に對する租税を支拂ひ其税額を以て右の原價に附加し以て之を他の人即ち蓋し御賣商に賣渡すなり。而して御賣商は更に其税額及ひ之を支拂ふ爲に立換へ置きたる金額の利子を附加して小賣商に賣渡し小賣商は最後に之を吾等に賣渡すに至るものとす。去れども此時に及ては其租税は既に幾多の轉回を経て恰も丘上より轉落する雪球の如く層一層に累積し來りたるものなり。小賣商に取りては右の税額は其自ら御賣商に支拂ひ且つ更に消費者なる吾等に賣却して利益を得へき代價中の幾部分を爲したるか已に判知す可らざるなり。夫れ斯くの如くして間税は幾回となく轉廻し一人は更に之を他人に轉移し其負擔は愈々増加して遂に眞正の納税者の肩の上に落つるに至るなり。斯るを以て間税は夫の名高き租税の四原則中の一を犯すの租税なりと云ふ可し。何となれば此租税たる其國庫中に收納する額よりも過多の金額を納税者の財彙より取り去るものなればなり即ち實に濫費多き租税なり。是れ決して理論一偏の説に出で其の事實斯くの如くならば怜悯なる商人にして其自ら從事せる業務上の作用を解する者に就て質

さは何人にてても忽ち釋然思ひ半はに過ぐるものあらん

第二節 間税は平等の原則を犯す

右の外租税の原則として承認せらるゝは租税の高は之を賦課する度毎に納税の能力即ち國內の公民が享有する所の收入に比例して算出せざる可らざると是れなり。是れ即ち租税の平等(Equality of Taxation)と稱せらるゝものなり政府は吾等一同をして悉く平等に棄捐せしめざる可らず。夫の誠實に調査し誠實に徴收したる所得税の如きは此原則の本義に適合する者とす。果して然らば間税の場合に於ては如何間税は元來物品の消費税なり。去れ其の被税品の消費は果して所得と異なるか吾人の鹽を輸入するや殆んど其の價格の五割の課税を受くるなり。去れども富者は果して貧者よりも多量の鹽を消費するか吾人は果して其の家計の裕なるに従ひ其のスープ中に混入する鹽量を増加するに至るか否や貧人の消費する鹽量は却て富者の消費するものに比して更に大なりと云へり。何となれば富者は別に自餘の調味料を使用すれども鹽は往々貧人の享有する唯一の加味物なればなり。吾人は此の種の租税に於て夫の所謂逆進税なるものを見る。逆

進税は所得の減少に従ひ増加するものにして最悪最不正の租税なり。砂糖税は課税の割合の其價格の七割五分以上に昇るなり而して我政府の歳入の大部分は此税源より生ずるものとす。是れ又原則上に於て前者と異なるなし。勿論此場合に於ては砂糖の價格に應じて税率に差あるを以て其量の累加するに従ひ多額の租税を支拂ふに至る可く且つ資産に富む人民は貧民よりも多量を消費するは蓋し疑を容れざるなり。去れども税率及消費分量の多寡の如きは決して所得の多寡と符合するものに非ず。一年一萬弗の所得を有する人は果して一萬五千弗の所得を有する人よりも少量の砂糖を消費するや否や疑ふ可きなり。假令然りとすも敢て劣等の砂糖を消費せざるなり。一年二十萬弗の所得を有する人とも二千弗の所得を有する人の二十倍をも消費するとなかるへし况んや其百倍をや。故に吾人は此場合に於ても尙ほ逆進税なる者を見るなり。去れども今や數歩を譲り試に夫の一年千五百萬弗の歳入を生ずる絹布輸入税を擧げよ。是れ實に間税中に於て最も公平なるもの、一なるか如し。其税率は大抵五割なりとす。絹布は今日に於ては敢て分外の贅澤品とは稱し難し而して一年三千弗を

以て一族を支持する一法律家の負擔する税額は全躰の比例上三十萬弗の所得を有する素封家の上に出づるなり。斯かる例證は更に之を續掲するの要なし。近來民主的思想の進歩と共に累進税法の觀念は愈世人の好意を得るととなれり其正否如何は今茲に論するを須ひす。而して世界中民主主義の能く行はるゝと他に比なき或國中即ち瑞西の諸カントン（縣）に於ては近來財産及所得に對し累進税法を採用したり去れども我合衆政府は依然として今尙ほ全く逆進税制度に依賴するなり

去れども以上の所論尙ほ未だ悉さざる所あり請ふ試みに何種を問はず租税上の論著を披きて其間税の利を説ける議論を讀め。其劈頭第一に入の注意を惹くものは何ぞ。他なし即ち現時文明諸政府に對する需用は頗る多きと共に人民は眞税を納むるとを喜ばずして富裕の人士は所得に比例せる高價の直税に反抗するにも拘はらて實際資産徹々たる人民中よりも巨額の出金を爲さしむるに非されは今日の政府を維持する能はず而して彼等に課税する唯一の方法は間税に由るに外なしと云ふに在り。換言すれば租税を物品の代價中に混入せしめ而して其

物品を購はんとする者をして必ずや其租税を支拂はざるを得ざらしむると云ふに在るなり。又茲に留意するに足るべきは已に我國に於て繼定したる夫の英國の間税法は殆んど二百年以前チャールズ二世の壞額せる治世間に於て生したると是なり。當時政府の費用は封建借地法によりて所有せられたる土地の上に負擔せしめられたり。然るにチャールズ二世朝の議院は僅に二票の多數によりて土地を有する郷土の特權に觸るゝとなくして悉く其王室に對する封建的義務を解除し而して右に付き國家に對する報償として麥酒酒精葡萄酒煙草及其他の諸品に對して國産税を課したり。是れ吾國英國今日の間税制度の濫觴を表するものなり。斯くの如くして精神社會をして其所有地に於ける特別の負擔を脱せしめ以て吾國英國近代の財政史上の大勢をは全く一變せしむるに至れりとは實に英國の一財政學者の説く所なりとす

第三節 間税と貧苦

間税と貧苦とは自ら相關聯する所あり是又留心するに足れり。直税の場合に於ては何つれも皆之を課賦すべき最下の限界を立つるものとす。米國諸州に於て

は其限界概ね百弗より五百弗に至るの間に在るを常とせり。即ち換言すれば其價格以下の財産には課税せざるなり。然るに間税に至ては之を賦課するに當り憐む可き寡婦の囊底を叩きて得たる最後の一弗たるか或は一万弗の所得中の只た一弗なるかの如き毫も措て問はざるなり。唯物價を騰貴せしめ從て所得の價格を減殺し而して既に貧苦に瀕する人をして一轉忽ち身を其逆境中に投せしむるある耳。夫れ斯くの如くして或は階級の人民中に於ける高尚なる立身の奮發心を絶たしめ以て世の文明をして自然に卑低に歸せしむるに至るなり。豈啻に是のみならんや若し夫れ此租税にして人の得べき價格を毀損して社會に於ける産業的一要素たるの能を失はしめんか其初め租税として取り上げたるものを以て却て更に賑恤として之を返付するの奇觀を生ずるに至らん痴も亦甚しからずや

第四節 間税は商業を障礙す

間税徴收の費用は實に高價にして探偵及通告者の一隊を設くるの必要あり。斯くて人民運動の自由に干渉するや一として商業を障礙するにあらざるはなし。

加之又斯くの如くして間税は其國庫中に收納するよりも多額の金錢を人民の囊中より取り上げ去るものなればなり

第五節 間税と獨占(Monopoly)

抑も今日の諸國に適切なる概言を爲すに當り間税は世の營業をして専ら此數者の掌裡に歸せしむるの趨向を生せんか爲めに行はるゝに至りたりと論して可なるべし。是れ實に間税より生ずる最も不真なる結果の一にして又夫の間税賦課を希望する一種の人あるか如き奇觀を呈すとあるも必竟此理によりて知る可きなり

煙草製造者及「ヅ井スケ」酒釀造者の如きは其生産する貨物に課せらるゝ現行の間接合衆税をば飽みて保維せんとを懇望せり。之と同時に既に獨占の利を握りたる夫のマッチ製造者の如きも一千八百八十三年に於けるマッチ税廢止に反對し故らに立法部内奔走者をワシントン府に派遣して運動を試みしめたり去れども其徒勞に屬せしは世の幸なりき

抑も間税の大仕掛なる諸製造業を利する所以のもの其理由蓋し少しとせざるな

租 税 論

租 税 論

り。一例を擧げんに合衆國に於ては曾てマッチ製造者に對し租税支拂の爲め其箱に貼付する印紙の多額をば一時に購ひ受くるときは政府に於て之を割引し而して其割引の割合は其印紙の高と共に増加せしめたりき。若し該製造者にして自ら其印紙とすへき離形を調製して之を出し而して更に一時に之を買入るゝときは内國税委員は右に付き五十弗以上五百弗以下の金額に對しては五分五百弗以上に對しては一割の割引を與ふるを得るの權限を有したりき是を以て獨占の趨向を免れんとするも到底得へからざるなり。又該製造者にして其上納に付き確實なる保證を提出するときは特別に六十日間の信用を與へたりき。蓋し往時に在りては家内或は小店に於て小仕掛にマッチ製造を爲すは何人にてても極めて容易なる事なりしも今や其營業は全く獨占者の掌裡に歸するに至りたり。右の外大仕掛なる自餘の諸商品製造者に對しても同様の割引を許したりき以上の割引たる素より間税に固有なる情形には非ざるも説明の爲め例證として茲に擧げたるなり。何となれば元來貨物税徵收の規則たる多くは大製造者若しくは大販賣者を利するの情形を含有するを常とすればなり

一一八

葉卷煙草及紙卷煙草又は其他諸種煙草を製造するは固より容易なるにして往時に在りては葉卷煙草及普通の煙草を製造するの業は全國到る處に行はれ南部諸州の煙草耕殖者是其製造業と耕殖業とを兼帶するを得たりしなり。其業を爲すや唯一臺の板、一の飽丁、少許の貼糊及其他二三の簡單なる器械を要するに過ぎざりき。然るに今や之に従事するに當りては租稅支拂の爲に負債證書を作らざる可らず。其營業を爲すや成規の方法を遵奉せざる可らず。又諸帳簿類を保存し置かざる可らざるなり。夫の印紙割引等の事は姑らく措き凡そ是等のもの皆大營業者を利するに非ざるはなし。又巨額の資本を要するか如きも尙更に自身にて其營業に従事する小産者を障碍するものなり。夫れ斯くの如くなるを以て少數の大製造者全く合衆國內に於ける該營業を壟斷するとなり而して彼等は今や其自ら納むる租稅の廢止にまでも反對するに至りたり

製造所用の爲め巴里市内に送入する石炭にして若し其購入せられたる分量巨額なるときは入市稅(Octroi duties)と稱する間稅を賦課せられざるなり。其理由たる他なし若し其少量なるにも拘らず之を免稅となすときは其製造用たると家内用

たるとを判別する能はざるを以てなり。夫れ斯くの如くなるを以て貨物に課する租稅は自然の場合上何つれにすのも常に獨占を誘致するに至るべきなり

第六節 間稅は專制政治及貴族政治と同類なり

間稅は之を賦課するに當り直稅の如く人民をして甚た不平の念を起さしむることなく又其徵收方法に於ても殊更に煩累なる穿鑿を爲して其收入を費消するに至るとなからん。何となれば一般の多數人の如きは其乾貨類ドライグッド若くは雜貨類を購求する度毎に租稅を納め居るとを覺知せされはなり。即ち間稅は一種の陰密なる租稅なり。是故に世人多く間稅を以て專制政治貴族政治と同一視すると同時に賢明なる民主政體に於ては愈々之を排斥するの勢あるか如き毫も怪むに足らざるなり。去れども此反對たる時ありて極端に走るとあるは蓋し疑なし合衆國に於ては國家歳入は間稅より生ずれ共州政府及地方政府は殆んど全く直稅によりて維持せらるゝとの如き須らく肥臆す可きなり其國家歳入の高は州及地方自治體全體の歳入全額と殆ど相同し故に吾人は我政府の全費中の殆んど半額を以て直稅の收入を以て之を充たし又其他の殆んど半額を以て之を支拂

ふなり。若し今日沿く直接合衆税法を施行するに至らば或は大反對の生ずるとあらん。何となれば吾諸洲中に於ては合衆税徴收官の如きは人をして歓迎せしむる者に非されはなり。勿論今日該收税官は何つれの處にも往來せり去れども唯吾人の多數は平生彼等に接すると少なきか故に特に之を覺知せざるのみ。若夫れ直税に反對する感情の大部分を以て之を稱して小兒的思想となしたるか如き害に適切なり其十分道徳心あり愛國心あり且賢明なる人民中に在りては間税は蓋し之を全廢し得たりしならん。去りなから世間は愚者多し吾人は有の儘に人民の標準を立さる可らず今日に於ては間税全廢論の如きは到底問題に上らざるべし。勿論一磅の砂糖少許の煙草或は衣服品等を購買する度毎に漸々に少額宛租税を納むるとを得せしむるも亦便法なるは固より疑を容れざるなり。我國の間接合衆税に二種あり關税及び内國税是なり前者は國內に輸入する貨物に課し後者は國內に於て生産する貨物に課する者とす。今夫れ貨物輸入税より生ずる歳入に付ては一種特異の點あり即ち是等の租税は合衆國に於ては歳入を得んか爲に之を課するに非ずして全く他の目的に出づると是なり。我關税の目的たる他

合衆國內に貨物を輸入するとをして愈々困難ならしめ以て其貨物の生産に従事する人々をして其競争を免れしむるか若しくは少くとも恰も水堤の如くならしめて其競争の勢力を減殺せんとするに在り。其歳入を生ずるか如きは是れ偶然の事柄に屬するなり

第七節 直税は善良の公民たるべき本分を發揚す

直税は租税負擔者(Tax-bearer)及納税者(Tax-payer)の直に之を覺知するものなり。人若し其家屋の賣買價格に付き二分の租税を要求せらるゝとせば之か爲に深く意を政府の運動に傾くるに至るべく又政府の經費増加は直接に土地家屋若しくは所得等に於ける租税負擔の追加を意味するものなるを以て人をして愈々其運動に就て穿鑿を起さしめ且つ一層戒慎を加へしむるに至るべきなり。之に反して間税は貨物の代價中に包含せらるゝものにして之を負擔する通常人の如きは之を判知する能はず又其常に如何なる租税を拂ひ居るやをも確知せざるなり時に依り間税を減ずるも貨物の代價に下落を來さゝるとあり而して其税率の變動にして毫も普通人民に影響を及ぼさゝるは希有の事なれども若し斯く

る場合あるときは彼等をして租税の事に付き不注意無頓着とならしめ従て政府の運動に對して全く冷淡なるに至らしむるなり。抑も直税間税の區別中最も影響にして最も重要なものゝ一は即ち前者は善良の公民たるべき本分を盡すとを奨励すれども後者は公共の事に關し不注意無頓着の風を養成するに至ると是なり。我合衆政府の租税は全く間税に屬するとの如き我政府財政上に於ける最も不幸なる情形中の一なり。若し夫れ合衆政府の歳入大約四億万弗をは年々直税によりて徵收するとしたらんには國會に提出せらるゝ幾多の方案に對する公衆の感情をは全く一變し去る可く又夫の奢侈浪費の如き今日に於てこそ思容せらるゝも直之を再ひすると能はざらしむるに至らんと云ふも誤りなかるべし。又思慮もなく區別もなく猥りに恩給年金を許與して國民を貧苦に陥らしむるか如き議案は再ひ吾人を勞するとなきに至るべきなり。去れ共又他方より觀察すれば右の如くして人民は政府の必須正當なる費用に應ずるに充分なる高税を甘受すべきや否や實に疑なきを得ざるなり。ワシントン、スチュアート、ミルは説を爲して曰く悉く間税に換ふるに直税を以てするときは爲に人心に感觸すると甚

く國債及國家義務を放棄せんとするの意向をして抑制す可らざるに至らしむるを以て危険の虞ありと。夫の墨西哥に於て革命の騷亂頻繁なるは高價なる直税其一因を爲せりと云へり

第三節 直税間税を巧に併用するを得策とす

高價なる直税は南部諸州に於ける公債放棄の一因となりたり然るに又如何なる直税にても之を負擔するを欲せざるを以てペンシルヴェニア州内部の諸政其事業は爲に廢頽しメリッソフ州の州債は爲に増加したるとは已に述べたる所なり。是故に實行し得べき處には直税と間税とを併用し人民の智識開け愛國心進むに比例して政府の費用に對する直税負擔の割合を増加すると望ましきなり。我諸州の歳入の生ずる租税の大部分は重に直税なれども我諸州に於ける直税は大抵の場合に於ては他に移轉せらるゝか故に租税負擔者と區別せる納税者の數は甚た少きなり。家屋税の一部分は通例借家人の負擔となるも是等の借家人は最初自ら之を支拂ふに非ず彼等は即時直接に其税率變動の影響を感せざるなり是を以て自然に公事に關し冷淡無頓着の風に歸するを免れず。若し夫れ政府の

需用の變動に於て増減するを得へき一種不定の租税(Variable tax)として人民をして能く其影響を感せしむるか如きは英國所得税の最良なる情形中の一なり。合衆國及獨逸の如き聯邦國の政府に於ては政府の組織上歳入の税源を各州に分割し而して獨り間税のみを中央政府に保擯し置くを便利とせり。此事に就ては已に述べたる理由及び其他茲に細説せざる理由に付て解説すべきと多しと雖も本書は主として州市に關するものにして其合衆政府の事に論及するは必竟偶然の結果たるに過ぎざるを以て吾人は茲に深く論究せざると可ならん。要するに人民をして深く其影響を感せしむ可き或種の税率不定の租税をも含有する完全なる合衆政府の租税法を起さんと固より吾人の希望する所なり夫の利益多き商業鐵道の總收入に課する租税の如きは蓋し此目的に適するものゝ一ならん

第四節 直税及間税徴收費の比較

近年に至り間税徴收の行政方法に付ては一般に大改良ありたり去れども直税徴收の費用は今尚ほ極めて少許なりとす。此點に於ても直税は間税よりも一層租税の原理に適合するなり。佛國に於ては夫の大革命前直税徴收の費用は其割合

六分に於て間税は一割四分なりき。一千八百八十一年に於ける貨物税の徴收費用は都合五割一分三厘にして一千八百七十六年に於ける直税の費用は三割五分なりき。一千八百六十年以前には白耳義諸市に於て間税を徴收するに一割四分の費用を要したり。英國に於ては一千八百五十八年に於ける國産税徴收費は四割八分二厘にして間税は三割六分直税は四割九厘なりき。去れども一千八百五十九年に於ては所得税の税率を高めたる爲めに直税徴收の費用は僅に二割八分七厘となりき。普魯西に於ては一千八百六十一年に於ける直税の費用は四分にして間税は鹽の獨占業を除くの外は一割二分なりき。又普魯西に於ては一千八百八十三年より同八十四年に至るの間に直税徴收費は七分に増したるに間税徴收費は九分五厘に減したり

我合衆政府創立以來二十五年間は間税徴收費は四分弱なりしも今日に於ては殆んど三分となり内國税徴收費は三分乃至四分なりとす。一千七百九十八年に於て家屋に直税を課するの法律國會を通過したれども後直に廢止せられたり此租税の徴收費は大約九分なりしか如し去れども其行はれたるは極めて短期のとな

れは之を以て證據となすを得ず又決して公平なる經驗を受けざりしなり
夫の内亂後の當時に在りては合衆政府全收入の徴收費は三分乃至四分なりしも
所得税の費用は僅に二分なりき。是れ夫の毫も徴收費を要せざる銀行税を除き
ては其徴收費最も低廉なる租税なりしなり

米國諸州に於ては徴收費として租税の一分乃至二分を出すと普通なり固より右
の徴收費中には實價査定費をも包含せしむべきものなり

メソリアンド州はボルチモール市の收税吏に對し該市内に於ける州税徴收の
報酬として其一分を支拂ふなり

ボルチモール市收税吏の事務所費用は其俸給をも包含して一千八百八十六年に
は其額四万七千四百九十弗二仙なりき而して同年に右の收税吏の徴收せる額は
四百二十五万四千四百六十五弗二十六仙にして其徴收費用は一分以上に出たる
べく大約一分一厘許なりしならん。又其他の市費も之に附加せざる可らず去れ
ども又他方に於て殆んど徴收の費用を要せざる或種の租税あり市街鐵道は總收
入の九分を市會計長の許に支拂ひ又自餘の會社役員は其租税を各々州及市の會

計長の許に送付するなり去りながら又州及市に於ては租税を速納する時は五厘
乃至七分の割引を許すなり是固より納税者の囊裡より出さしめて更に費消する
ものには非ざるも蓋し徴收費中に附加す可きものなり。斯る種類の費消の如
きは行政機關上に於ける忌む可き無用の一情形なり

ニューヨーク市の租税より生ずる收入金額は一千八百八十六年の年度に於ては
三千百五十六萬八千九十六弗九十八仙なりとす而して其内「租税及査定局」(Depart-
ment of taxes and assessment) 及「財政局」(Financial department) の豫算上費出す可きもの
三十六萬一千九百六十一弗二十一仙にして其一分と六分の一弱に過ぎざるへし
去りなから是等の諸局に於ては租税徴收に關するもの、外に諸費用あるとを記
應せざる可らず

米國の州及市に於ける直税徴收費は其報告甚た不完全なるを以て之を明説する
と能はず只推測を以てするより外なきなり。余の究査し得たる所によりて推測
するに三分より少からざるへし。去れども余は各大市に於て若し租税法の完整
し其行政機關を改良するときは其費用を二分以下に減すると取て難きに非ざる

を借するなり。而して右の費用たる諸市に行ひ得へき如何なる方法によりて間税を徴收するとするも其費用に比すれば遙に下位に在るなり。又間税の間に生ぜしむる費用は其直接の費用に比して一層甚しき悪結果を生ずるとの如き更に記懸せざる可らず此事は前段に於て間税は商業を障碍すると、獨占の傾向を助長すると及各生産者をして其立換ひ置きたる租税を附加せしめて生産費を増加し消費者たる租税負担者に之を負擔せしむるに至るを以て費用多きと等を説明するに當り十分論述したり

若し徹々たる小産の人民をして政府維持の費用を負擔せしめんとせば間税によるより外なし何となれば彼等は平生戒慎して收税吏に納む可き金錢を貯蓄し置くか如きとなく又甚た微小なる財産及所得より直税を徴收するは間税を徴收するよりも遠く費用を要するのみならず頗る難事なればなり直税は毎月に納められたるとも一年四期拂より多きときは能く之を行ひ難く然るに間税に至りては貨物を購買する毎に日々之を支拂ひ得へきなり

第七章 租税の文書 (Literature of taxation)

第一節 租税文書の稀乏なる事

英文の租税文書は極めて乏しく米國の如きは殆んど此題目に對する文書なしと云ふて可なり。米國の州及市は年々三億万弗以上を費消せり而して其歳費は從來迅速に増加し來りたるものにして今後も亦益々然るならん。是等の經費に應ずべき歳入の額之を徴收する方法及之を費消するの目的等は米國人民各自に取りて至大の關係あるものなり。然るに從來この事を論述したるものなく本邦こそ租税に關する著作の嚆矢ならんとは真に奇異に堪ざるなり

第二節 租税調査委員會の報告

租税調査委員會の報告は數多刊行せられたり去れども是等は皆公共の記録にして世人の容易に窺ひ難きものなり蓋し之を窺ふとの容易ならざるは右等の記録中の或ものに取りては却て僥倖なることならん。州税の事を調査する爲に設けられたる州税特別調査委員會の報告中最も著名なる者はニューヨーク州知事の任命せる委員ダウ井ット、エー、ウエルズ、エドウィン、ドング、及フョーホルヂ、ダアル、エー、キエイラー、諸氏の手に成りたる地方税報告にして一千八百七十一年に成り同

直税及間税の比較

年に版刻せられたり此報告は自余の出版物に比し米州諸國に於ける租税の事に付き世人の注意を起さしむるに最も與りて力ありしものなり

租税に關するマツサチエーセツト州調査委員報告は一千八百七十五年に成り公共記録として版刻せられたるものにして注意周到専門學者の注意を惹くに足れり。又右報告は我諸州に於ける現行租税制度の大綱を保維せんとを主張せり

一千八百八十六年に成りたるイタノイ州歳入會調査委員報告は鉄道課税上の諸改良法を説示し且つ其價格量定の斬新簡易なる方法を細説し又州歳入の税源と地方歳入の税源とを分離せんとを主張せりこの事に付きては後に至り更に説く所あるへし

一千八百八十六年に成りたる「ポルチモール租税調査委員會報告」は慎重に細説せる市税の實價査定の行政法を載せたり本書中適宜の處に之を掲出すへし

一千八百八十八年に成りたる「メーリーランド州租税調査委員會報告」はメーリーランド現行の租税制度を記述せり其附録には殖民地時代より現今に至る同州租税法制の沿革大要を載せたり。右報告中に説く所に據ればメーリーランド州内の

の歳入より支拂ふ税額は各個人が其財産に比例して納むるもの、半額に及ばずと云へり

第二節 經濟學上及財政學上に於ける述作

經濟學上の述作に於ては多くは其二章を以て租税の論究に充つるを常とせり。去れども概ね大體上の論究に止り往々實際財政制度の發達の沿革若しくは其説明に涉ることあるも其説く所多くは皆國家財政の事たるに過ぎず。ウォルカーの「經濟學」中には見るに足るべき大體上の概論を載せたり又フオーウェットの「經濟學」中には英國地方税論の章あり然るに「ウォルカー」は其の大著中に於て深遠なる思想を以て一般の原理を論究せり

獨逸の諸大家は其論する所更らば廣闊なり。クイアワツタ大學の教授「クニエ」は三十年以前より四巻を以て全備すへき「經濟學全編」と題する著作を始め獨逸學者に特有せる精確なまきもの探求を以て令當なるものにして其著書は近來世に於ける其著書中の第一著書は新著を論じ其著書の第一著書は七百頁の著書

年に版刻せられたり此報告は自余の出版物に比し米州諸國に於ける租税の事に付き世人の注意を起さしむるに最も與りて力ありしものなり
 租税に關するマツサチユーセツト州調査委員報告は一千八百七十五年に成り公共記録として版刻せられたるものにして注意周到、専門學者の注意を惹くに足れり。又右報告は我諸州に於ける現行租税制度の大綱を保維せんとを主張せり
 一千八百八十六年に成りたる「イロノイ州歳入會調査委員報告」は鉄道課税上の諸改良法を説示し且つ其價格量定の斬新簡易なる方法を細説し又州歳入の税源と地方歳入の税源とを分離せんとを主張せりこの事に付きては後に至り更に説く所あるへし

一千八百八十六年に成りたる「ホルチモール租税調査委員會報告」は慎重に細説せる市税の實價査定、行政法を載せたり本書中適宜の處に之を掲出すへし
 一千八百八十八年に成りたる「メーリーランド州租税調査委員會報告」はメーリーランド現行の租税制度を記述せり其附録には殖民地時代より現今に至る同州租税法制の沿革大要を載せたり。右報告中に説く所に據ればメーリーランド州内

の鐵道より支拂ふ税額は各個人が其財産に比例して納むるもの、半額に及ばすと云へり

第三節 經濟學上及財政學上に於ける述作

經濟學上の述作に於ては多くは其一二章を以て租税の論究に充つるを常とせり。去れども概ね大體上の講究に止り往々實際財政制度の發達の沿革若しくは其說明に涉ることあるも其説く所多くは皆國家財政の事たるに過ぎず。ウォルカーの「經濟學」中には見るに足るべき大體上の概論を載せたり又「フォオーセツトの經濟學」中には英國地方税論の章あり然かるに「ジョン・スチユアート・ミル」は其の大著中に於て深達なる思想を以て一般の原理を論究せり

獨逸の諸大家は其論する所更らに廣濶なり。ライプツック大學の教授ロツエルは三十年以前より四卷を以て全備すへき「經濟學全編」と題する著作を始め獨逸學者に特有なる屬精倦まざるの探究を以て今尙は怠りなく之に従事せり近來世に出たる其第四卷中の第一篇は財政を論したるものにして殆んど七百頁の一書を爲し近世諸國諸州及諸市の財政の大要をば主として歴史的記述的に説明し又

且一層興味あるものと爲すならん其文辭は固より豫期せらるゝ如く編逸の著書よりも美なり。又ルロア・ポーリーは其思想の深遠なる獨逸の著者に及ばずと雖も之に通曉すると一層容易なり。氏は獨創の點に於てはワグネルに如かず又周到なる歴史家としてはロッシェルに及ばず去れども右の著述は秩序整然排列宜しきを得且つ汎く今日諸國の財政制度に關する實際上の材料に富み財政學に潛心するの士には欠く可らざる著作なり

第四節 諸科特別の述作

米國は漸く近世財政上の事に關し以上に擧げたる諸述作と比肩して耻ぢざる一著作を得たり是れ即ち『國債論』と題するメシガン大學の教授ヘンリー・シー・アダムスの著にして思想豊富行文法を得たるものなり。其第三篇は州及地方公債の事を論したり。抑も公債の事たる如何なる財政學書中に於ても其主要の部分占むべきものなるは固より言を待たず而して同會は其歴史的敘述的評論的及教示的にして何つれの點に於ても甚た賞賛するに足れり
クリリーの著『租稅論』中に於ては米國々法州法及地方法等の諸法律をば明白に説

述したりまた同書は法理的に租稅を論したる著述として準據すべきものなりとす

テイ・ケー・ウォルシントン氏の『ペンシルヴェニア州財政沿革概覽』は米國內一州の財政を慎密に論述したるもの、嚆矢なり又同書はペンシルヴェニア州の財政沿革を説きしものなるか故に特に價値あり。何となれば該州の財政制度は他の諸州に比し一層特異の情形を有したればなり。ウォルシントン氏は該州の公共工事及之に付て生したる失敗に就き頗る長論したり

フリーダ・ベスト統計局長マヨルゼフ・コロシの『萬國市邑統計』は其第二節に於てフリーダ・ベスト・ザ・リオン・トリエスト・ライアベツク・ストエツトガルト・ミューニヒ・フランクフルト・オン・ザ・メイン・ローム・チエーリン・ヴェニス・ハレルモリーダ・ストックホルム・クリスチヤニヤ・コペンハーゲン・アントウエルプ・ブカレスト・ブンスロー・ゼノア・アロンズ・ポストン・セント・ルイ・サンフランシスコ・ロンドン・ベルリン及パリ等に於ける財政の分析的統計的説明を載せたり

エー・ド・パリーエの『租稅論』は一部四卷の著作にして沿革的評論的に租稅の事を考

究せり同書に於ては佛國及其他外國の租稅書類を論査し又佛國及其他重なる諸國の法律及習慣をも載せたり特に國稅及地方稅の事に就ては妮々之を長論せり。元來同會は久しき以前に著されたる者にして近來の新事實及新説は多く之を參考する能はさりしものなれどもウオルカーは其著『經濟學』中に於て同書を以て租稅上に於ける佛國著書中の最上乘なりと説けり

『二統王國內に於ける地方政府及其租稅』とはユナアン俱樂部より發行せる論文集の題號にしてマエー、ダフル、エー、プロッペン之を編輯せり。されども俊拔なる英國財政家政治家デヨール、デ、マエー、ゴッペンエンの地方稅報告及演説は蓋し更に一層重要なるものなり

エー、マエー、ウヰルソンの『國家歲計豫算國債租稅及救貧費』なる書は『英國公民叢書』中の一巻にして大要を約述せる者なれども其英國租稅法を説くや排列宜しきを得ず且つ外國の讀者に取りては説明不充分の點多し余思ふに英國の讀者に取りても亦或は然らん

ラスボーン、ベル、及モンテアングロ諸氏の『地方行政論』は『帝國議院叢書』中の一巻にし

て英國に現存し且つ著者等の必らず斯くあらざる可らずと爲せる地方政府及租稅の事を簡略に叙述せるものなり

内國稅局附助師ステーパー、ドゥウエルの『上古より現時に至る英國租稅法及租稅沿革』は一部四巻の著述にして現存せる英國租稅法を最も精細完全に説明したるものなるを知るべし。同書は米國并に英國の學者に取りて特に貴重なる者にして其立案も亦可なり。其の最初の二巻は一般に租稅の沿革を擧げ其第三卷分第四卷は特殊なる租稅の沿革を擧げ第二卷は共和政(コンスタブル)の國政を握れる時)の當時即ち著者か今日租稅制度を始めて發せりとなせる時代より説き起せり第三卷は直稅及び印紙稅の沿革を載せ第四卷は消費品に課する間稅の沿革を説きたり

以上は固より完全なる書目を作らんとには非ず只租稅の事を修むる者の爲めに最も著名なるもの數種を擧けたるに過ぎず。云はば是等は善良なる勞働者學校若しくは高等中學校等の圖書室内に必ず備へ置かざる可らざるものなり若し夫れ専門學者たらんと欲する人は以上に擧けたる諸書中に於て更に自餘夥多の參

考書を搜り得へきなり

第五節 自餘の研究材料

自餘の研究材料は州市の公記録なり其記録中の主要なるもの各州に於て其名種區々なり時としては會計検査官報告州市の財政記録中の稱首たるものとあれども多くは「監督官報告」其主要の記録なり。會計官報告知事及市長の公報の如きも亦屢貴重なるとあり。又夫の監督總裁の教書等の如き中央官衙より發する教書も貴重なる者とす。租税法は米國州市に於ける種々なる租税制度の基礎なり是等は時に依り或は小冊子として發行せらるゝとあり去れども諸州の「訂正文律」に就て質すの必要あると往々にして爾り。而して是等の法律は各高等中學校及講究所の圖書室内に備へ置く可きものなり。諸學校及諸高等中學校は通例州の首府なる相當の有司に請願し若しくは州立法部内に於ける同區の代議士の手を経て其學校の存在せる州の記録を領受するを得へし他州の記録も時に依り州務卿州會計長若しくは州會計検査官に請願して之を獲ると難からず。去れども是等は最も上達せる學生の外は何人に取りても重要なるものと少なきものなり

第二編 租税の實際

第一章 殖民地時代の租税

緒論

抑も法律制度は生長發達し來るものなり故に其過去の沿革を稽查するに非ずんば能く之を了解する能はず。過去現在及將來は一條の連續なり是を以て現在の事を惹き起さしめたる過去の出來事に通曉する者獨り能く現在の事を知るべく又將來の爲に力を盡さんとするの士は其將來の事を誘起する目下現在の勢力に付て明解する所なかる可らず。是故に我現存の租税制度を叙述するに先ち其起原及從來の生長に付て多少の説明を加ふるは固より然るべきとならん。而して米國初代の法律及習慣は今日も尙ほ勢力を存するもの多く或は現行の制度中にも其影響を受くる者あるを以て本著の第二編に於て米國に於ける租税沿革大要を載するは取て不適當に非ざるべし。尤も本編は租税の實際と稱すと雖も茲に論して妨げなからん。去れども茲に記述せざる可らざるは我國の過去なるものは其實全く最近の事に屬し租税の如き事柄に付ては吾人は夫の歐洲の諸大國民

の有するか如き意味に於ては殆んど全く過去なるものを有せざると是なり
 先づ第一に注意を惹く可きは殖民地時代の租税なり。次は一千七百九十六年即ち大蔵卿ウォルコット氏が米國諸州に於ける租税の報告を爲せる時に於ける租税なり。第三は一千七百九十六年より現時に至る變遷の時期なりとす。而して最後に於て我現行法律の綱領及其實際上の作用を叙述すべし

第一節 諸殖民地は租税議決の權利を有するを主張せり

米國殖民地時代の記録を稽查せば苛重なる負擔の爲に時々不平の聲ありし際及諸邑及諸職業に配當する租税の不公平を歎ずる苦情頻りなりし際に於て已に後年獨立抗爭の基礎となりたる夫の一條の主義に關し愈々戒心を加ひたりしとを知らん。夫の後年殖民地人民が其承諾を経ずして賦課せられたるの故を以て些細の租税にも抵抗するの精神を有したるが如き初代會議の議定せる法規中に於て已に明白に了知するを得べし。當時租税は課税せらるべき人民若しくは其代議士の承諾を得るに非されば決して賦課若しくは徴收せられざるべしとの條項一

般普通に行はれたりき。而して時として王室派遣の知事此條項を犯し若しくは之を顧みざるありしも用心及政界上より概して右の條項を許容したりき

殖民地時代の初に當りては租税の必要多からざりき。當時母國は敢て諸殖民地より補助を仰きしとなく永借地料(Quitrent)は其地主若しくは會社の需用を充すに足り而して是等の地主若しくは會社は更に之に對して少くとも一部の保護を與ふべきとを約したりき。激烈なる諸競争も未だ防禦費の負擔を人民の肩に移すに至らず、殖民地人の公共需要も固より簡單なるものにして容易に供給せられ少數の役員ありたれども全く無報酬なるか若しくは些少の謝金を受くるに過ぎざりき。而して人民の負擔を爲せる重なる目的特に常に唯一の目的たりしは寺院費、學校費及道路費なりき

第二節 ロード、アイランド州

ガードナル氏は殖民地時期の際ロード、アイランド州の經費は殆んど悉く沒收謝金、謝金及地代を以て之を支辨したることを明示したり。米國殖民地の土地即ち後來諸州及聯邦政府に屬したる土地の廣大饒多なりしか爲に一般に了解せらるゝ

一四三

よりも一層甚しく租稅の必要を減殺し或は租稅をして他の場合に於けるよりも一層低度に止らしむるに至りたり。當時我國に於ては獨逸及英國に於ても行けられたるか如く官職の給與として土地を使用したりしなり。學校教師及幹事なるロベルト、レンザルは一千六百九十年に於てニューボートより百四「エーカー」の土地を領收せり又同所に於ては貧人獎勵の爲めに百「エーカー」の土地を小學校に附屬せしめたりき。是我從來の歴史上に屢々行はれたる事實の初代の一例として主として興味あるものなり。新諸州は學校費の爲に公有地の一部——十六分一——を保存し置けり。合衆政府は一千八百六十二年に於て國會内に於ける代議士及上院議員各自に割り當れば三万「エーカー」宛となるべき土地を各州に附與し又鐵道敷設獎勵の爲に二億「エーカー」を附與したり。斯く述へ來りたる序てに茲に舉ぐ可き興味ある一事あり即ち瑞西及バリアンの或都邑に於て公有地を保存し置きたるとにして其内少數の都邑にては其土地より地方費悉皆を支辨するに餘りあるのみならず毎年其市民中に少許の金錢を配布するに足るべき歳入を生ずるなり

獨逸にては今尚ほ往々行はれ又合衆國に於ても種には見るとあるか如く往時或種の官職は全く強制的に領受せしめられたりき。而して是租稅を課するとなくして政務を舉げ得べき一手段なりしなり。果して然らば一千六百四十九年に於けるロード、アイランド州會計總長の報告中に該吏は何物をも領受せず又何物をも其掌中に有せざりきと云へる一節あるを見るも今更取て怪む可きにあらず。又たプロヴィデンスの府書記クレゴリー、デックスターよりサー、ヘンリー、ヴェーニに宛たる書翰中左に摘録せる者の如きも今更取て驚くに足さるなり。曰く「足下よ、吾等は國產稅エンタインメントとは何の意なるやを解せざりしなり又十分一稅タックスとは如何なる者なるやも殆ど忘却したり否教會若くは共和政府に納むる租稅なる者すらも尙然り」と

一千六百四十七年より一千六百八十九年に至るの間にロード、アイランドに於て賦課したる租稅は悉皆にて其高三万六千磅ステルリング若くは六千磅ステルリング許なりき。一千六百九十九年にベルモントが該殖民地に對して鳴したる苦情中左の如き一事ありしを見るは眞に奇異の思あり。曰く「彼等は憲章の明文上

斯くの如きとを爲すの權力なきにも拘らず租税を起し且つ賦課せり」と。實際英國及米國殖民地に於ける我祖先輩か曾て抗争したる所以のもの敢て苛税なるか故に之に反對したるに非ずして全く如何なる租税をも之を支拂ふとを拒まんとしたるによるとは以て信す可きの理あるなり。蓋し課税權なるもの、完全に且つ容易に承認せらるゝに至るには自ら長期の争抗を要せしなり

一四四

第三節 租税は初代より已に隨意的負擔に代れり

既に述べたるか如く往時殖民地人民の負擔は最初には其性質多少隨意的なりき。當時教會と共和政府との關係は頗る密接なりし者にして前者より惠澤を受くる者は皆其資産に應じて其維持費の負擔を爲すを以て其義務なりと感ずるに至りたるか後者の維持に付ても亦同しく之を負擔すべきとを期せられたりロードアイランドの場合には既に引證したり。マッサチユースェット灣殖民地の記録も亦此事實に關して頗る明白なる證據を呈せり。同地政廳は自由人若しくは教會の會員に非ざりしもの多くは常時に行はれたる負擔を免れ以て自ら利するを察し一千六百三十八年に於て如何なる都邑の居住者にても教會及共和政府の兩者に

對する負擔は必ず之を差出すべきものなると及隨意的に之を差出さる各居住者は強制的に之を差出さしむ可きとを公布せり。以上の實例は最初の時代に當り全殖民地に起りたる變動を説明するものなり。蓋し或一部の人士中に於ける自利心及之に伴ふ不誠實等より自ら強制的負擔の必要を生ずるなり。斯の如くして直税は隨意的負擔に代るに至れり

第四節 財産税及警察税

直税は所有せる不動産及動産の高に比例し若しくは所得の額に應じ若しくは均一なる人頭税として賦課せられたりき
 財産税は同時に於て若しくは他の時に於て殖民地全縣に行はれたるとを知るべきなり。又ニューイングランド諸殖民地に於ては引續き他種の租税と共に若しくは他種の租税を用ひすして専ら此租税を使用したりき當時財産中或種の物牒は往々免税せられ又時としては特別の物をは獨り課税せらるべきものとして指定したるとありたれども大體其財産の總高を以て各人か納税の割前を算出するの基礎と爲せしと屢ありき。ニューサザランドの人民か其負擔に付て苦情を

一四六
 鳴すや評議所事務官は彼ニューイングランドに於ては各事物皆課税せらるゝとを説示し且つ彼等に告ぐるに彼等の負擔するは僅に麥酒及其他の酒類に課する國産税及少數の輸出入税に過ぎざるを以てしたり。去りながら其後數年ならずして即ち一千六百五十三年に至り右等の同人民は更に以下の如き諸税に對して苦情を鳴すに至りたり。即ち烟筒及人頭割税、諸穀物、亞麻、大麻及煙草の十分一税、牛酪及乾酪全體の十分一税及過重なる輸出税等是なり。去れども當時は獨り有形の財産のみに課税せしか爲に不平等を生じたるを以て其負擔を平等ならしめんとして商人代理商等の如き或種の階級の算定所得にも課税するに至りたり。而して是等二種の租税は多くは併用せられ其一方を以て他を補充せしめたりしなり。其前者は均一なる評價の定則に由りて賦課せられたると同時に所得高の算定に至りては査定官の隨意に任じたりき。
 マッサチユージェット州、スプリングフィールド州の初期の歴史は殖民地財政の情形を説明すると多く一種の興味を帯へり。同所に於ては租税は一千六百五十五年に至るまでは各人の所有する土地の「エーカー」數に比例して賦課せられ土地若

しくは家畜を有せざるものは全く課税を免かれたりき。一千六百五十五年後に至り土地家屋及家産も課税せられ又他に依頼せずして獨立せる各人は事務官の維持費として五、シリング宛を賦課せられたりき。一千六百六十一年に於て、人々は其當府内に營める商業に相應なる商品に對して課税せらる可し又た是れ等は各府尹の裁斷すべきものなりとの布令を出せり。又更に一千六百六十一年に十六歳以上の男子は病者及虚弱者を除くの外皆府尹の見込により十二磅十六磅若しくは二十磅宛を徴收せらるへしとの布令を發したりき。當時財富益々増加したるものゝ如し一千六百七十二年には投票權所有者即ち二十磅以上を徴收せらるゝものゝ數百七十人ありたり
 府尹は悉く府債を消却し去るに至るまでは其責任を盡し了れりと認められたりき。去れども是故に彼等は必要の場合あれば特別税を徴收するを得たりしなり。府尹の職は強制的に領受せしめらるゝものにして一千六百七十年に當り府尹若し府務の爲に會合するときには公費を以て其正登を供すへしと規定せられたり。是れ即ち彼等か其勞役に對して報酬を得たるの始なりき

歳入を生したる諸罰金の中茲に擧示すべきは節用法違反に對して課したるものなり。一千六百六十七年にメーリー、ステーションは法律に反する絹布を着用したるか爲に十ペルソングの罰金を課せられ又同年に禁止せる奢侈品を濫用したるの故を以て罪せられたるもの六十八人に及びたり。一千六百七十四年に旅舎の主人ナザニール、イローは其麥酒の製法法律に違背したるの故を以て一種特別なる苛重の罰金を課せられたりき

人頭税も財産税と同じく同時若しくは他の時に於て殖民地全縣に使用せられたり是れ即ち數年間ゾオルヂニヤに於て徴收せる唯一の直税なりき。勿論一千六百四十五年に於ては貧民社會には不便にして且つ堪へ難きものなりと稱せられ租税は皆有形の財産に課せらるゝととなりしと雖も一千六百四十九年に至りて更に復興し一千六百六十三年即ち地租か租税中の最も公平なるものと決定せられたるの時に至るまで引續き行はれたり去れども尙ほ極めて少數の例外ありき。メーリーランド州にては革命以前には實際人頭税外に直税なく自由なる男女及十二歳以上の兒童は悉く徵税名簿中に包含せしめられたり去れども此租税は右

殖民地人民の最も好まざる者となれり而して之には自ら重大なる理由ありしなり。此租税たる財産の高に準せる納税の能力に比例して賦課せらるゝ者に非ざるか故に公平ならざるの感ありしと同時に之を支拂はしむると又困難なりき。其理由他に非ず即ち從來大麻、亞麻若しくは其他の生産物又は紙幣は負債に對し法貨として使用するを得たるにも拘らず人頭税は必ず煙草を以て之を支拂はざるを得ざらしめ一人に付き何磅宛と云ふか如く之を賦課したるのみならず當時煙草の供給は故意に減少せられ爲に其價格騰貴の勢ありしを以てなり。斯くて該税は重擔の極に達し遂に一千七百七十七年に於ては困弊壓制の租税と呼號せらるゝに至れり。蓋し自餘の殖民地に於ては此租税は大抵他種の租税に附屬せしめられたるものゝ如し

第五節 永借地料 (Quit-rent)

永借地料は土地所有政府の下に屬せる殖民地の土地に對する年々の負擔なりき又他の殖民地に於ても少しく行はれたるとありたり。或場合に於ては永借地料は土地所有者の費用及悉皆の公費を支辨するに十分なりき。當時該殖民地に於

ける無所屬の土地は殖民會社株の所有高に應じて其社員中に分配せられ又或は或種の勞役に對して右會社株を所有せざる者にも分配したり。後來の殖民地に於ては各人の有價財産に準じて之を分配するとしたり又土地の賣買は甚だ稀なりき

第六節 謝金(Fees)

謝金は歳入普通の財源たりしものにして一般に官吏の維持費に充てられたり。州務官は結婚、耶蘇入宗、教會入會及葬式に對して謝金を領收し書記は官應用紙發行及記録調製に對し宰吏(ニョウ)は罪人の逮捕及處刑に對して謝金を受けたり。又其他の官吏も各其職務に應じて謝金を受けたり。免許税及罰金も亦許多の歳入を生じたり其免許税中の最も普通なりしは酒類營業及結婚又は經紀商及法律家に課するものなりき

第七節 自餘の租税

或殖民地の租税目録中には奇異なる諸種の租税ありしを見るなり。ヴォルヂニヤ州に於ては窓戸税なるものありきメーローランド州に於ては二十五歳以上の

獨身者に課するの税あり又ニューヨーク州に於ては監税なるものありしなり。其他一々茲に擧げされども同じく奇異なるもの少からざりき

第八節 富籤

富籤は金錢を徴出するの手段として普通に行はれしものにして特に殖民地の末時租税負擔愈々奇重となりし際に於て最も行はれたり。ロイドアイランド州に於ては堡塞廳金、市場舍又は甚しきは教會の建築及修繕等の如き公用の爲に富籤を使用したるか如く其記録中に記せり。メーローランド州に於ては一千七百六十八年に同殖民地困弊の狀を國王に上奏せしむる爲に英國に派遣する使者を維持す可き金錢を徴出するの目的を以て一の富籤を設けたるとありき。ペンシルヴァニアに於ては此方法によりて或種の改良事業に要する金錢を聚めヴォルヂニヤにては佛人及印度土人戦争の防禦用の爲に或は又小學校中學校教會等の建築費に供するか爲に之に依頼しコンナクチャットにては、エール大學の爲に校舎建築費を集めんとして又此方法を用ひたり。其他の殖民地に於ても富籤を使用せると取て以上に讓らざりしは固より疑を容れざるなり

一五二
ユツクマスタは既て曰くマサチユーセツツに於ては木綿紡績を奨励し又其官吏中の多數の俸給を支拂ひたるニユーヨーク市廳の擴張せられたる裁判廳のエリサベスに於て建設せられたる圖書館のハーツァーに於て増加せられたる又は最も高名なる諸建築の合衆中央都府に於て起りたる等其經費は皆富籤切符を賣却して徴集せる金銭を以てしたるものなりき。一千七百七十七年に於ける夫の大^{コンチネンタル}陸^{コンチネンタル}會^{コンチネンタル}議は干戈を動かす資金を集めんか爲に富籤を設け其切符を賣却せんか爲に使者を全州に派遣したりき

第九節 運上税

國産税は殖民地全轄には非ざるも其十中八九に於ては酒類製造に對して賦課せられたりき。輸出入税も亦賦課せられたれども取て一定の規律ありしに非ず。又殖民地全轄の利害上より之を課したるにも非ざりしなり。例せば或一殖民地の如きは隣殖民地より來るラム酒には賦課しなから外國品は無税にて輸入するを許したりき。又輸出税は極めて少數の物品に課せられたり其目的たる單に歳入を得るにありたるか如し何となれば時に依りては産業獎勵の爲に保護金を

も下附したる程なればなり。或殖民地の如きは此等の税より許多の歳入を得たり船舶の噸税は通例硝薬及彈丸を以て納めしめたるものにして港口に於て徵收し壘砦の維持費に供したり其他の歳入は殖民地一般の經費に充用せられたり當時租税は概して物品にて徵收せられ會議若くは總官廳にて租税として納む可き貨物の代價を定めたり

殖民地時代の租税制度は或殖民地に於ては已に州と爲りたる以來今日に至るも尙變更なく存続せり其詳細は次章に於て當世紀の終末に於ける諸州の課税を論ずるの際に至りて之を知るへし

第三編 租税の理論

第一章 租税新制度の基礎たる可き原則

凡そ租税の道理に適へる制度を組織せんと欲するものは先づ避く可らざる租税を發見するを努め而して我國の動産税の如く之を負擔するの能力減少するに從ひ其負擔比較的増加する逆進税は之を省かざる可らず

斯の如き事情を考察せば租税制度は果して如何にして可なるや吾人の要する租税は已に數世の試験を経て其の善良なるを認識せられ且つ現今の時世に適合するものに在り。此種の租税は常賦の最も見易き道理に由りて維持せらるゝものならざる可らず。而して其負擔たる人民全體に歸せしむべく各人をして成る可く丈け平等なる棄捐を爲さしめざる可らず。所謂棄捐の平等 (Equality of sacrifice) なる者は吾人が租税制度を組織するに當り常に銘記し置かざる可らざる要件なり

右に述べたる原則は租税制度の根本たるべきものなり而して課税の性質たる世人之を理解するもの少なきを以て余は茲に此問題に對しワヨンスチユアト、ミ

ルの述べたる明亮なる論文を引用すへし

抑も如何なる理由を以て平等なるものは課税の一法則たらざる可らざるか即ち他なし政治の事たる凡そ平等を主とせざる可らざる理由あるを以てなり。政府は其要求を爲すに當り人若しくは階級の區別を立つ可からざると同じく彼等より棄捐を爲さしむるに當りても及ふ可き丈け其負擔を平均にし以て悉く同一の苦痛を感せしめざる可らず即ち是れ取も直さず棄捐をして最も輕からしむるの方法なることを知らざる可らず。若し或一人の受くる所の負擔にして其の正當に受く可きものよりも輕からんか或他の人は必ず之か爲め一層重き負擔を受けざるを得ざるに至らん。而して其利害を照較するに其の輕きか爲め生ずる利の如きは其過重より生ずる大害に比すれば固より其の少なきを知るへし。是故に課税の平等なる者は政治の格則として見れば棄捐の平等と云ふの意に外ならず即ち政府の費用に對する各人の負擔を配當するに當りては納税の爲めに受くる不便利は各人悉く均一に之を感せしめ一人は他人よりも重く若しくは輕きか如きとある可らずと云ふにあり。元來何事に於ても完全は期し難きものなれば是標

一五六
 準と雖も固より完全に之を實行する能はざる可し去れども實際上の論究を爲すに當りては先づ第一着に其完全の點那邊に在るかを知らざる可らず
 去りなから世間或は正理の原則を以て財政の法則の基礎と爲すとを喜ばず財政の如き問題に付きては正理を以て之に律せざるも別に一層之に適應するものあらんと唱ふものあり。蓋し是等の人士の最も満足すべきは租税を以て社會の各員が其社會より受けたる利益の價格に對して報酬として支拂ふものなりとするにあり。而して彼等は資産の高に比例して租税を配當するの正理なるとを主張せり其論據たる他なし。即ち二倍の財産を有する人は之を精算するに必ず二倍の保護を受くべし故に賣買の原則に違ひ二倍の租税を支拂ふ可きものなりと云ふに外ならず。去りなから政府は單に財産保護の爲めに存するものなりとの説の如きは少しく熟慮するものゝ服する能はざる所なるか故に首尾一徹なる租税報償論主張者は更に進んで論じて曰く。保護の必要あるは身軀并に財産なり而して各人の身軀は皆同量の保護を受くるか故に人々をして定額の人頭税を納めしむること政府の與ふる便益の一部に對する適當の報償なれ之と同時に其他の

部分即ち財産の保護に對しては其財産額に比例して支拂はざる可らずと。此説たる牽強附會に巧みなを以て或は人心を惑はし易しと雖其謬妄なるは誣ゆ可らず。先づ第一に許容す可らざるは身軀及財産の保護は政府唯一の目的なりと云へると是なり政府の目的の廣汎なるは社會の目的と異なる所なし而して其目的たる政府の直接間接に及し得る威勢を以て万善を擧げ萬害を除かんとするにあり。第二に其本質の漠然たる事物に向て強て確定の價格を付し以て實務を斷するの基礎となすか如きは社會問題上の謬論に於て特に多く見る所なり。十倍の財産所有を保護せらるゝとは是れ決して十倍の保護を受くるに同しと云ふ能はず尙又一千磅の財産の保護は國家に取り百磅の財産よりも十倍の費用を要すと云ふか如きは決して其眞を得たるものに非ず或は率其二倍若しくは同額なりと云ふを當れりとす可きなり。一人を保護するの司法官、兵士、水兵等は亦同しく他人をも保護すべし多額の所得は時により或は爲に更に多數の警察官を要するとなしと云ふ可らずと雖も必しも常に然るに非ず其比例の標準たる保護の勞力費用を以てするも或は被保護者の感情を以てするも將又如何なる確定の事物を

一五八

以てするも論者の想像せる如き比例は決して之を立つる能はず。又其他何種を問はず雖然たる比例を定むる能はざるなり若し夫れ各人か政府の保護より享くる便益の多少を計らんと欲せば吾人は先づ若し其保護なかりせば何人か最も困難を感ずるやを考察せざる可らず。此疑問に對して答案を擧ぐるに至りては之か爲めに最も困難を感ずるは天然上若しくは社會の地位上最も薄弱なるものにありと云はざるを得ず實に夫の奴隸の如きは其最もなるものならん。是故に以上考究し來たる論者の所謂正理說にして果して正理なるものありとすれば自助自立の能力に最も乏しきものは取りも直さず最も政府の保護を要するものなれば是等の人々をして政府費用の最大部分を負擔せしめざる可らざるに至らん。即ち是れ自然の不平等を矯正す可き分配的正理 (Distributive justice) の眞意に逆行するものなり。抑も政府なるものは人民全體に最關係を有するものと見做すべく其何人が政府に對して最も深き利害を有するや等を定むるは實際重要ならざるとせざる可らず。若し夫れ或一人又は或一階級にして政府より受くる便益割合に少なく之か爲めに難問すへきの必要あるに至らば須らく課税以外の事に

付て之を論争す可し是時に當りては宜く其欠點を課税以外に補ふとを努むべく之を以て減税請求の理由となすか如きとある可らざるなり。抑も夫の社會全體の利害に關する一目的に對する隨意的出金の場合に於けるか如く各人皆其資力に應じて之を負擔する時は人々皆公平に其自己の本分を盡したるものと見做さるゝなり。即ち共同の目的に對して平等の棄捐を爲したるものと見做さるゝなり強制的負擔即ち租税に至ても亦同しく之を以て其原則と爲すへきなり。夫の一層巧奇深奥なる原則を索めんとするか如きは寧ろ是れ蛇足耳抑も棄捐の平等とは如何なるものなるかを精確に明言するの困難なるへきとは眞に然り即ち是れ主觀的觀察なり。去れども吾人は一理想として棄捐の平等なるものを腦裡に喚起し而して及ぶ可き丈け之に近似するを努むるを得るなり。吾正理なる想念は自ら變動あるを免れず去れども吾人は時々刻々我良智の教示する所に從ひ飽きて正理に達せんとを努めざる可らず。公平なる代價 (Fair price) 及公平なる地代 (Fair rent) 等は主觀的觀念に屬すれども科學法學及神學等は尙ほ是等の觀念を論究せり。愛國土地方裁判所は今日所謂公平なる地代を判定する

なり。而して其所謂公平 (Fairness) なる者は必需慣習傳統或は時と場所とに於ける千差万別の事情と相係聯するものにして其基く所は所謂自ら立ち人も立たしめよ (Live and let live) の格言に在り。案捐の公平なるものは自ら社會の諸員諸階級の正當なる需用と相係聯して定まるものなり。而して立法の當局者に對して望む可きは要するに其道徳上智識上の智覺を以て之に應用するとは是なり。租税の第二定則は凡そ租税は其賦課額支拂の時期及支拂の方法上に於て確定ならざる可らざると是なり。若し是等の條々に於て不確定の點存する時は課税に避く可らざる弊害をは益増長せしめ一方に於ては抑壓偏頗の弊に陥り他方に於ては敗徳汚行の害を醸すに至るべきなり。されは何時も十分の理由あるに非ずんば租税査定官若しくは徴税官の專斷に一任し去るか如きとある可らず。何となれば右等の官吏に於ては權力濫用の誘因頗る甚しきを以てなり。租税の第三則は納税者の便利を酌量するを以て頗る重要なること爲すにあり。若し斯の如くするときには實際租税の負擔を軽くするに至るべし。夫の間税を利とする實際論中最も強固なるもの、一は間税の場合に於ては納税者が自己の便

利に従て貨物を購買する度に時々少額宛の租税を納むるを得ると云ふに在るなり。直税は正理公安の點より考察すれば固より其善良なる間税の上に出づるものにして輿論公徳の許す限りは須らく間税を廢して之に代らしむべきなり。是故に直税を施行するに當り實行し得可き丈は間税固有の便益を包容せしむるを計らざるべからず去れども此點に付ては未だ曾て十分の注意を惹きたることなきなり。地主に課する租税は其通例地代を收納する時期即ち此點に付き若し地方の習慣あるときは其時期に於て之を徵收すべく農夫若しくは耕作者に課する租税は彼等が毎年其生産物に對する金銀貨の報酬を得べき時に於て支拂はしめざる可らず。毎週若しくは毎月徐々に所得を得るの人民に取りては若し四期分納法によりて其租税を支拂ふとを許さるゝを得は其國庫に對する義務を果すに於て一層の便利を見るならん。租税の四大則中最後の一則は租税行政の經濟に關するものにして租税として人民の囊中より取り去る金額をして其實際國庫内に入るの額に超ゆると及ぶ可きだけ少からしめざる可らずと云ふに在り。抑も以上の四則たる頗る簡單なるも

のなれども從來常に一二の違犯あらざるなかりき。而して其違犯たる容易に判知し難き害毒を社會公安上に及ぼせしなり。余は又他の一大元則として左の一條を擧ぐ。即ち課税すべき物は成るべき丈け多數なるべく又課税の物種を撰擇するに當りては深く注意して業務職業に對する干渉を最下度止むるを主とせざる可らざる是なり。其理由他なし。夫の間税か獨占の弊を醸し以て害毒を社會多數に及ぼす所以のもの必竟其業務に干渉して少資の人を妨害し業務に従事するには一層多額の資本を要せしめ小仕掛の事業を壓倒して大仕掛に經營せる業務にのみ利益を擧げしむるに至るを以てなり。合衆國に於てマツチ製造の獨占起り消費用烟草製造等の大半少數者の掌裡に歸するに至りたるが如き皆此手段によらざるはなし。尙又一時に多額を以てするに非ざれば外國より貨物を輸入するの困難なるか如き或は此種の業務も又少數者の手中に屬するに至りたるか如き要するに間税の結果に歸せざるはなし。課税すべき事物は成る可き丈け少數なるべしとは所得税若しくは地價税等の單

一税と爲すを可とするの意として解す可らす右の外租税の一元則として見るべきは苟も種實者に非ざる限りは各人皆或方法によりて政府の費用を負担せざる可らすと云ふに在り即ち是れ租税の汎布(Universality of taxation)とも稱すべきものなり。若し夫れ租税は成る可き丈け少數の事物に賦課すべしと説くや其意たる若し自余の元則を犯すとなくして如何なる貨物にても若くは如何なる種類の財産にても之れを免税するの好機あらは之れを免税するを大利とすと云ふに外ならず。例へば夫の保護主義可否の論究は姑らく措き貨物の輸入税より生ずる歳入は僅に十餘種の物品のみより徵收するも其百千種より徵收すると同じく能く行はれ且つ公平なるを得ること已に明白となれり。是即ち租税の行政を簡捷にすること驚く可きのみならず私事に對する政府の干渉として最適度に止らしむるものなり。産業上に及ぼす租税の結果に就ては留意して考究せざる可らす何となれば現在の産業は實に租税の源泉なればなり。若し現在の産業にして租税の爲に實際の損害を蒙むるか如きとあらは其結果人民をして窮乏に陥らしむるに至るべきなり。

租税新制度の基礎たる可き原則

り。今や試みに租税は悉皆土地其物より轉して土地に加へたる改良の上に課せらる可しと假想せよ之が爲に人民をして投機の目的の爲に土地を所有せしめ其改良の如きは棄て顧みざるに至らん。又改良土地に課したる租税は悉皆廢止せられ更に改良を加へざる土地に課せられたりと假定せよ此場合に於ては必ず自ら産業を振起せしむるに至るべし。去れども自余の理由により斯くの如き方策を採用するは勿論望むべきことには非ざるなり

財産の移動及其移動元則等は租税立法官たるもの、須らく熟知せざる可らざる者なり。是の事たる前に述べたるものと密接の關係あり。曾て市街中馬車發起者の一人ありて八万余の住民ある隣市に到り市中馬車特許權を得たり是れ實に意外の僥倖なりき。而して該市の市會が右の特許に對して或種の條件を提出するや彼發起者は伴り怒り且つ曰く斯くの如き諸條件を以て制肘せらるるものせは吾々は去て他所に到り以て吾金錢を投す可しと勿論是虚言に過ぎず去れども該市會は斯の如き業務の性質に通曉せざりしを以て遂に購着(南部)の市會なるか故に南部に行はるゝ購を用ひんにせらるゝに至りたり。願ふに該市會は已に

價值ある市中馬車特許權は少數にして一市中に於て價值あるは僅に一に過ぎると及是等の特許權は世人の熱望する所なれば若し適當に公告して購買に付するときは其業務の總収入の好割合を徵收するを得て納税者の補助となすに足るべきことを悟りたるならん。昨冬メソリアンド州の諸鐵道會社は其財産額に比例して各私人と同額の租税を出す可しと云へる租税委員會の提出案に對し若し斯くの如くんは之が爲に諸鐵道は該州より驅逐せらるゝに至るべしとの理由を以て現に之に抗言したり實に奇と云ふ可し。彼等の資本は己に固定して特別の形を爲せり若し課税の爲に僅に二分の利益を生ずるに過ぎざるに至るも尙利益の無に勝る可きなり。彼等鐵道は一社會を恐嚇せんことを試むるを得べきも豈に自ら走り去るを得んや。勿論此道理たる彼等は正理の要するよりも多額の租税を支拂ふべしと云ふに非ず唯是れメソリアンド州立法部は何故に自ら甘して彼等の爲に購着せらるゝとあるへからざるかを證する耳

我國租税全林を論するに當りては單に一種の租税のみを擧て考察すへきに非ず宜しく我聯邦税、州税、郡税及地方税等の租税悉皆相集て一の租税制度をなす者と

一六六
 して考察すべきなり。而して立法者の目的とすべきは租税負擔の輕重を整理し各人をして其義務を負る悉皆の租税に付き公平なる割前を出さしむるに在り。例へば聯邦税の如きは貧民及中等社會に對しては其負擔不相當に重しとす。而して吾人は米國市民たると同時に又我諸州の市民たる者にして諸州は租税の事に關しては獨立せざるものなれば州税及地方税に於ては富有社會に比較して貧者及中等社會の負擔を軽減するを主とすること公平と云ふべきなり。其れ所得税中より六百弗以下を免税とすること若くは或額の動産の免税即ち例へば一千八百八十七年三月二十六日のランチャツシの新租税法に於ける千弗の動産免税の如き凡て此種の免税に對して十分の是認を與ふるものなり。以上細説したる諸原則を銘記せば米國諸州及其諸市並に以下の諸政治區に於ける租税制度を組織するに當り敢て非常の困難を感せざるべし。

第二章 不動産税

抑も租税制度は皆不動産を以て其基礎とせざる可らず其理由たる處に見易きものなり。今其一二を擧げんに第一に不動産は從來富力の根本たりしものにして

富産及特權等は要するに不動産の所有に本つかさるはなかりしなり。貴族社會なる一種の階級の如きも其根源は廣大なる土地所有より起りしものとす。往時の租税制度を觀察するに其主部を占めたるものは何つれも皆土地及其改良に關するに外ならずと云ふを得へし。何となれば近時に至る迄は土地の外に課税すべきもの實に少々なりしを以てなり。且つ地租は近代諸國の法律上經濟上に於ける傳説の一部となり吾人も亦之に背馳するとなく努めて之に適合せしむるを計るに至りたり。我共和國の祖師中にも其名を知られたる佛國の學者——余は夫のカーナート (Cana) を指す。曾て謂へることあり曰く『舊税は總て良税にして新税は總て惡税なり』と若し夫れ此誇張の一言中果して一粒の眞理ありとせば是れ特に地租に對して適用すべきものならん。抑も地價税は其變動比較的に少く一定不動の事實として之れを計算するを得るものとせんか是時に當りては地價税に土地料の性質を帯ふるものとなるべく其額たる取りも直さず其土地に於ける一部の公有に屬するものと云ふを得へし。

假令は茲に一農夫ありて一万弗にて購入せる百エーカーの土地を所有すとせん
 に該農夫は其購入代價の半額を直に支拂ふ能はざるを以て五千弗にて之を買入
 抵當としたり。然るに彼は租税の負擔に苦み類に不平を鳴せり去れども彼れ若
 し少しく熟考せば其土地にして決して課税せられずとするも更に好結果なきと
 を悟るべきなり。何となれば斯くの如き場合に於ては其土地一層高價なりしな
 るべく其負債五千弗なるに引換へ或は七千弗となりしやも知る可らされはなり。
 余は近來一家屋を購入せり初め余は之に對して幾金を投すべきやを決するに當
 り先づ其家屋に課せらるゝ租税如何を考察したり。若し右家屋にして租税を賦
 課せられざらんには一層多額の代價を請求せられたるなるべく余もまた喜て相
 應の加金を投したるならん。果して然らば余は右土地に對する租税を負擔しつ
 りありしと云ふを得べきや否や余は只年々余の財産に對する政府の權利に對し
 て支拂を爲すに過ぎざる耳。若し此權利にして解除せらるゝに至らば余に取
 りては一の贈遺を受くるに異ならざるべし。勿論若し右の税率にして増加せらる
 りか如きとわらは是れ余の財産に對する政府の權利増加せらるゝと均しく余の

財産中政府の所有せる部分の價格騰貴したるに外ならず。以上に述べたる原則
 は租税の性質不動永久なるに従ひ愈々能く之を適用するを得べし
 蓋し他種類の富即ち吾人の所謂動産なるものも既往五十年間に於て著しき迅速
 の増加を爲したり。去れども不動産は尙財産全體中の大部分を占むるものなれ
 は租税制度を編制するに當りては必ず地租を以て其基礎となさざる可らざるは
 勿論なりとす。而して農民たるものは其所有の不動産のみ關係するにあらざりし
 て夫の價格騰貴の勢愈々迅速にして手足を勞せず其富を増加するに至る。市府内
 に於ける不動産も亦同然なるを記憶せざる可らず
 以上の理由の外土地は最も人目に觸るゝものにして其價格を定むると更に容易
 なるのみならず其位置永久にして變動なきものなれば課税には特に適當なるも
 のとす。又以下の數理由の如きも不動産税特に地租に對して擧げられたるもの
 なり即ち第一の理由は凡そ土地は公安を保持せらるゝか爲に及公共工事の爲に
 益々其價格を増加するに至る者にして租税は主として是等二種の目的に供せら
 るゝものなりと云ふに在り。此事たる我國の諸市に於て土地所有者の請願の爲

に経費を起して困難を生したる諸改良工事特に(Booms)の場合に徴して其然るを知るべし。是等は世人の想像せし如く決して囊中無一物なる無頼漢の業に非らざるなり。近來パツファローに於ても其一例ありたり即ち同所の人民は不動産所有者の爲に労働者中の一部か抗言したるに係らす巨額の経費を負担せしめられたり。第二の理由は凡そ土地所有權は社會か一たひ其共有財産たりしものを各人に付與したるに過ぎされは地租は其付與せられたる權利に對し社會に呈する報酬と見做すべきものなりと云ふに在り

抑も投機の目的を以て所有せる不動産の如きは特に法律により租税査定官をして秋毫も假す所なく嚴に其眞價格を査定せしめざる可らず。余か租税研究の際に觀察したる所を以てすれば諸所に於て單に地價騰貴の機を待たんか爲に所有せる土地若しくは全く使用せざるか或は之を使用する市内地を牧牛用に供す。か如き自然に反せる或種の目的に供したる土地は其價格を査定するに當りて之を低下ならしむる一種普通の不正なる處置あるか如し即ち右等の如き土地は實際往々耕地として其價格を査定するなり。夫れ斯くの如くして是等の土地を有

する人々は一舉手一投足の勞なく又其市府の自然の發達を害しなから自己の財産は日に益其價格の増加するを見るに至る。而して是れ毫も彼等自身の力によるに非ずして全く彼等の同朋か勤儉の餘澤に歸するなり。余はクリーブランドに於ても此種の大弊害存せりとの報告に接せり。又余の聞く所に據ればマヨールマヤ州サウアンナに於ては土地の査定價格は其土地に改良を加へたると共に眞に増加したりと云へり。該市に於ける土地は比較的少許の割合を以て査定せらるゝか如し而して其打歩は即ち投機の目的に借したると同様なるか如し。一士人の余に告げたる處に據れば近來四千二百弗を以て買買せられたる四個の土地は其査定價格僅に一千百弗に過ぎざりしと云ふ。又該土人の改良を加へたる土地に接せる一地は其査定價格僅に一千三百弗なるも三千五百弗以上に非されは之を購入する能はずと云へり。右の士人は九百弗にて當市内に於ける一箇の土地を購入したるに暫時にして其課税價格一千五百弗に増加せられ又右の土地に家屋を建つるや否や直に一千九百弗に増加せられたりと云へり。斯の如き處置は自然に土地改良を妨害するに至るか如し農夫にして課税價格の増加を恐れ

土地の改良を妨害するに至るか如し農夫にして課税價格の増加を恐れ
 ずる人々は一擧手一投足の勞なく又其市府の自然の發達を害しなから自己の財
 産は日に益其價格の増加するを見るに至る。而して是れ毫も彼等自身の力によ
 るに非ずして全く彼等の同朋か勤儉の餘澤に歸するなり。余はクローイランド
 に於ても此種の大弊害存せりとの報告に接せり。又余の聞く所に據ればマヨロ
 ルツヤ州サウアノナに於ては土地の査定價格は其土地に改良を加へたると共に
 眞に増加したりと云へり。該市に於ける土地は比較的少許の割合を以て査定せ
 らるゝか如し而して其打歩は即ち投機の目的に借したると同様なるか如し。一
 士人の余に告げたる處に據れば近來四千二百弗を以て買買せられたる四個の土
 地は其査定價格僅に一千百弗に過ぎざりしと云ふ。又該土人の改良を加へたる
 土地に接せる一地は其査定價格僅に一千三百弗なるも三千五百弗以上に非され
 は之を購入する能はずと云へり。右の士人は九百弗にて當市内に於ける一箇の
 土地を購入したるに暫時にして其課税價格一千五百弗に増加せられ又右の土地
 に家屋を建つるや否や直に一千九百弗に増加せられたりと云へり。斯の如き處

土地の改良を妨害するに至るか如し農夫にして課税價格の増加を恐れ
 ずる人々は一擧手一投足の勞なく又其市府の自然の發達を害しなから自己の財
 産は日に益其價格の増加するを見るに至る。而して是れ毫も彼等自身の力によ
 るに非ずして全く彼等の同朋か勤儉の餘澤に歸するなり。余はクローイランド
 に於ても此種の大弊害存せりとの報告に接せり。又余の聞く所に據ればマヨロ
 ルツヤ州サウアノナに於ては土地の査定價格は其土地に改良を加へたると共に
 眞に増加したりと云へり。該市に於ける土地は比較的少許の割合を以て査定せ
 らるゝか如し而して其打歩は即ち投機の目的に借したると同様なるか如し。一
 士人の余に告げたる處に據れば近來四千二百弗を以て買買せられたる四個の土
 地は其査定價格僅に一千百弗に過ぎざりしと云ふ。又該土人の改良を加へたる
 土地に接せる一地は其査定價格僅に一千三百弗なるも三千五百弗以上に非され
 は之を購入する能はずと云へり。右の士人は九百弗にて當市内に於ける一箇の
 土地を購入したるに暫時にして其課税價格一千五百弗に増加せられ又右の土地
 に家屋を建つるや否や直に一千九百弗に増加せられたりと云へり。斯の如き處

一七二
て耕地及家屋の改良に従事せざるの例證は其報道に接すると擧しとせざるなり。租税を施行するに當りては決して恰も改良に對する罰金たるか如く又は其事業振起の妨害物たるか如きの觀あらしむ可らざるなり。夫の新改良にして三年間租税を免除するか如きは已に前例なきに非ず二年若しくは三年間即ち改良を加へたる當初より第三回の徵稅期に至るの間之を免稅とするの一策は斷然採用すべきものなることを獎說せざるを得ざるなり

第三章 不動産の州稅免除

第一項 不動産州稅に對する行政上の理由

余か租稅策中に於ける第二の要點は不動産をして悉く州稅を免れしむると是なり。此免稅に對しては種々なる確實の理由あり而して是等はメーリーランド州に於けると同様の地位に立てる諸州郡の實驗に基くものなり。吾人は先づ第一に各所に於て州用の爲に不動産の實價を査定するに當り之に伴隨する諸困難を觀察せざる可らず。其土地の範圍は頗る廣漠たれば固より一局の査定官をして之を査定し了らしむる能はず去れば諸地方吏に委任して之を査

定せしめざるを得ざるべし。若し斯くの如くんば早晚是等の役吏の間に競争起りて各皆其地方に於ける不動産の價格を低下ならしめ以て其地方の州稅負擔を減し他地方をして一層多く之を負擔せしむるに至るべし。斯る競争は只不公正の結果を生ずるより外なし何んとなれば州内の一部に於ける不動産は其他部に比し二倍三倍乃至四倍の價格を以て査定せらるゝか如きとある可ければなり。此事に關するオハヨー州の例證は已に参照したり。余は實に我合衆國中一州にても右の如き不公正の存せざる處あるを知らざるなり。若し夫れメーリーランド州租稅調査委員會の他委員譯者曰く著者イーリーも右委員の一人なりきの説ける如く是等の不公平は敢て意ありて爲せるもの即ち故意貪慾の結果に非ずとの意見——彼等の意見は余よりも老練ならん——にして果して誤謬なしとするも其不公平の事實は之か爲に消滅し去るものに非ず。又吾人はメーリーランド州に於て若し他州に於て實行せられたる方法に従ふ限りは是等の諸州に於て生したるか如き結果を免るゝを望み得べしと想像するの理由あるを見ざるなり

此弊害を矯正せんとするの方案は往々提出せられたり其得意の一策は各郡に於ける評價を高低するの權力を有する州地價平均局を設くるに在り。願ふにニエ
 一、ロークに存せる地價平均局は其の組織最も完整せるものならん。右局員中の
 三名は巡廻州税査定官にして諸地方を巡歴して親しく實況を視察し以て其正鵠
 に達し各郡をして適當なる租税の割前を負擔せしむるを努むるなり。去れども
 要するに地價平均局の如きは其最も完整せるものと雖も頗る拙手段たるを免れ
 す到底満足に其事務を舉行するを得ざるなり。右の如き局に於て爲し得べきも
 の、上乘は巧妙なる空中の樓閣ならん何となれば彼等の事業は已に人力外に超
 越するものなればなり
 去りなから實際一郡内に於ける大小の不動産を一々評價するは比較的取て困
 難なるにも非ず。又道理上若し適當なる行政機關存在し少くとも三年に一回宛
 新に評價を爲すを得るとすれば毫も其價格を殆ど均一なる評價を以て査定し之
 に課税し得へからざるの理由あらざるなり。此點に關し郡と州との差別ある所
 以は固より明瞭なるべし。一郡内に於て其不動産全體を評價するに當りては之

を一監督の下に歸せしむるを得へく又諸査定官も屢々其長官の事務所會合し
 て其方法結果等の打合せを爲し又納税者として査定官會に訴ふ可き權利を有せ
 しめ或は場合によりては上告を爲すの權利をも許す等により悉く殆ど同一の割
 合を以て各不動産を評價せしむるを得へし。即ち郡内一部の財産にして其實價
 の五割を以て評價せらるゝ時は同郡内に於ける不動産は皆同しく其實價の五割
 を以て評價せしむるを得べきなり。抑も適當なる唯一の方法は只市場に於ける
 不動産の賣買實價を基礎として評價するに在る耳。固より其賣買實價たる強制
 に出たるものなる可らず去れども若し一部の財産にして其實價以下を以て査定
 せらるゝが如きあらば其他の財産も悉く皆同一の比例により實價以下の査定を
 受けしめざる可らず。而して不動産に對する州税なき限りは其差違比較的によ
 々となる可し。若し夫れ査定價格にして低下ならんには税率は之に應じて昇騰
 せざるを得ず之に反して若し査定價格高價なるときは其税率は之を低降せしむ
 るを得べし。即ち一千八百三十六年にホルチモールに於て現に起りたる場合の
 如き是なり。同年に財産全體の査定價格三百七十八万七千七百六十二弗より四

千二百九十三万一千九百六十弗に昇るや其税率は百弗に付き四弗七十七仙六分の五より六十六仙六分の五に減せらるゝに至りたり
夫の地價平均局に對する幾多の大困難の如きは不動産の州税を廢止するときは自ら消滅すべく又不動産に對する負擔も之か爲に輕少となるべきなり

第二項 州歳入の財源と地方歳入の財源とを分離すへき他の理由

以上論し來りたる理由の外州歳入の財源と地方歳入の財源とを分離し而して不動産は獨り地方歳入の目的に供せしむるを得策とする所以のもの他なし即ち地方諸政治區の經費は州中央政府の經費に比し其増加の勢一層迅速なるを以てなり。吾人は近來中央集權に付て驟々するものあるを聞けり蓋し一二の人士が確たる定見もなく漫りに斯の如き驚聲を發するや多數の人々は何の思ふ所もなく忽ち附和雷同するものにして恰も是れ彼の群羊か其先導者たる懸鈴羊の何事もなきに驚くを見て忽ち正に害惡の來らんとするか如く奔躍するに異ならず抑も其道理たる他に非ず諸州内の地方に政治區の事務は年々其州の事務よりも

一層迅速に増加し來るを以て是等の事務を處理するか爲めに地方費は自然に州費に比し一層迅速に増加せりと云ふに外ならず。即ち市街の鋪石及街燈は従前よりも改其せざるを得ず慈善事業は愈々擴張せられ種々の一權力を有する衛生局を設けて疾病を豫防するの手段の如き其他衛生上に於ける諸市の計畫の如き其現狀より察するに稍新事業に屬せり。公園の設置其他清潔飾美の諸事業の如き巨額の費用を要せざるはなく又多費なる我無謝備小學教育制度の濫觴の如きも亦今人の記應する所ならん。夫れ斯の如くにして從來市民の各個自身になしたる事も多くは市自治體の手を経るととなれり。獨逸の古語に謂へるあり曰く「人々各其門前を掃除せよ」と去れども斯る無益なる古代の市街掃除法は今日殆んど到る處に於て廢止せられ市街は市府に於て之を掃除せり。然るにポルチモール市に於ては舊習尙存せり同市に於ては各人をして市街の路側より其の中路に至るまでを掃除せしめ其家屋の前面なる街路に撒水せしむ是れか爲に往々更に一個の奴隸を要するとありて近來の新方法に比すれば其勞力を費すこと蓋し二十倍に至れり。又路側の雪掃除の如きも亦他の一例なり。去れども以上の如き

新趣向は特に或一國にのみ限らず世界普通なるものにして且つ己を得ざるもの
 とす。抑も心を事物の勢に注ぐの士が右の如き趣向の繼續を豫期するも敢て理
 なきに非ず。一例を挙げんに公立小學費の如きは非常に増加するの勢あるのみ
 ならず非常に増加せざる可らざるものなり。産業上に於ける變動の爲に舊風の
 徒弟仕組は將に廢絶に歸せんとす。素より斯の如き雇主及被雇者双方に取りて
 煩累なる新仕組は比較上利益少なきものなり。去れば社會多數は愈々益々立身
 の豫備を小學校に望まざるを得ざるに至るへし。世人多くは遠からずして雇主
 の修練は我全小學校の一科となり且つ強制的に之を受けしめ童男童女各有用な
 る技藝を習得するの時の來るべきとを想望せり。若し斯の如きに至らば結局其
 報酬は甚大なるへし何となれば一國の眞富は是等の男女の中に存するに外な
 らされはなり。夫のポストンの如き一市の富裕なる所以のもの其公立小學校に
 對する巨額の費用と關係する所少からざるは何人か之を疑ふべきや。我國人民
 にして能く此理を解せば夫の小學教員の現時に於ける憐むべき少額の俸給を増
 加し教員の業をして諸職業と同等の位地に立たしめ以て小學校の便益を擴布す

ることを望むに至るべきなり。去ればメリッランド州に於て今日吾人か小學校の
 爲めに消費するものは須らく之を二倍とす可く斯の如くせば結局メリッランド
 州の税源たるべき富財は之か爲に増加すべく其經費は最も利益ある者となる
 へしと論ずるも應なきに庶幾らんか
 蓋し政府の費用の増加は其職務の増加を示すべき好尺度なる可し然るに諸戦争
 は聯邦經費をして頗る複雑ならしめたり。去れば若し政府の職務の増加如何を
 計らんと欲せば或一時に於ける聯邦經費全額と他の一時に於ける同費全額とを
 比較するよりも寧或一時期に於ける經常全額と他の時期に於ける同費全額とを
 比較するを得策とするなり
 今や二三の統計表を擧げて讀者に示さば以上説き來れる世界に亘れる新趣向の
 性質自ら瞭如たらん。世界中の大都市にして其行政の最も整備せる處は「マンロン」
 府なりとは世人の説く所にして顧ふに其行政の誠實なる未だ決して一點の猜疑
 を受けたるとなからん。然りと雖も千八百六十一年より一千八百七十六年に至
 るの間に其人口二倍に増加したるに其經費の増加四倍に及へり。巴里府の經費

新趣向は特に或一國にのみ限らず世界普通なるものにして且つ已を得ざるものとす。抑も心を事物の勢に注ぐの士が右の如き趣向の繼續を豫期するも敢て理なきに非ず。一例を挙げんに公立小學校の如きは非常に増加するの勢あるのみならず非常に増加せざる可らざるものなり。産業上に於ける變動の爲に舊風の徒弟仕組は將に廢絶に歸せんとす。素より斯の如き雇主及被雇者双方に取りて煩累なる新任組は比較上利益少なきものなり。去れば社會多數は愈々益々立身の豫備を小學校に望まざるを得ざるに至るへし。世人多くは遠からずして雇主の修練は我全小學校の一科となり且つ強制的に之を受けしめ童男童女各有用なる技藝を習得するの時の來るへきとを想望せり。若し斯の如きに至らば結局其報酬は甚た大なるへし何となれば一國の眞富は是等の男女の中に存するに外ならざればなり。夫のポストンの如き一市の富裕なる所以のもの其公立小學校に對する巨額の費用と關係する所少からざるは何人か之を疑ふへきや。我國人民にして能く此理を解せば夫の小學校教員の現時に於ける憐むへき少額の俸給を増加し教員の業をして諸職業と同等の地位に立たしめ以て小學校の便益を擴布す

ることを望むに至るへきなり。去ればメリリランド州に於て今日吾人か小學校の爲めに消費するものは須らく之を二倍とす可く斯の如くせば結局メリリランド州の税源たるへき富財は之か爲に増加すべく其經費は最も利益ある者となるへしと論ずるも謬なきに庶幾らんか

蓋し政府の費用の増加は其職務の増加を示すへき好尺度なる可し然るに諸戦争は聯邦經費をして頗る複雑ならしめたり。去れば若し政府の職務の増加如何を計らんと欲せば或一時に於ける聯邦經費全額と他の一時に於ける同費全額とを比較するよりも寧或一時期に於ける經常全額と他の時期に於ける同費全額とを比較するを得策とするなり

今や二三の統計表を舉げて讀者に示さば以上説き來れる世界に亘れる新趣向の性質自ら躍如たらん。世界中の大都市にして其行政の最も整備せる處は「ベルリン」府なりとは世人の説く所にして頗る其行政の誠實なる未だ決して一點の猜疑を受けたるとなからん。然りと雖も千八百六十一年より一千八百七十六年に至るの間に其人口二倍に増加したるに其經費の増加四倍に及へり。巴里府の經費

一八〇

は一千七百九十九年に於ては七百五十万フランとなりしも一千八百八十三年には二億五千三百六十六万三千三百四十フランに増加し而して其人頭割経費は六倍以上に上れり。バーデン國の経費は一千八百六十年一千八百七十一年に至るの間に殆んど四割一分の増加となしたるにグマインデン(市)と稱する地方政治區の経費は一倍と三割以上の増加を爲せり。是等の説明は限りなく之を擧示するを得るも不必要なるを以て取てせず。合衆國に於ては政治の兩端即ち地方政治區と聯邦政府との二者共に益々重きを加ふると同時に州なるものは稍其勢力萎靡する感あり。ニューヨーク州に於ては一千八百六十二年より一千八百六十六年に至るの間に州税は一倍六割八分増加し郡税は二倍八分増加し而して地方税は三倍五割の増加を爲したり

次表に於て合衆國の聯邦費州費及地方費の増加に關する二三の事實を示せり時により或一州の豫算上に於ける費用は前後各時期に於て常に同一なりしや否やを明かにする能はざるの場合ありたり。去れども努めて意を其分解上に注きたれば想ふに其結果殆んど正鵠に近かるべく又之によりて見るに大體上比較的増

加を明示せり。若し此表中に誤謬ありとすれば是れ恐らくは后年の豫算中に包含するものを初年の豫算中より除去したるにあらん諸州は表中の時期に於ける報告を蒐集し得たるもののみを掲げたり。又特に一千八百二十八年一千八百四十四年一千八百六十年及一千八百八十七年を擇ひたるは他年に於ては同年間若しくは殆んど同年間に近き時期に對する完全の報告を得る能はざりしによれり

聯邦費

年	次 文 官 事 務 費	全費額國債利子を除く	經常純額費全國債利子を 含む但し國債證書買 收費を除く
一八二八年	三六六、〇五三	一三、二九六、〇四二	一六、三九四、八四二
一八四四年	五六四、一八四	二〇、六五〇、一〇八	三三、四八三、五〇〇
一八六〇年	三九七、九七八	六〇、〇五七、七五四	六三、二〇〇、八七五
一八八七年	八五、三六四、八三五	三三、一九〇、六〇三	三六、七九三、二八〇

州名	一八二八年	一八四四年	一八六〇年	一八八七年
コンチカウト	二四七、二七	三〇八、九四七	七三三、八五五	一五二、六九七
デオールヂヤ	一八六、九三九	三三七、七六四	一、一七九、一〇〇	四四三、三三九
メイ	一三三、三三二	三三三、〇五八	二九四、〇〇八	一、二四三、〇一五
メーリワララ	二六八、八七三	六三三、五三四	一、〇〇六、六四三	二、二二九、一一〇
マツサチニューセツ	四四七、七六九	四二一、〇七七	一、三〇三、七八四	九三三、七〇九
ニューハンフシヤイナ	八〇、八九〇	一三六、八五五	一、四四四、四	九五、七六三
ニューヨーク	一九八、八〇四	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四一四、八六七	二、五八三、九二五
ペンシルヴェニア	三三〇、七五三	三、八八三、三九八	三、六三、七四七	七、三三三、八〇五
ヴェルモント	五二、六八三	九〇、〇五四	三三〇、四八九	三、八〇、四七
ヴォルヂニヤ	—	一、五三六、三五六	二、六三六、七二三	二、六三六、七二三

種 税 論

以上の表により一千八百八十七年に於ける費額は一千八百二十八年に於けるものよりも多きと殆んど左の如き割合なるを知るべし

種 税 論	倍 数
聯邦文官事務費は	二十三倍
國債利子を除ける聯邦費は	十六倍
聯邦全費は	十六倍
コンチカウト州費は	十倍
デオールヂヤ州費は	二十三倍
同州々債費を控除せば殆んど	八倍
メイン州費は	九倍
メーリワララ州費は	八倍
マツサチニューセツ州費は	二十一倍
ニューハンフシヤイナ州費は	十二倍
ニューヨーク州費は	八倍
ペンシルヴェニア州費は	二倍

不動産の州税免除